

款項ヲ設ケ金額ヲ計上スルモ、官府カ自由ニ裁量シテ、必要ニ應ジテ施行スヘシトセラルルモノハ、固ヨリ之ヲ行ハサルコトヲ得ヘク、豫算ニ依リテ必ス之ヲ爲スヘキノ義務ヲ生スルモノニ非サルハ云フヲ俟タサルナリ。

豫算ハ直接ニ收入支出ニ對シテモ、官府ノ權原ヲ成スモノニ非ス、收入支出ノ見積計算表ニシテ、法令ノ規定其ノ他ノ原因ニ依リテ入り來ルノ收入ヲ見積リ、官府ノ法令ノ規定官制等ニ依リテ行フノ事務ニ就テ、必要ナルヘキ經費ヲ見積ルモノタルノミ。

國家ノ收入ハ主トシテ租稅ナリ、我カ憲法ハ租稅ハ毎年之ヲ承諾スルノ主義ヲ執ラス、永久ノ法律ニ依リテ徵收スルモノト爲セリ、憲法第二十一條ハ納稅ノ義務ハ法律ヲ以テ之ヲ定ムルノ原則ヲ定メ、第六十二條ニ新ニ租稅ヲ課シ及稅率ヲ變更スルハ法律ヲ以テ定ムヘシト爲

シ、第六十三條ハ更ニ現行ノ租稅ハ更ニ法律ヲ以テ之ヲ改メサル限ハ舊ニ依リ之ヲ徵收スト定メ、以テ此ノ主義ヲ明ニセリ、豫算ナシト雖モ、租稅ハ法律ニ從ヒ必ス徵收セラルルナリ、其ノ金額ハ法律ノ定ムル所ノ率ニ依リ、租稅ノ目的物ノ存スルニ從ヒ、實際徵收スルニ依リテ定マルモノニシテ、豫メ之ヲ決定シ得ヘキモノニ非ス、豫算ハ唯タ前數年ノ平均ニ依リ、今年ノ見込ミニ從テ之ヲ計上スルノミ、豫算表ニ之ヲ幾許ト計上スルモ、實際或ハ之ヨリモ多カルヘク、或ハ少カルヘク、官府ハ其ノ金額ニ依リテ、必ス其レタケヲ徵收スルノ義務ヲ負ヒ、又ハ其レタケヲ徵收スルコトヲ得ルノ權能ヲ附與セラルルモノニ非ス、租稅以外ノ收入ニ就テ見ルモ、手数料、官業ノ收入、官有物ノ拂下、罰金ノ收入ノ如キ、皆之ニ對スル豫算ノ意義ハ、豫算ニ依リテ、其ノ行爲ヲ爲スノ權利義務ヲ發生スルモノニ非ス、其ノ款項金額ハ、法令其ノ他ノ原因ニ依リテ定

マ、ルモノニシテ、豫算ハ之ヲ限定スルコトヲ得ルモノニ非ス、公債ハ憲法ニ依リ、議會ノ協賛ヲ經テ起サルモノニシテ、豫算ハ公債ヲ起スノ權能ヲ附與スルモノニ非ス、豫算ハ唯タ其ノ金額ヲ計上シテ、收入ノ計算ヲ示スノミ、要スルニ凡テ收入ハ、豫算ヲ以テ其ノ根源トスルモノニ非ス、豫算ニ租稅其ノ他ノ收入ノ金額ヲ掲クルハ、租稅承諾ノ主義ヲ執ラサル以上ハ、唯タ支出ニ充當シ得ヘキ、收入ヲ示スニ止マリ、官府ニ對シテ何等ノ拘束力ヲ有スルモノニ非サルナリ、官府カ法令又ハ官制上爲スヘキ事ヲ爲サス、又ハ之ヲ爲スノ當ヲ得サルカ爲メニ、款項ノ設ケアル收入ヲ得ス、又ハ其ノ金額不足ナルコトアルモ、職務上ノ責任ヲ生スルノミ、之ヲ豫算ニ違反シタルモノト爲スコト能ハサルナリ。

豫算ヲ以テ租稅ノ承諾ナリトスルハ主義ヲ廢シタル以上ハ、豫算ノ效力ハ專ラ支出ニ存ス、豫算ヲ定メ、之ヲ議會ノ協賛ヲ經ヘキモノトス

ルハ、國庫ノ收入スル金額ヲ如何ニ使用スルカラ豫メ確定シテ、之ニ從テ支出セシメ、以テ濫費ナカラシメ、政務ノ效果ヲ擧ケ、其ノ紊亂ヲ防カントスルナリ、國家ノ會計ハ、收入アルカ故ニ之ヲ使用スルニ非スシテ、一定ノ支出ヲ必要トスルカ故ニ、其レタケノ收入アラシムルモノナリ、支出カ國家會計ノ要點タルハ其ノ性質上當然ニシテ、支出ニ充ツヘキ金額以外ニ、國庫ノ收入アルヘカラサルナリ、豫算ハ此ノ趣旨ニ從ヒ、支出ト收入ノ金額ヲ同數トシ、支出ノ爲メニ必要ナル金額以外ノ收入ハ、之レ無キモノトシテ編製セラル、故ニ豫算ノ計上スル支出ノ金額ハ、其ノ金額ニ於テ收入ノ額ヲ超ユヘカラサルコトヲ示スモノニシテ、政府ニ對シテ、計上セラレタル歳出ノ總額以上ノ金額ヲ使用スヘカラサルノ拘束ヲ與フルモノナリ、而シテ、歳出ノ豫算ハ、款項ヲ定メ、款項毎ニ其ノ金額ヲ計上シ、總計シテ、收入ノ總額ト差引キ、殘リ無キモノトスルカ

故ニ、苟クモ豫算ヲ定ムル以上ハ、政府力之ヲ支出スルニ當テ、款項ノ設ケナキ事項ニ就テハ、支出ヲ爲スコトヲ得ス、款項ノ設ケアルモ、其ノ定ムル所ノ金額ヲ超エテ、支出スルコトヲ得サルノ意義ヲ有スルモノナリ、之ヲ豫算ノ效力ト爲ス、憲法第六十四條第二項ハ、豫算ノ款項及其ノ金額ヲ定ムルノ效力ヲ示スモノニシテ、之ヲ超過シ、又ハ款項以外ノ支出ヲ爲スヘカラサルモノトス、會計法ハ之ニ本ツキテ、諸般ノ規定ヲ設ケタリ、要スルニ、豫算ノ效力又ハ拘束力ハ専ラ支出ニ就テ存シ、(一)總收入額ヲ超エテ支出ヲ爲スコトヲ得ス、豫算ニ計上セサルノ收入アルモ之ヲ支出ニ充ツルコトヲ得サルナリ、(二)豫算ニ定メタル目的即チ款項ノ設ケアル事項ノ外ニ支出ヲ爲スコトヲ得ス、(三)豫算ノ各款項ニ定メタル金額以上ノ支出ヲ爲スコトヲ得ス、(四)從テ各款項ノ間其ノ金額ヲ彼此流用スルコトヲ得ス、(五)又會計ハ一年度ニ限り、豫算ハ一年度限り

ノ豫算ナルカ故ニ、一ノ年度ニ屬スル支出ノ定額ヲ、他ノ年度ニ繰リ越シ使用スルコトヲ得サルノ拘束ヲ受ク。

豫算ハ支出ニ對シテ、如上ノ拘束力ヲ有スト雖モ、豫算カ官府ノ一定ノ行爲ヲ爲スノ權能ヲ與フルモノニ非サルノ本質ハ、全ク之ト關係ナク、此ノ拘束力アルカ爲メニ、其ノ本質ヲ失フモノニ非サルナリ、假令豫算ノ款項存スルモ、官府ハ必ス之ヲ行ハサルヘカラサルニ非ス、殊ニ豫算ノ金額ハ必ス之ヲ使用セサルヘカラスノ拘束ヲ受クルコトナシ、豫算ノ拘束ハ款項外ノ支出ヲ爲スコトヲ得ス、又ハ款項ノ金額以上ノ支出ヲ爲スコトヲ得サルニ存シ、之ヲ支出セス、又ハ其ノ金額以下ノ支出ニ止ムルハ、毫モ關スル所ニ非ス、加之、豫算ハ到底見積計算表ニシテ、若シ法令官制ノ之ヲ命シ、職務權限アル官府必ス之ヲ爲ササルヘカラサルノ事項アルトキハ、假令豫算ニ於テ、之ニ對スル款項ノ設ケナキモ、必ス

之ヲ行ハサルヘカラス、況ンヤ豫算ノ款項ニ見積レル金額ノ爲メノ故
 ヲ以テ、其ノ職務權限ノ十分ナル遂行ヲ怠ルノ理由ト爲スコトヲ得サ
 ルナリ、故ニ豫算ナル見積表カ存在スルトモ、官府本來ノ權限トシテハ
 款項ナキ事項ヲ行ヒ、其ノ金額ニ拘ハラス、之ヲ遂行スヘキハ當然ナリ
 ト云ハサルヘカラス、此ハ全然豫算ト關係ナキコトニシテ、豫算ハ官府
 ノ職務權限ノ規定ニ非サルナリ、然レトモ、官府若シ其ノ必要ナル職務
 權限ヲ行ハントスルモ、費用ヲ要シ、豫算ノ金額ハ總收入額ヲ以テ限定
 セラレアルカ故ニ、豫算ニ關係ナク、之ヲ遂行スルコトヲ得ルト云フハ
 實際無意味ニシテ、豫算アルノ結果、官府ハ其ノ職務權限ヲ行フコト能
 ハサルノ事實上ノ拘束ヲ受クルナリ、之レ豫算制度カ政務ノ綱紀秩序
 ヲ維持スルノ目的ヲ有スト爲ス所以ニシテ、豫算制度ハ本來之ヲ豫期
 スルモノナレトモ、概念上官府ノ職務權限ト豫算トハ、全然別個ノ關係

ナルコトヲ明ニセサルヘカラス。

然レトモ、豫算アルカ爲メニ、官府ノ必要ナル職務權限ヲ遂行スルコ
 ト能ハス、國家民生ノ重要ナル利益ヲ保持シ之ヲ増進スルコト能ハサ
 ルハ、ナルヘク之ヲ避クヘク、之ヲ緩和スルノ方策ナカルヘカラス、之レ
 憲法ニ、避クヘカラサル豫算ノ不足ヲ補フ爲ニ、又ハ豫算ノ外ニ生シタ
 ル必要ノ費用ニ充ツル爲ニ、豫算ニハ必ス豫備費ヲ設クヘキコトヲ定
 メタル所以ナリ(第六十九條)、此ニ於テ、豫算ノ支出ニ對スル拘束力ハ、豫
 備費ノ設ケアルタケ緩和セラレ、即チ豫算ニ款項ノ設ナキモ、又ハ其ノ
 定メタル金額ヲ超ユルモ、必要ナル費用ハ之ヲ支出スルコトヲ得ルモ
 ノトセラレ、唯タ豫備費ノ金額モ亦限度アリ、總支出額ニ豫備費ヲ加ヘ
 テ、總收入額ト平均スルモノトスルカ故ニ、豫備費ノ金額ニ達スレハ、最
 早ヤ其レ以上豫算ノ款項ニ超過シ、又ハ豫算外ノ支出ヲ爲スコトヲ得

ス、故ニ豫算ノ拘束力ハ、結局豫備費ノ限度ニ於テ存スト爲スヘシ。

豫備費ハ憲法ニ從テ之ヲ支出スルコトヲ得ルノ金額ナルモ、議會ノ之ヲ協賛スルニ方リ、如何ナル目的ニ、幾許ヲ支出スルヤヲ、審査議定シタルモノニ非ス、若シ之ヲ無條件ニ支出スルコトヲ得ヘシトスレハ、議會ヲシテ政府ヲ監督節制セシムル所以ノ、豫算制度ノ目的ハ閑却セラレントス、故ニ憲法ハ豫備費ヲ支出シタルトキハ後日帝國議會ノ承諾ヲ求ムルコトヲ要スルモノト爲セリ(第六十四條第二項)。

豫備費ノ金額ヲ支出シ盡クシテ、尙ホ必要ナル事業ノ遂行スヘキアリ、豫測セサルノ費用ヲ必要トスルトキハ如何スヘキヤ、第七十條ノ財政上ノ緊急處分ニ依ルカ、追加豫算ヲ編製スルノ方法アリ、然レトモ、此ノ方法ニ依ラサレハ、最早ヤ憲法ニ從テ支出スルノ途絶對ニ之レナキナリ、此ノ如クシハ、爲メニ國家必要ノ政務ヲ廢シ、官府ノ職務權能ヲ事

實上行フコト能ハサラシムルノ結果ニ陷ルモ、之レ寧ロ憲法ノ豫算制度ヲ定メタル所以ノ趣旨ヲ達セントスルノ當然ノ結果ニシテ、豫算ノ效力ハ故ニ存スルナリ、若シ之ヲ非ナリトシ、豫算ノ爲メニ、國家民生ノ利害ヲ顧ミサルヲ不當ナリトスレハ、初メヨリ豫算制度ヲ設クヘカラサルナリ、立憲政體ノ目途トスル監督節制ノ作用ノ爲メニ、阻碍停頓ノ事實ヲ見ルコトアルハ已ムヲ得サル所ニ屬ス、其ノ利害得失ハ別論ナルモ、苟クモ立憲政體ヲ維持シ、豫算制度ヲ保存スル以上ハ、此ノ一點ニノミ着眼シテ、豫算ノ效力ヲ無視スヘシト爲スコト能ハサルナリ、之ヲ我カ憲政實施以來ノ事實ニ徵スルニ、豫備費ハ毎年不足ヲ告ケ、政府ハ豫備費以外ノ金額ヲ支出シテ、其ノ必要ニ應シ來レリ、論者ハ、憲法ハ國家ノ爲ニ存ス、國家ノ不利益ヲ生スヘキ憲法ノ解釋アルヘキニ非サルノ理由ヲ以テ、之ヲ辯護シ來レルモ、若シ之ヲ許サハ、豫算ノ效力ハ全部

無キニ歸スヘク、豫備費以上ノ支出ハ、之ヲ憲法違反ナリトスルノ明白ナル解釋ハ之ヲ曲クルノ餘地ナシト爲ササルヘカラサルナリ、殊ニ本來豫算以外ニ自由ニ支出シ得ヘキ金額ナルモノノ存スルコトナキハ國家ノ會計及豫算ノ性質上當然ナル所ナリ、從來政府ハ之ヲ國庫剩餘金ト云フモ、歳入ノ豫定ヲ超過シ、歳出ノ豫定ニ及ハサルハ、年度ノ最末日ニ至テ之ヲ知ルヘク、年度ノ中間ニ剩餘金ナルモノノ浮游スルコトアルヘキニ非ス、殊ニ年度末ニ至テ剩餘金アリ、又ハ前年度ノ決算後剩餘金ヲ生スルモ、之ヲ其ノ年度ノ收入トシテ、總豫算ニ計上シ、然ルノチ豫算ニ依リテ、之ヲ一定ノ目的ニ支出スルコトヲ得ルモノニシテ、剩餘金トシテ自由ニ處分シ得ルモノニ非サルナリ、從來之ヲ責任支出ト稱スルハ、其ノ不法ナルコトヲ前提トシ、又ハ之ヲ疑ヒテ、責任ヲ負ハント云フモノナレトモ、假令政府其ノ責任ヲ負ヒ、議會之ヲ承認スルトモ、憲

法違反ハ變シテ適法トナルモノニ非ス、憲法第六十四條第二項ハ豫備費ノ支出ニ對スル承諾ヲ規定スルモノニシテ、憲法違反ノ支出ニ對スル承諾ヲ規定スルモノニ非ス。

第六節 財政上ノ緊急處分

憲法第七十條ハ、公共ノ安全ヲ保持スル爲、緊急ノ需要アル場合ニ於テ、内外ノ情形ニ因リ、帝國議會ヲ召集スルコト能ハサルトキハ、政府ハ勅令ニ依リ、財政上緊急ノ處分ヲ爲スコトヲ得ルコトヲ規定ス、財政上緊急ノ處分トハ國債ヲ起シ、豫算外ノ支出ヲ爲ス等ノ場合ヲ云ヒ、法規ヲ定ムルモノニ非ス、第八條ノ緊急勅令ト異レリ、憲法ハ財政上ノ緊急處分ヲ爲スハ、事極メテ重大ナリトシ、第八條ノ單ニ議會ノ閉會中ナルヲ條件トスルト異リ、内外ノ情形ニ依リ、議會ヲ召集スルコト能ハサル

場合ニ限レリ、故ニ議會閉會中ナルモ、議會ヲ召集スルコトヲ得ル場合ニハ、之ヲ召集シテ、必要ノ處置ヲ講スヘク、衆議院解散セラレタル場合又ハ國ノ内外ニ事變アル場合ノ如ク、議會ヲ召集スルコト能ハサル場合ニ非レハ、財政上緊急ノ處分ヲ爲スコトヲ得ス。

此ノ勅令ハ次ノ會期ニ於テ、帝國議會ニ提出シ、其ノ承諾ヲ求ムルコトヲ要スルハ、緊急勅令ニ同シ、此ノ承諾ハ、財政上ノ處分ハ既ニ行ハレタルモノニシテ、法規ヲ定ムルモノニ非サルカ故ニ、將來ニ對スル效力ヲ定ムルモノニ非ス。

第七節 手数料及其ノ他ノ收納金

憲法第六十二條ハ、第一項ニ於テ、新ニ租稅ヲ課シ及稅率ヲ變更スルハ、法律ヲ以テ之ヲ定ムヘキモノトシ、其ノ第二項ニ於テ、報償ニ屬スル

行政上ノ手数料及其ノ他ノ收納金ハ此ノ限ニ在ラスト規定セリ、租稅ハ報償ニ非ス、手数料ハ之ヲ強制シテ徵收スルハ、租稅ト同一ナルモ、官府カ臣民ニ對シ一定ノ行爲ヲ爲シ、又ハ一定ノ利益ヲ與ヘタルニ對スル報償ノ性質ヲ有ス、手数料ハ司法上ノ手数料ト行政上ノ手数料ト之アリ、司法上ノ手数料ハ、憲法第五十七條ノ司法權ハ法律ニ依リ之ヲ行フノ規定ニ從ヒ、法律ヲ以テ規定スヘキモ、行政上ノ手数料ハ命令ヲ以テ、之ヲ規定スルコトヲ得ルモノトス。

第八節 國債

憲法第六十二條第三項ハ、國債ヲ起シ、及豫算ニ定メタルモノヲ除ク外國庫ノ負擔ト爲ルヘキ契約ヲ爲スハ、帝國議會ノ協賛ヲ經ヘシト定ム、政務ノ施行ニ當リ絶ニス債務ヲ生ス、例ヘハ物品ヲ購入スレハ、金銀

支拂ノ義務ヲ生スルカ如シ、然レトモ、カカル行政上ノ債務ハ、之ヲ國債トハ云ハス、國債トハ所謂ル財政上ノ債務ニシテ、歳入ノ不足ヲ補フ目的ヲ以テ、其ノ返還ヲ數年ノ後ニ約束シテ、金錢ヲ借入ルルヲ云フ、豫算ニ定メラレタル費用以外、一年度ヲ超エ、將來ニ向テ債務ヲ生スヘキ契約ヲ爲スハ、又議會ノ協賛ヲ經ヘキモノトス。

第九節 決算及會計検査

決算ハ、一會計年度ノ終了シタル收入支出ノ計算ナリ、會計ハ豫算ニ從テ爲サレサルヘ、カラス、從テ其ノ決算ヲ議會ノ審査ニ委スルハ、事ノ當ニ然ルヘキ所ナリト云フヘシ、憲法第七十二條ハ、國家ノ歳出歳入ノ決算ハ會計検査院之ヲ検査確定シ政府ハ其ノ検査報告ト俱ニ之ヲ帝國議會ニ提出スヘシト規定セリ。

會計ノ検査ノ爲メニ、憲法上ノ官府トシテ會計検査院ヲ置ク、會計検査院ノ組織及職權ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム（第七十二條第二項）。

第十一章 司法權及裁判所

司法權ノ獨立ハ、立憲政體ノ最モ重要ナル原則ノ一ニシテ三權分立ノ組織ハ、司法權ノ獨立アルニ依リテ全ク諸國ノ制度、行政ト立法ト、政府ト議會トノ間、其ノ獨立對等ナル所以全クカラス、殆ント其ノ分立ヲ見サルモノアルモ、司法權ノ獨立ハ、如何ナル國ニ在リテモ、之ヲ嚴ニ確立セサルナシ、司法權ノ獨立アリテ、國法ハ維持セラレ、臣民ノ權利ハ保護セラレ、司法權ヲ行使スルノ官府ヲ裁判所ト爲ス、司法權ノ獨立ハ、裁判所ノ獨立ナリ、之ヲ組織スルノ裁判官ノ獨立ナリ。

第一節 司法權ノ意義及性質

司法權ハ、天皇ノ名ニ於テ、裁判所之ヲ行フ(第五十七條)司法權ノ行使

ヲ裁判ト云フ、裁判トハ特定ノ場合ニ對シ、一般ノ法規ヲ適用スル主權ノ命令ナリ、裁判ハ各種ノ法ノ區域ニ存ス、國際法上ノ裁判アリ、行政法上ノ裁判、官吏懲戒ノ裁判アリ、又民事刑事ノ裁判アリ、然レトモ、憲法ニ於テ司法權ト云フハ、一切ノ裁判ノ作用ヲ包括スルモノニ非ス、民事刑事ノ裁判ヲノミ稱ス、之レ司法ナル語ノ一般ノ用法ナリ、蓋シもんですきゆうカ三權分立論ニ於テ司法ト云ヘルハ、民事刑事、即チ私人ノ行爲ニ對スル裁判ニシテ、行政裁判、官吏懲戒ノ裁判ノ如キハ、實質ニ於テ既ニ存在シタリトスルモ、行政ノ一部トシテ行ハレ、司法ト區別セラレタルナリ、從テ諸國憲法ニ於テ、獨立ノ裁判所ヲシテ行ハシムヘシト爲セルハ、民事刑事ノ裁判ニ限レリ、我カ憲法第五十七條ノ司法權ト云フモ、其ノ範圍ハ此レニ外ナラス、憲法ハ、特ニ行政官府ノ違法處分ニ對スル訴訟ニシテ、行政裁判所ノ權限ニ屬スルモノハ、司法裁判ノ範圍外ニ在

ルコトヲ規定セリ(第六十一條)。

民事ノ裁判トハ、民事ノ争訟事件ニ關スル裁判ナリ、民事トハ私法上ノ意ニシテ、民事ノ争訟事件トハ、各人ノ私法上ノ關係ニ於テ、一人カ他人ニ對シテ、自己ノ權利ノ侵害ヲ回復シ、又ハ權利ヲ保全セラレシコトヲ、裁判所ニ對シテ要求スルニ對シ、判決ヲ與フル手續ヲ云フ、刑事事件トハ、各人ノ犯罪ニ對シ、刑罰ヲ科スル裁判事件ナリ、刑事法ハ、公法ノ區域ニ屬ス、其ノ行政裁判、官吏懲戒ノ裁判、即チ所謂ル國法上ノ裁判ト異ルハ、犯罪ナル私人ノ行爲ニ關スルニ在リ、何ヲ犯罪トスルカハ、刑罰法ノ定ムルトコロナリ。

現行ノ制度ニ於テハ、裁判所ハ民事刑事ノ裁判事件ノ外、非訟事件ヲ取扱フコトト爲リ居レリ、非訟事件ハ、其ノ性質ニ於テ裁判ニ非ス、然レトモ、之ヲ裁判所ヲシテ行ハシムルモ、憲法第五十七條ニ違反スルモノ

ニ非ス、第五十七條ハ、唯々民事刑事ノ裁判ハ之ヲ裁判所以外ニ於テ行フヘカラサルコトヲ定ムルノミ。

裁判ハ如何ナル本質ヲ有スル主權ノ行動ナルカ、争ヲ決スルト云フコトハ、必スシモ裁判ノ要素ニ非ス、被告カ原告ノ請求ヲ初メヨリ、認め居ル場合ナリトモ、裁判アルコトアリ、又争ノアル場合ハ、必ス裁判アリト云フコトヲ得ス、行政ノ區域ニ於テ争ヲ決定スルコト、屢行ハルル所ナリ、裁判ノ手續ニ當事者カ參與スルト云フコトモ、裁判タルノ要素ニハ非ス、裁判ノ手續ニ當事者ヲ參與セシムルハ、然ラサレハ、裁判タルノ性質ヲ失フカ故ニ非スシテ、裁判ノ公正ヲ保チ、判決ヲシテ誤ナカラシメントスルニ在リ、裁判ノ本質ハ法ノ適用タルニ在リ、適用トハ、既ニ定マレル一般の抽象的ノ法規ヲ解釋シテ、特定ノ事件ニ對シ、其ノ場合ニ何カ法ナルカヲ決シテ之ヲ命令スルヲ云フ、即チ所謂ル具體的ノ

法ヲ定ムルナリ、之ヲ民事ノ裁判ニ就テ云ヘハ、主權ハ私法ヲ定メ、私人ノ相互ノ權利義務ヲ定ムレトモ、特定ノ場合ニ爭ヲ生スルコトアリ、此ノ場合ニ、私人ヲシテ自ラ自己ノ權利ナリト信スル所ヲ實行スルコトヲ得セシメ、相手方ヲ強制シテ、其ノ目的ヲ遂クルコトヲ得ルモノト爲セハ、公共ノ秩序ハ保タルコトヲ得サルヘシ、主權カ法ヲ設クルハ、私人ヲシテ自助ノ手段ヲ取ラサシムルコトヲ包含ス、爭アル場合ニハ、私人ハ自己ノ權利ト信スル所ヲ、相手方ニ對シテ實現スルコトヲ、主權ニ對シテ要求スルコトヲ得セシメ、カカル要求アリタル場合ニハ、主權ハ事實ヲ審査シ、法規ヲ解釋シテ、果シテ權利ノ存在スルヤ否ヤヲ決定シ、主權ノ力ヲ以テ之ヲ實現スルコトヲ得セシム、即チ一般ノ法規ニ依リテ存スル權利ヲ、特定ノ場合ニ實現セシムルモノナリ、刑事裁判ノ目的ハ、カクノ如ク私人ノ爲メニ存在スルモノニ非サレトモ、法ノ適用タル

ニ於テハ同一ニシテ、刑罰權ノ行使ヲシテ、不規則專橫ナラシメサルカ爲メニ、豫メ如何ナル行爲ヲ犯罪ト爲スカ、之ニ對シテ如何ナル刑罰ヲ科スルカラ法ヲ以テ定メ置キ、犯罪タル行爲アリト認ムヘキ場合ニハ、主權自ラ之ヲ裁判所ニ要求シテ、一般ノ法ヲ特定ノ場合ニ適用シ、判決ヲ以テ、私人ニ對シテ刑罰ノ執行ヲ命スルナリ、サレハ裁判ハ單純ニ裁判官ノ法ノ解釋ニ關スル意見ヲ發表スルニ非ス、主權ニ依リテ、裁判官ニ非サレハ何人ト雖モ之ヲ爲スコトヲ得サル公正ナル法規ノ解釋ヲ與フルモノナリ、然レトモ、裁判ハ唯タ之ニ止ラス、當事者ニ對シテ之ニ從フヘキコトヲ命令スルナリ、即チ裁判ノ特色ハ、命令ノ行爲タルニ在リ、權力ノ命令タル法ノ適用ハ一定ノ効力ヲ有シ、當事者ヲ羈束シ、其ノ事件ニ對シ、何カ法ナルカラ決定ス、假令實質ニ於テ解釋ヲ誤ルモ、形式上主權ノ法ヲ解釋スルコトハ、判決ノ如クナリト爲ササルヘカラス、判

決ハ其レ自身執行力ヲ有ス、判決ハ主權ノ命令タルニ於テ、立法及行政ノ作用ト異ルコトナシ、法ノ適用タルコトヲ其ノ特色トスルノミ、立法ノ命令ハ、抽象的一般的假定的ノ命令ナリ、之ト異リ、裁判ノ命令ハ、具體的特定の終決的ナリ、其ノ特定ノ場合ニ對スルハ、行政ト同一ナルモ、法ノ適用タルニ於テ異ル、裁判ハ法ヲ適用スルモノナリ、而シテ法ヲ適用スルノミナリ、法規ヲ其ノ儘ニ適用スルナリ、裁判ハ拘束セラレタル行爲ニシテ、裁判官カ自己ノ自由意見ヲ加ヘテ裁量スルノ餘地ナシ、法ノ適用ハ、同一ノ場合ニ對シ、必ス同一ナルヲ性質トス、具體的ノ法ハ二ツ以上アルコトヲ得ス、裁判ハ其ノ作用カ法ノ適用タルト共ニ、法ノ適用其レ自身目的ナリ、之ト異リテ、行政作用ハ其ノ行爲ニ依リテ、或ル他ノ目的結果ヲ得ントスルナリ、行政法規カ詳密ニシテ、之ヲ適用スル以外、行政行爲ナキ場合ニモ、其ノ目的ハ、法ノ適用ニ非ス、行政ハ自由ナル行爲

ニシテ、之ヲ行フ者カ、如何ニシテ最モ好ク、其ノ目的ヲ達スルコトヲ得ヘキカト云フノ裁量ニ依リテ決定セラル。

現在ノ制度ニ在リテハ、何レノ國ニ於テモ、裁判ハ當事者ノ參與ヲ以テ行ハルルモノト爲セリ、之レ行政ニハ通常存セサル所ニシテ、裁判ノ一ノ特色ト爲スヘシ、然レトモ、當事者ノ參與ヲ以テ裁判ヲ行フハ、他ノ目的ニ出ツルモノニシテ、當事者ノ參與ナケレハ、之ヲ裁判ニ非スト爲スコトヲ得ス、又裁判ハ訴ヲ待テ行ハル、訴ナケレハ裁判ナク、裁判ハ主動的ニ行ハルルモノニ非ス、此ノ點モ亦行政ト著シク異ル所ナリ、然レトモ、マタ裁判タルノ本質ヲ成スモノニ非ス、然レトモ、當事者ノ參與ト訴ナケレハ裁判ナキハ、現行法上裁判ノ特色ナリト爲スヘキナリ。

第二節 裁判所

司法權ハ裁判所之ヲ行フ(第五十七條)司法權ヲ分立シ、特ニ設クル所ノ官府タル裁判所ヲシテ行ハシムルハ、もんですきゆうノ主張シタル所ニ本ツキ、立憲政體ノ一要件タリ、もんですきゆうハ司法權カ立法權ト結合セラルルトキハ、裁判官ハ同時ニ立法者タルカ故ニ、人民ノ生命ト自由トハ專横ナル權力ノ下ニ在ルコトト爲ルヘク、司法權カ行政權ト結合セラルルトキハ、裁判官ハ壓制者タルノ權力ヲ有スルニ至ラント爲セリ、我カ憲法ハ又此ノ主義ヲ採用シ、司法ノ作用ヲシテ、純粹ニ法ノ適用タラシメ、權利自由ノ保護ヲ完カラシメンカ爲メニ、特ニ裁判所ヲ設ケタリ。

司法權ハ天皇ノ名ニ於テ之ヲ行フ(第五十七條)之レ司法權又ハ裁判所ノ獨立ノ原則ヲ定メタルモノナリ、司法權ハ統治權ノ作用ノ一方面ニシテ、天皇ニ屬スルコト云フヲ俟タス、然レトモ、特ニ之ヲ天皇ノ名ニ

於テト云フハ、裁判所ノ司法權ヲ行フハ、天皇ノ指揮命令ヲ受クルモノニ非サルコトヲ示スナリ、凡ソ統治權ヲ行使シ、之ヲ發表スルノ官府ハ、天皇ノ命ヲ奉シ、上下ノ階級ヲ追フテ之ヲ行フヲ原則トス、行政權ヲ行フノ行政官府ハ此ノ如キ地位組織ヲ有スル者タリ、裁判所ハ然ラス、天皇ノ指揮命令ヲ受ケス、又上下ノ階級ヲ成スコトナク、其ノ司法權ヲ行使スルハ、何人ノ如何ナル命令ニモ依ラス、獨立ノ意志ニ本ツクモノトス、之レ憲法ノ特ニ天皇ノ名ニ於テト云ヘル所以ニシテ、司法權ハ天皇ノ司法權タリ、裁判所ハ天皇ノ司法權ヲ行フタルハ云フヲ俟タサルモ、獨立シテ、天皇ヲ離レテ之ヲ行フモノニシテ、行政官府ノ行政權ヲ行フト異ルカ故ニ、天皇ノ名ニ於テ行フモノナルコトヲ明ニシ、以テ其ノ獨立ナルノ原則ヲ執ルコトヲ示セルナリ、此ノ規定ハ、天皇カ直接ニ其ノ指揮ニ服從シ、行政官府ノ階級ノ間ニ位スル裁判所ヲ設ケサルコトヲ

示シ、又天皇及天皇ノ命ヲ受クルノ行政官府カ、司法權ノ行使ニ就テ、直接ニ何等ノ干涉ヲ爲スコトヲ得サルコトヲ定ムルモノナリ、之ヲ司法權又ハ裁判所ノ獨立ノ原則ト爲ス。

憲法ハ此ノ原則ヲ實行シ、之ヲ保障スルノ目的ヲ以テ憲法ヲ以テ、一裁判所ノ組織、(一)裁判ノ手續、及(二)裁判官ノ地位ニ就テ規定ヲ設ケタリ。

司法權ノ獨立ヲ保障スル憲法上ノ制度ノ第一ハ裁判所ノ構成ハ法律ヲ以テ定ムルコトナリ(第五十七條第二項)國王ノ獨立ナル命令ヲ以テ、裁判所ヲ設置スルコトヲ得サルハ、夙ニいざりすニ於テ、名譽革命ノ時ニ定メラレタル所ナリ、往時歐羅巴ニ於テハ、國王カ勝手ニ裁判所ヲ設ケ、或ハ特定ノ事件ヲ裁判スルカ爲メニ、宮廷ニ特別ノ委員ヲ設ケ、人ノ生命自由財産ヲ不法ニ壓迫セリ、一六八九年ノ權利條款ハ、國王單獨

ノ命令ニ依リテ設置セラルル委員及裁判所ハ、不法ニシテ有害ナリト宣言セリ、此ノ原則ハふらんすヲ經テ、大陸諸國ノ憲法上重要ナル原則ト爲レルモノナリ、此ノ規定ハ憲法第二十四條ノ、日本臣民ハ法律ニ定メタル裁判官ノ裁判ヲ受クルノ權ヲ奪ハルルコトナシト云フト相並ンテ、もんですきゆうノ所謂自由ノ保障ヲ完ウスルモノニシテ、勅令其ノ他法律以外ノ形式ヲ以テ、裁判所ヲ設ケ、其ノ構成ヲ定ムルハ、憲法ノ禁スル所ナリ。

裁判所ハ分テ、通常裁判所、特別裁判所トス、特別裁判所トハ、司法權ノ行使ニ就テ、特定ノ人、特定ノ地域、又ハ特定ノ事項ニ就テ設置スル所ノ裁判所ナリ、行政裁判所及權限裁判所ハ特別裁判所ニ非ス、何トナレハ、司法權ヲ行使スルモノニ非サレハナリ、特別裁判所ハ、若シ其ノ設ケナケレハ、通常裁判所之ヲ管轄スヘキ事項ヲ管轄スルカ爲メニ設ケラレ

タルモノナラサルヘカラス、特別裁判所ヲ設ケ、其ノ管轄ヲ定ムルハ法律ヲ以テスヘキハ(第六十條)裁判所ノ構成ヲ定ムルハ、法律ヲ以テスヘシトスルノ當然ノ結果ナリ。

現行ノ制度ニ於テ

(イ) 皇室典範ハ、皇族相互ノ民事ノ訴訟ノ裁判スルハ、勅旨ニ依リ、宮内省ニ於テ、裁判員ヲ命シ、勅裁ヲ經テ之ヲ執行スルコトヲ規定ス(第四十九條)、皇族ハ本來臣民一般ヲ支配スル法令ノ外ニ在リ、皇室典範ハ、皇族ニ就テ、法律ノ規定ニ拘ハラズ規定ヲ設クルコトヲ得ルモノナレハ之ヲ以テ通常裁判所ノ例外タル特別裁判所ト爲スコトヲ得ス。

(ロ) 軍人ニ對スル刑事裁判ハ、軍法會議ニ於テ之ヲ行フモノトスルハ、法律ノ定ムル所ナリ、然レトモ、軍人ハ軍人ノ紀律ノ支配スル所ニシテ、軍人ニ對スル刑罰ハ、其ノ紀律ノ爲メニスルモノナレハ、統帥ノ作用

ニ屬シ、軍人タルノ身分ヨリシテ、通常裁判所ノ管轄スヘキ所ニ非ス、軍法會議ハ法律ヲ以テ定ムヘキモノニ非サルナリ、從テ特別裁判所ニ非ス。

(ハ) 條約又ハ慣習ニ依リ、帝國カ領事裁判權ヲ有スル諸國ニ於テ、領事カ、其ノ國ニ在留スル帝國臣民ニ對シ、司法權ヲ行使スルハ、法律ノ定ムル所ナリ、此ハ特別裁判所ヲ設置スルモノナリ、故ニ法律ノ定メタル裁判官ニ非サル領事ヲシテ、裁判セシムルハ、憲法第二十四條ニ違反スト云ハサルヘカラス。

(ニ) 明治十八年太政官布告違警罪即決例ハ、違警罪即チ新刑法ノ拘留又ハ科料ニ該當スル罪ハ、警察官廳ニ於テ之ヲ即決スルコトヲ定ム、然レトモ、此ハ特別裁判所ヲ設定スルモノニ非ス、即決處分ハ假處分ニシテ、之ニ對シテ正式ノ裁判ヲ請求スルコトヲ得、此ノ請求アレハ、處分

ハ全ク效力ヲ失フモノトス。
 間接國稅ノ犯則者處分法其ノ他ニ依ル徵稅上ノ違反者ニ對スルノ
 假處分モ亦同シ。

第三節 裁判ノ手續

司法權ハ法律ニ依リ之ヲ行フ(第五十七條)之レ司法權ノ獨立ヲ保障
 スル憲法上ノ制度ノ第二ナリ、裁判ノ手續ハ、法律ヲ以テ之ヲ定メサル
 ヘカラス、法律ニ依リト云フハ、裁判所ハ法律ヲノミ適用スルノ意ニ非
 ス、裁判所ハ凡テノ國法ニ依リテ裁判スルモノニシテ、法律ノミナラス、
 命令モ、マタ慣習法モ、之ヲ適用セサルヘカラス、茲ニ法律ニ依リト云フ
 ハ、訴訟判決ノ手續ヲ定ムルハ、法律ヲ以テセサルヘカラスト爲シ、他ノ

干涉ヲ排斥スルモノナリ。

憲法ハ裁判ノ手續ニ就テ、裁判ノ對審判決ハ之ヲ公開スヘキコトヲ
 定ム(第五十九條)對審判決トハ一切ノ裁判ノ取扱ヲ云フ、安寧秩序又ハ
 風俗ヲ害スル虞アルトキハ、公開ヲ停ムル事ヲ得ルト雖モ、法律ニ定メ
 タル場合ナルカ、又裁判所ノ決議ヲ以テスルニ非サレハ、傍聽ヲ禁スル
 コトヲ得サルモノトス、公開ノ原則ハ、又司法權ノ獨立ヲ保持シ、其ノ公
 正ヲ期スルノ目的ヲ有スルモノナリ。

第四節 裁判官ノ地位

憲法ハ司法權ノ獨立ヲ保障スル制度ノ第三トシテ、裁判官ノ地位ヲ
 憲法ヲ以テ保障セリ、裁判官ハ裁判ヲ爲スニ就テ獨立ナリ、即チ他ノ指
 揮命令ヲ受ケス、之ヲ裁判官ノ獨立ト云フ、此ノ目的ヲ完全ニ達スルカ

爲メ、憲法ハ裁判官ハ法律ニ依リ定メタル資格ヲ具フル者ヲ以テ之ニ任シ、刑法ノ宣告又ハ懲戒ノ處分ニ由ルノ外其ノ職ヲ免セラルルコトナク、懲戒ノ規定ハ法律ヲ以テ之ヲ定ムル旨ヲ定ム(第五十八條)、裁判官ノ終身官タルハ、諸國憲法ノ等シク規定スル所ナリ、法律ニ定メタル裁判官タルノ資格ナキ者ヲ以テ司法權ヲ行ハシムルハ違憲ナリ、此ノ規定ノ主旨ヨリスレハ、裁判官ハ免官ノミナラス、刑法ノ宣告又ハ懲戒ノ處分ニ由ルニ非レハ、其ノ意ニ反シテ轉官轉所停職又ハ減俸セラルルコトナキモノトスルコトヲ必要トス、諸國ノ法ハ、裁判所ノ組織變更ニ由ル場合ヲ例外トスレトモ、明文ナケレハ然リトスルコト能ハス、又裁判官ハ他ノ職務ヲ兼スルコトヲ得サルモノトスルハ、又其ノ獨立ヲ保持スルカ爲メニ必要ナリ。

裁判官ハ天皇ノ任免スル所ナリ、其ノ地位ニ對スル獨立ノ保障アル

モ、官吏タルニ於テハ、行政官ト異ルコトナシ。

憲法ハ日本臣民ハ法律ノ定メタル裁判官ノ裁判ヲ受クルノ權ヲ奪ハルルコトナシト規定シ(第二十四條)、裁判官ノ地位ヲ保障ス(第五十八條)、陪審法ハ裁判官ニ非サル陪審員ヲシテ、裁判ニ干與セシムルモノト爲セリ、陪審法ハ陪審員カ司法權其ノモノヲ行使スルモノトスルハ、憲法ニ違反スヘキヲ願慮シ、唯タ事實ノ判斷ヲ評議スルニ止マルモノトシ、陪審員ノ評議ハ法律上直接ニ裁判所ヲ拘束スル力ナク、裁判所ニ於テ之ヲ不當ナリトスルトキハ、更ニ他ノ陪審員ノ評議ニ付スルコトヲ得ヘキモノト爲セリ、然レトモ、事實ノ判斷ハ之ヲ裁判ノ判決ヨリ分離スルコトヲ得ヘキモノニ非ス、陪審員ノ判斷ヲ不當ナリトスルトキハ、之ヲ他ノ陪審員ニ付スルコトヲ得ヘク、法律上裁判官ハ之ニ拘束セラヌルコトナシト云フモ、事實上全然陪審員ノ判斷ヨリ自由ナルヲ得サ

ルヘク、結局ニ於テハ、裁判官ハ何レカノ陪審員ノ判断ヲ以テ、裁判ノ基礎ト爲ササルヘカラサルカ故ニ、法律上ニ於テモ、其ノ拘束ヲ受クルモノナリト爲スヘシ。

第五節 裁判官ノ法令審査權

裁判ハ法ヲ適用スル行爲ナリ、裁判官ハ現行法ヲ適用セサルヘカラス、現行法以外ノモノヲ適用スヘカラサルナリ、現行法ハ一團トシテ、一個ノ系統ヲ成シ、一事ニ對シテハ唯一ノ法規ノミ存在スルヲ性質トスルカ故ニ、裁判官ノ働キハ、現行法ヲ確認シ、數多ノ法規ニ就テ矛盾ヲ去リ、一事ニ對スル唯一不動ノ法規ヲ發見スルニ在ラサルヘカラス、前者ハ法ノ形式ノ審査ニシテ、後者ハ法ノ實質ノ審査ナリ、何人ト雖モ現行法ト認めムヘキモノニ服從シ、適法ト信スル所ヲ行フノ義務アリト雖モ、

裁判官ハ之ヲ決定スルノ職務ヲ有シ、又之ヲ決定スルヲ權利トシテ、何人ノ指揮命令ヲモ受ケス、國法ノ解釋ハ裁判官ノ決定ヲ以テ公正ナリトセラレ、原則トシテ何人モ法律上之ヲ争フコトヲ得サルノ地位ヲ與ヘラレタルモノナリ。

(二) 法令ノ形式ノ審査 眞ニ現行法タルモノヲ確認スルハ、裁判官ノ職務ナリ、慣習法ハ暫ラク措キ、成文法ハ法律命令其ノ他各般ノ國法皆所定ノ形式ヲ具フルニ非サレハ、之ヲ國法トシテ認めラルルコトヲ得ス、若シ之ヲ適用スレハ、不法ノ判決ナリ、故ニ裁判官ハ憲法其ノ他法律命令ノ定メラレタル形式ヲ具フルヤ否ヤヲ審査スルノ義務及權利アリ、例ヘハ法律勅令カ國務大臣ノ副署ヲ缺クカ如キハ、法律命令トシテ認めラルヘキモノニ非ス。

法律ハ帝國議會ノ協賛ヲ以テ成立ニ至ル必要ナル手續トス、裁判官

ハ法律トシテ裁可シ公布セラレタルモノカ、果シテ帝國議會ノ協賛ヲ
 經タルヤ否ヤヲ審査スルノ義務及權利アルカ、此ノ矢筈シキ問題ニ就
 テ、西洋諸國ニ於ケル通説ハ肯定說ヲ採レリ、蓋シカクノ如キモノハ、法
 律ト稱スルモ、假僞ノ法律ニシテ、眞ノ法律ニ非ス、法律ヲ適用スルコト
 ヲ職務トスル裁判所ハ、之ヲ適用スヘカラサルモノナルカ故ニ、法律カ
 果シテ議會ノ協賛ヲ經タリヤ否ヤハ、之ヲ審査セサルヘカラストスル
 ナリ、然レトモ、カカル法律カ、果シテ假僞ノ法律ナラハ、之ヲ適用スヘカ
 ラサルハ言フ俟タサルモ、其ノ果シテ假僞ノ法律ナルヤ否ヤカ決セラ
 ルヘキ問題ナリ、裁判官ハ法律ノ議會ノ協賛ヲ經タルヤ否ヤヲ確認ス
 ル職權アル者ニ非ス、問題ハ如何ナル事實ニ依テ、裁判官ニ對シ、法律ノ
 存在カ確定スルカニ在リ、而シテ、此ハヒトリ裁判官ニ對スルノミナラ
 ス、適法ニ行動スルコトヲ必要トセラルル一般ノ行政官ニ對スルモ亦

同シク、ヒトリ官吏ノミナラス、苟モ法律ノ支配ノ下ニ生存スル一般臣
 民ハ、皆眞ノ法律ノ存在ヲ確認セサルヘカラス、眞ノ法律ニ非サルモノ
 ヲ法律ナリトシテ之ニ從テ行動シタルトキハ、其ノ責任ハ自ラ之ヲ負
 ハサルヘカラス、此ノ問題ハヒトリ裁判官ニ就テノミ存スルモノニ非
 ス、裁判官ハ裁判官ヲ離レテ、既ニ法律トシテ定レルモノヲ適用スルモ
 ノニシテ自己ノ權能ヲ以テ法律ヲ確定スルモノニ非サルハ、一般臣民
 ト異ルコトナキナリ、一般臣民ニ就テ、常ニ自ラ自己ノ責任ヲ以テ、法律
 ノ眞僞ヲ判斷スヘキモノナリトスレハ、法律ハ國法タルノ效用ヲ有セ
 サルモノタルニ至ルヘシ、故ニ一國ニ於テハ、必ス法律ノ法律タルコト
 ヲ形式上確定スル事實存セサルヘカラサルナリ、此ノ事實ニ由リテ法
 律ナリト形式上確定シタルモノハ、之ヲ適用シ之ニ服從スル者ハ、之ヲ
 法律トシテ認メサルコトヲ得ス、我カ憲法上法律ハ天皇ノ裁可スルモ

ノナルコトヲ定ム、裁可ハ議會ノ協賛ヲ經タル法律案ヲ裁可シテ、法律ト爲スノ行爲ナリ、サレハ裁可ハ自ラ議會ノ協賛ヲ經タルノ事實ヲ確認シ、之ヲ眞ノ法律ナリト確定スルノ意義ヲ包含スルモノナラサルヘカラス、公式令ニハ法律ハ上諭ヲ附シテ之ヲ公布スルモノトシ、上諭ニハ帝國議會ノ協賛ヲ經タル旨ヲ記載シ、親署セララルモノト定ムルハ此ノ意ヲ示スモノナリ、天皇カ議會ノ協賛ヲ經タル旨ヲ記載シテ、親署セラレ裁可公布セラレタルニ拘ラス、裁判官其ノ他一般臣民カ、自ラ其ノ果シテ議會ノ協賛ヲ經タルヤ否ヤヲ審査シテ、法律ノ眞偽ヲ決スヘシト爲サハ、裁可ハ無意味ニ歸スヘシ、天皇ノ裁可ハ眞ノ法律ヲ形式上確認スル行爲ニシテ、裁可アリタル以上ハ、何人ト雖モ、其ノ果シテ議會ノ協賛ヲ經タルヤ否ヤヲ審査スルコトヲ得ス、又審査スルコトヲ要セサルモノナリト爲スヘシ、若シ事實上議會ノ協賛ナキモノヲ、法律トシ

テ裁可公布セラレタルナラハ、其ノ責任ハ國務大臣ノ負フヘキモノニシテ、裁判官ハ之ヲ法律トシテ適用スルモ、自ラ何等ノ責任ヲ負フモノニ非ス、殊ニ問題ノ場合ノ如キ、眞ニ議會ノ協賛ナキモノヲ、天皇カ議會ノ協賛ヲ經タル旨ヲ記載シ親署セラレ、國務大臣モ相共ニ欺リテ之ニ副署スルト云フカ如キハ、實際上殆ント想像スヘカラサル所ニシテ、實用ナキ問題タリト云フヘシ、其ノ實際上起リ得ヘキ場合ハ、カクノ如ク全然協賛ヲ缺クニ非スシテ、協賛ノ適法完全ナラザリシ場合ナリ、例ヘハ出席議員ノ資格ニ於テ缺クル所アリ、定足數ヲ缺キ、又ハ眞ニ過半數ヲ得ザリシヲ、可決トシタルカ如キ場合ハ起リ得ル所ナリ、此レ等ノ場合ニモ、苟クモ天皇カ完全適法ナル協賛アリシモノトシテ裁可アリシ以上ハ、他ヨリ之ヲ争フヘカラサルモノト爲ササルヘカラス、不完全違法ノ協賛ハ協賛ナキニ等シ、若シ全然協賛ノ有リシヤ否ヤニ就テ、裁判

官之ヲ審査スヘシトスレハ、マタ其ノ完全適法ナルヲモ審査スヘシト爲ササルヘカラス、然ルニ論者ハ、協賛ノ完全適法ナルハ、裁判官ハ之ヲ審査スルコトヲ得ス、又審査スルヲ要セスト爲スナリ、其ノ理由ハ、之ヲ以テ議會ナル團體内部ノ事ニシテ、團體自ラ之ヲ決スヘク、他ヨリ容喙スヘカラサル所ナリト爲スニ在リ、然レトモ、議員ノ資格ナキ者ヲ議員トシテ議場ニ列セシメ、定足數ナキニ議事ヲ開キ、議決ヲ爲シ、過半數ヲ得サルニ之ヲ可決ト爲スカ如キハ、憲法ノ明文ニ違反スルモノニシテ、單純ナル議會内部ノ事ヲ以テ見ルヘキニ非ス、且ツ議會ハ、自主ノ團體ト見ルヘキモノニ非ス、又之ヲ自主ノ團體ナリトスルモ、其ノ行爲カ法律ノ成立ノ要件タル以上ハ、團體内部ノコトタルノ理由ヲ以テ、裁判官ノ審査權ヲ排斥スルノ理由ト爲スニ足ラス、要スルニ、協賛ノ全クナカリシト、其ノ不完全違法ナリシトヲ問ハス、天皇ノ裁可ハ、完全適法ナル

協賛アリシコトヲ確認シ、眞ノ法律タルコトヲ形式上確定スルモノニシテ、裁可アリシ以上ハ、國法上法律タルコト確定シテ動カスヘカラス、一般臣民ハ、之ヲ法律トシテ服従スルノ義務アリ、權利アリ、裁判官ハ、溯テ協賛ノ有無、完全適法ナリシヤ否ヤヲ、審査スルノ義務及權利ヲ有スルモノニ非ス。

(二) 法令ノ實質ノ審査 裁判官ハ法令ノ實質ノ審査、即チ一事ニ就テ、何レノ唯一ノ法規カ、適用セラルヘキ、法規ナルカヲ決定セサルヘカラス、法ハ主權ノ意志ナリ、主權ノ意志ハ唯一ナルカ如ク、法ハ唯一ノ矛盾ナキ系統ヲ成スヲ其ノ本質トス、二個以上ノ矛盾シタル法規ノ、同時ニ存在スルコトヲ許ササルハ法ノ本質ナリ、サレハ、二ノ法規カ矛盾スルトキハ、其ノ何レカ一カ適用セラルヘキ法規ナルカヲ決スヘキ標準存在セサルヘカラス、故ニ例ヘハ後法ハ前法ヲ廢シ、特別法ハ一般法ニ

勝ルノ原則アリ、國法ヲ制定スルノ形式一ナラスト雖モ、各、其ノ間ニ形式ノ異ルニ從ヒ、優劣ヲ定ムルノ標準アリテ、外見上ノ矛盾ヲ去リ、唯一ノ法規ヲ發見スルコトヲ得サルヘカラス、裁判官ハ法規ノ實質ヲ審査シ、二個ノ法規カ矛盾スルトキハ、其ノ優レタル形式の效力ヲ有スル國法ニ屬スル法規ヲ以テ適用スヘキ法規ナリトスルヲ以テ其ノ職務トス、各種ノ形式ノ法規ノ形式的效力ノ優劣ハ、別ニ之ヲ述ヘタリ。

法令ノ實質ノ審査ニ就テ、最モ問題トセラルルハ、法律ノ規定カ憲法ト違反セルモノト認ムルトキハ、裁判所ハ之ヲ適用セサルコトヲ得ヘキヤ否ヤ之レナリ、之レ我カ憲法ニ於テハ明白ナル問題タリ、何トナレハ、憲法ハ、憲法改正ノ特別ノ手續ヲ定メ、他ノ手續形式ヲ以テ憲法ヲ變更スヘカラサルモノトス、法律カ憲法ト異レル規定ヲ設クルモ、憲法ノ規定ヲ廢シ、自ラ之ニ代ハルノ效力アルモノニ非ス、憲法ハ憲法改正ト

シテ直接ニ改正セラレサル間ハ、何處迄モ現行法ナルコト云ハスシテ明ナレハナリ、然ルニ、西洋諸國ニ於テ、裁判所ハ法律ノ實質カ憲法ニ違反スルヤ否ヤヲ審査スルコトヲ得ス、法律ノ定ムル所ニ從ハサルヘカラスト爲スハ、立法權最高ノ主義ニ從ヒ、裁判所ハ法律ニ絶對的ニ服従スヘキモノナリトスルニ依ル、憲法ヲ議定スル者モ國會ナリ、法律ヲ議定スル者モ國會ナリ、之ヲ裁可公布スル者ハ又其ニ國王ナリ、國會ト國王トカ、憲法違反ニ非ストシテ發シタル法律ハ、裁判官ハ之ヲ適用セサルヘカラストスルナリ、然レトモ、此レ等諸國ノ憲法ニ於テモ、通常ノ立法ノ場合ト異レル憲法改正ノ手續ヲ規定シ、憲法ヲ改正スルハ、必ス此ノ手續ニ依ラサルヘカラサルモノトス、然ルヲ通常ノ法律制定ノ手續ヲ以テ、憲法ノ規定ニ異レル規定ヲ設クレハ、其ノ法律ハ現行法タリ、即チ實質ニ於テ憲法ヲ變更シタルモノナリトスレハ、特ニ憲法改正ノ手

續ヲ定メタルハ、空文ニ歸スト云ハサルヘカラス、苟クモ憲法改正ノ鄭重ナル手續ヲ定メ、憲法ハ此ノ鄭重ナル手續ニ依ルニ非サレハ、變更セラレルコトナキモノトスル以上ハ、若シ法律ノ規定カ實質上憲法ノ規定ニ違反スルトキハ、憲法ノ規定スル所ヲ以テ現行法ト爲スヘク、臣民ハ憲法ノ規定ニ服従スヘク、裁判官ハ法ヲ適用スルニ方リテ、法律ノ規定カ實質上憲法ニ違反スト思惟スルトキハ、之ヲ適用セサルノ權利及義務アルモノト解スヘキハ、當然ノ論理ナリト云ハサルヘカラス。

裁判官カ法律ヲ以テ實質上憲法ニ違反スト爲ストキハ、之ヲ適用セサルコトヲ得ルカ、且ツ之ヲ適用スヘカラサルモノナルヤハ、立法權ノ地位ヲ定ムル重大ナル問題ナリ、獨佛諸國ニ於テハ、立法權ノ優勝ヲ認ムト雖モ、いざりすニ於テハ、此ノ問題ハ存在スルコトヲ得サルナリ、蓋シいざりすニ於テハ、憲法ハ一般ノ法律ト區別セラレルコトナキカ故

ニ、國會ハ何時ニテモ憲法ヲ變更スルノ權能アリ、憲法違反ノ法律ナルモノアルコトヲ得サレハナリ、北あめりか合衆國ノ憲法ハ、裁判官ハ法律ノ憲法ニ違反セサルヤ否ヤヲ審査シ、若シ之ヲ憲法違反ナリトスレハ、之ヲ適用セサル權能ト職務アルコトヲ確定ノ原則トシ、北あめりか合衆國憲法ノ一大特色トセラレ、此ハ建國ノ當初ヨリ確定シタル原則ニシテ、一八〇三年第一回ニ、最高法院ハ有名ナルまゐるびい對まぢそん事件ノ判決ニ於テ、此ノ理由ニ本ツキ、法律ノ適用スヘカラサルコトヲ宣言セリ、而シテ、北あめりか合衆國ニ於テハ、法律カ文理上憲法ノ規定ニ違反スル場合ノミナラス、權力ノ分立、信仰集會ノ自由、各人ノ平等ト云フカ如キ、憲法上ノ原則精神ニ違反スル法律モ、亦之ヲ適用セサルノ權利ト義務アルモノトセラレ、カカル原則ノ確定ニ維持セラレルハ、其ノ嚴格ナル三權分立、司法權ノ獨立ノ主義ニ出ツト雖モ、マタ政治上ノ

理由ニ本ツケリ、國會ハ政黨ニ偏セサル正シキ立法ヲ爲スモノナリト
ノ信用人民ノ間ニ固カラス、貴重ナル合衆國憲法ノ維持セララルルハ、之
ヲ國會ニ委スヘカラス、裁判所ノ力ニ待タサルヘカラストセララルル、故ニ
近來政黨ノ弊甚シキニ至レルト共ニ、裁判官ノ法律審査權ハ、最モ貴重
ナル憲法ノ保障ナリトセラルルニ至レリ、歐羅巴ニ在リテモ、近來實際
及學說カ、漸次裁判官ノ憲法違反ノ法律ニ對スル審査權ヲ認ムルニ至
リツツアリ、國法ノ權威ハ、之ニ依リテノミ維持セララルヘシトノ信念漸
ク高マリツツアルヲ見ル。

法律ニ比シテ形式的効力ノ劣レルモノハ、憲法第九條ノ命令、所謂ル
行政命令ナリ、同條ハ此ノ命令ヲ以テ法律ヲ變更スルコトヲ得ス、法律
ヲ以テ命令ヲ變更スルコトヲ得ルモノトスルカ故ニ、裁判官ハ命令ヲ
審査シテ、法律ノ規定ト違反スルコトナキヤ否ヤヲ決定セサルヘカラ

ス、若シ命令ノ規定カ法律ニ違反スルトキハ、法律ノ規定ニ從ハサルヘ
カラサルナリ、然レトモ、之レ憲法第九條ノ規定ノ結果ニシテ、諸國ニ於
ケルカ如ク、司法權ハ法律ニ服從スレトモ、命令ニ服從セサルカ故ニ由
ルモノニ非ス、命令ハ法律ニ比シテ其ノ制定ノ形式ヲ異ニスルノミ、臣
民カ之ニ服從スヘク、裁判官カ之ヲ適用スヘキ國法タルニ於テハ同一
ナリ。

第六節 司法裁判ト行政裁判

憲法ハ行政裁判ハ之ヲ全然司法裁判ヨリ分離スルノ主義ヲ執リ、行
政官廳ノ違法處分ニ由リ權利ヲ傷害セラレタリトスルノ訴訟ニシテ
別ニ法律ヲ以テ定メタル行政裁判所ノ裁判ニ屬スヘキモノハ司法裁
判所ニ於テ受理スルノ限ニ在ラス、第六十一條ト規定セリ、之レ司法權

ヲシテ、行政權ヲ干サシメサルノ趣旨ニ出ツ、三權分立ノ制ヲ定ムルノ當初ニ於テ、ふらんすニ於テ、特ニ司法權カ行政權ヲ凌駕センコトヲ恐レタルノ沿革ニ由ルモノナリ、第六十一條ハ行政官廳ノ違法處分ニ由リ、權利ヲ傷害セラレタリトスルノ訴訟即チ行政訴訟ハ、凡テ行政裁判所ノ權限ニ屬スヘキモノト爲セルモノニシテ、行政訴訟ノ性質ヲ有スルモノト雖モ、法律ヲ以テ行政裁判所ノ管轄ト定メサルモノハ、司法裁判所ノ權限ニ屬スルモノトスルコトヲ得ルモノト爲セルニ非ス。

第十二章 大權

大權トハ、天皇ノ親裁專行スルノ統治權行使ノ形式ナリ、憲法ハ一定ノ事項ハ一定ノ官府ノ參與ヲ待チ、又ハ一定ノ官府ヲシテ之ヲ行ハシムルモノト爲セルト共ニ、一定ノ事項ハ天皇之ヲ親裁專行スヘキコトヲ定ム、之ヲ憲法上ノ大權事項ト爲ス、天皇ノ統治權ヲ總攬スルハ、天皇ノ一定ノ事項ヲ大權トシテ行フニ由リテ全クシ、大權ハ立法權及司法權ト對立スルニ非ス、三權ノ上ニ在リテ之ヲ統フルノ中心タリ、之レ我カ國體ノ當然ニシテ、我カ立憲政體ノ特色トスル所、一切ノ組織ハ大權ヲ中心トシテ結構セラレ、立憲政體ハ大權ヲ中心トシテ運用セラル。

第一節 大權ノ意義

統治權ハ憲法ノ定メタル條規ニ依リテ行使セラル。帝國議會ヲ設ケテ、立法權ハ其ノ協賛ヲ經テ行フモノトシ、司法權ハ裁判所之ヲ行フモノトス。天皇ハ法律ヲ裁可シ之ヲ制定スルモ、議會ノ協賛ヲ經ルコトナクシテ、立法權ヲ行フコトヲ得ス。司法權ハ天皇ノ名ニ於テ行ハルルモ、裁判所ノ之ヲ行フハ獨立ナリ、其ノ他憲法ノ之ヲ行フノ條規ヲ定メ、官府ノ職務權限トスルノ事項ハ、其ノ官府ニ依リ、定マレル形式ニ從テ、之ヲ行ハサルヘカラス、然レトモ、憲法ハ一切ノ事項ニ付キ、統治權ノ全範圍ニ亘リテ、之ヲ行使スルノ條規ヲ定メス、最モ廣キ範圍ノ國務ハ、憲法之ヲ行フノ條規ヲ定メサルモノニ屬ス、此ノ範圍ノ國務ニ就テハ、憲法之ニ依ルヘキノ條規ヲ定メサルモノナルカ故ニ、憲法制定以前ニ於ケルト同シク、天皇自由ニ之ヲ行フノ形式ヲ定ムルコトヲ得ルハ性質上當然ナリ、カカル範圍ニ屬スル國務ハ、憲法ニ於テ帝國議會ノ協賛ヲ以

テ行フト爲シ、裁判所之ヲ行フト定メ、其ノ他官府ノ權限ニ屬セシメタル事項ノ外、統治權ノ全範圍ニ及ヒ、廣クシテ及ハサルナシ、帝國議會ノ權限ハ憲法ノ明カニ定メタル所ニ限り、性質上之ニ屬スヘキ事項ナルモノアルコトナシ、憲法カ議會ノ協賛ヲ以テ行フト定メサル事項ハ、議會ノ權限ニ屬セサルナリ、裁判所ハ司法權ヲ行フ、民事刑事ノ裁判ニ非サル事項ハ、裁判所ノ權限ニ非ス、故ニ、此ノ以外ノ、憲法ニ於テ如何ナル官府ノ參與ヲモ要件トセサル事項ノ範圍ハ、擴充シテ統治權ノ全範圍ニ及フ、故ニ如何ナル事項ヲ以テ、此ノ範圍ニ屬スト爲スカハ、之ヲ列舉スルコトヲ得ス、一定ノ實質ヲ有シテ、他ト區別セララル統治權ノ一部ニ非ス、形式的ノ觀念ニシテ、其ノ實質ニ於テハ立法アリ司法アリ又所謂ル行政アリ。

此ノ範圍ニ屬スル事項ハ其ノ實質ニ於テ無制限ナルカ如ク、其ノ形

式ニ於テモ無制限ナリ、憲法ハ如何ナル方法ニ於テ之ヲ行フヘキヤヲ定メサルノ事項タルカ故ニ、天皇ハ如何ナル方法形式ヲ以テ之ヲ行フモ自由ナリ、天皇親ラ之ヲ行フモ可ナリ、又之ヲ適當ナリトスレハ、一定ノ官府ヲシテ之ヲ行フニ參與セシムルモ可ナリ、一ニ天皇ノ擇フ所ニ依ル、官府ハ憲法所設ノ者以外ニ之ヲ設ケテ、一定ノ事項ヲ行ハシムルコトヲ得ヘク、又憲法所設ノ官府ノ參與ヲ以テ之ヲ行フモ妨クル所ニ非ス、憲法ハ一定ノ事項ハ一定ノ官府ノ參與ヲ以テ行フヘキコトヲ定ムルモ、他ニ其ノ形式ヲ限定セサル限り、此レ等ノ官府ヲシテ其ノ以外ノ事項ヲ行ハシムルコトヲ禁スルモノニ非ス。

此ノ範圍ニ屬スル事項ハ、マタ天皇之ヲ親裁專行スルコトヲ得ヘシ、天皇カ官府ノ參與ヲ待タス、マタ官府ヲシテ之ヲ行ハシメス、親裁專行セラルルトキハ、之ヲ大權トシテ行ハルルト云フナリ、大權ハ統治權ノ

意ニ非ス、統治權ハ官府ニ依リテ行ハルルモノアリ、大權トシテ行ハルルモノアリ、大權ハ統治權行使ノ一形式ノ名ニシテ、天皇ノ親ヲ行ハセラルル作用ナリ、固ヨリ立法ト雖モ、司法ト雖モ、天皇ノ行フ所ナリ、然レトモ、憲法ヲ設ケ、一定ノ官府ヲ置キテ、之カ參與ヲ天皇行動ノ要件トシタルカ故ニ、之ヲ區別シテ大權ノ名アルナリ、憲法カ議會又ハ裁判所ノ權限ト定メサル事項ハ、天皇ノ自由ニ單獨ニ行フコトヲ得ル所タルハ、我カ國體上當然ナリ、天皇ハ完全ナル主權者ニシテ、諸國ノ國王ノ如ク、憲法ノ明カニ附與シタル權能ヲノミ有スルモノニ非ス、べるぎい憲法ノ、國王ハ憲法及憲法ニ本ツク特別ノ法律ニ依リテ、形式的ニ附與セラレタル以外ノ權力ヲ有スルコトナシト云フハ、我カ天皇ノ地位ニ非サルナリ、天皇ハ統治ノ全權ヲ總攬ス、特ニ憲法ヲ以テ、一定ノ官府ヲ設クルト雖モ、一定ノ權力ヲ官府ニ附與スルニ非ス、天皇ノ權力ナリ、況ンヤ

一定ノ官府ヲ設ケサルハ、天皇ニ屬シ、天皇ノ之ヲ大權トシテ行ヒ得ル所タルハ、言ヲ俟タス。

第二節 憲法上ノ大權事項

此ノ廣ク大權トシテ行ハルルコトヲ得ヘキ範圍ノ國務ノ内ニ就テ憲法ノ條項ニ於テ、特ニ之ヲ大權トシテ行フヘキモノトスル事項ヲ列舉セリ、大權トシテ行フヘシト云フハ、天皇必ス之ヲ親裁專行セラルヘキノ意ナリ、即チ帝國議會ノ協贊ヲ以テ之ヲ行ヒ、又ハ裁判所ヲシテ之ヲ行ハシメス、又特ニ官府ヲ設ケテ、其ノ權限ニ委スヘカラサルノ意ナリ、憲法ノ條項ニ於テ、一定ノ事項ハ天皇之ヲ行フト定ムルノ事項ハ、何等ノ規定ナクトモ、本ヨリ大權トシテ行フコトヲ得ルノ範圍ナリ、然ルヲ特ニ天皇之ヲ行フト云フハ、故ラニ天皇之ヲ行ヒ得ルコトヲ示スニ

非ス、特ニ天皇之ヲ行ハサルヘカラサルコトヲ定ムルナリ、之ヲ帝國議會ノ協贊ヲ以テ行ヒ、裁判所ヲシテ行ハシムルノ事項ト區別シ、天皇必ス之ヲ親裁專行スヘキコトヲ定ムルノ意義ヲ有ス、然ラサレハ、當然天皇ノ親裁專行シ得ル範圍ノ内ヨリ、特ニ若干ノ事項ヲ列舉シテ、特ニ天皇之ヲ行フト云フモノ、全然解シ難カラントス、大權トシテ行ヒ得ルノ範圍ハ、天皇之ヲ行フニ如何ナル方法ヲ用ユルモ差支ナク、官府ノ權限トシテ行フモ亦可ナレトモ、憲法ノ特ニ天皇之ヲ行フト爲スモノハ、帝國議會ノ協贊ヲ經、又裁判所ヲシテ之ヲ行ハシメ、又他ノ官府ヲシテ行ハシムルコトヲ得サルナリ、或ハ憲法ノ天皇之ヲ行フト云フノ事項ハ、大權トシテ行ヒ得ルノ事項ヲ例示スルニ止ルト爲ス者アレトモ、例示トシテハ、不適當ナルコトハ暫ク措クトスルモ、大權トシテ行ヒ得ルノ事項ハ、之ヲ例示スルコトヲ待タスシテ、廣クシテ及ハサルナキノ統治

權ノ全範圍ニ亘レリ、特ニ之ヲ例示スルニ依リテ、天皇カ何ヲ爲シ得ル
 カノ標準ヲ示スト爲スニ足ラサルナリ、又或ハ憲法ヲ一定ノ事項ハ天
 皇之ヲ行フト云フノミ、如何ナル方法ヲ以テ行フヘキヤヲ定メス、故ニ
 例ヘハ議會ノ協賛ヲ以テ之ヲ行フモ、亦之ヲ行フノ一方法ニシテ、天皇
 之ヲ行フト云フヲ妨ケスト爲ス者アリ、然レトモ、一定ノ事項ハ議會ノ
 協賛ヲ以テ之ヲ行フ、一定ノ事項ハ裁判所之ヲ行フト云フト相並ヘテ、
 天皇ノ當然大權トシテ行ヒ得ル範圍ニ就テ、特ニ天皇之ヲ行フト云フ
 ハ、此レ等ノ官府ニ依リテ之ヲ行ハス、特別ノ形式タル天皇ノ親裁ヲ以
 テ之ヲ行フノ意ナリト爲スハ、解釋上當然ニシテ、然ラズンハ、憲法ノ統
 治權ヲ行フノ條規ヲ定メ、各種ノ形式方法ヲ定ムルハ、全然無意味ニ陷
 リ、憲法ナキト同一ノ結果ト爲ルヘシ、サレハ、大權ヲ以テ此レ等ノ事項
 ヲ定ムルコトヲ、法律ノ定ムル所ニ委任スルト云フカ如キモ、法律ヲ以

テ立法事項ヲ大權ノ定ムル所ニ委任スヘカラサルカ如ク、之ヲ憲法ノ
 禁スル所ナリト爲ササルヘカラス、委任トハ自己ノ利益ノ爲メニスル
 權利ヲ、他人ヲシテ行ハシムルノ意ニシテ、國會ト天皇トハ各々權利ヲ
 有スル相手方ニ非サルカ故ニ、其ノ間委任アルコトヲ得ス、歐羅巴中世
 ノ思想ニ本ツク委任ト云フカ如キ觀念ヲ用ユヘカラサルハ、暫ク措ク
 トスルモ、若シ憲法上定ムル所ノ形式方法ヲ互ニ流用スルコトヲ得ル
 トスレハ、憲法ハ結局無意味ニ歸スヘシ、元來立法モ司法モ大權モ皆天
 皇ノ行フ所ナリ、而カモ憲法ノ之ヲ分ツハ、之ヲ行フノ形式方法ヲ分ツ
 ノ外意義アルコトナシ、等シク天皇之ヲ行フモ、憲法所定ノ形式方法ニ
 依ラサルハ、之ヲ憲法違反ナリト爲ササルヘカラスシテ、憲法ニ依ラス
 シテ之ヲ紛更スルコトヲ得サルナリ、カクノ如キ、憲法ニ於テ天皇之ヲ
 行フト定メ、天皇ノ親裁專行ヲ要件トシタル事項ヲ、憲法上ノ大權事項

ト云フ、蓋シ憲法上大權トシテ行ハルルコトヲ定メタル事項ナレハナ
リ、又之ヲ憲法上ノ親裁事項ト云フモ可ナリ。

憲法上ノ大權事項ハ、議會ノ協贊ヲ以テ之ヲ行ヒ、裁判所ヲシテ之ヲ
行ハシムルコトヲ得サルノミナラス、マタ特ニ官府ヲ設ケテ行ハシム
ルコトヲ得ス、憲法ノ親裁專行ヲ必要トシ、天皇之ヲ行フト爲セルハ、一
切ノ官府ノ參與ヲ排斥スルノ意ニシテ、之ヲ憲法以下ノ官制ヲ以テ紊
亂スヘカラサルナリ、例ヘハ若シ内務大臣ヲシテ憲法改正ノ發案ヲ爲
サシメ、又ハ征夷大將軍ヲ置キテ、陸海軍ノ統帥ヲ委任スルハ、決シテ憲
法ノ所期ニ非サルナリ、天皇親ラ大權事項ヲ行ヒ、諸政ノ中心タルコト、
我カ憲法ノ仕組ナリ、凡テ之ヲ一定ノ官府ニ委付シ、天皇ハ手ヲ拱テ、無
爲ノ地位ニ居ルコトヲ得ヘシト爲スノ精神ニ非サルハ、大權事項トシ
テ列舉スルノ事項ニ見テ明ナリ、若シ之ヲ他ノ官府ニ委任スルコトヲ

得ト爲サハ、何ソ之ヲ議會又ハ裁判所ニ委任スヘカラザラン、之レ憲法
全體ノ條規ヲ紛更スルナリ。

天皇之ヲ親裁專行スト云フハ、意志ノ決定一ニ天皇ニ在ルノ意ナリ、
何人ニモ諮詢顧問スルコトヲ得スト云フニ非ス、唯タ之ヲ法律上天皇
ノ意見決定ノ要件ト爲スヘカラサルノミ、又天皇悉ク之ヲ執行スヘシ
ト云フニ非ス、親裁ニ本ツキ、命ヲ奉シテ之ヲ施行スルノ官府アルコト
ヲ妨ケサルハ言ヲ俟タス、大權ノ行動ハ國務大臣之ヲ輔弼シ、樞密顧問
ニ諮詢シテ行ハル、然レトモ、國務大臣ノ輔弼又ハ樞密顧問ノ應答ハ、議
會ノ協贊ト異リ、天皇ノ一定ノ意志ノ成立ノ要件ニ非ス、親裁タルヲ害
ハサルナリ、又別ニ一定ノ官府ヲ設ケテ、其ノ意見ヲ徵シ、又一定ノ官府
ヲシテ之ヲ施行セシムルヲ妨ケス、例ヘハ陸海軍ノ統帥ノ爲メニ、陸軍
參謀本部海軍軍令部ヲ置キ、行政官府ヲシテ條約ヲ施行セシムルカ如

シ之カ爲メ陸海軍ノ統帥條約ノ締結ハ、親裁タルコトヲ失フモノニ非ス。

憲法上ノ大權事項ハ、歐羅巴諸國ニ所謂ル君主ノ特權ト類ヲ同シクスルモノニ非ス、諸國國王ノ特權ナルモノハ、憲法法律ニ依リテ、特ニ之ヲ行フノ權ヲ國王ニ附與シ、又ハ留保シタル事項ナリ、我カ大權事項ハ、天皇ニ特ニ附與セラレタル特權ニ非ス、天皇ハ本來一切ノ統治權ヲ固有スルナリ、又國會カ全權ヲ有シ、特ニ奪ハレサル權能ノミカ、國王ニ屬スルト云フカ如キハ、我カ天皇ノ地位ニ非ス。

大權ハ所謂ル行政權又ハ執行權ニ非ス、諸國ノ三權分立ノ政體ヲ定ムルヤ、國會ト裁判所ト國王又ハ大統領トヲ對立シ、各々立法權、司法權及行政權ヲ負擔セシメタリ、例ヘハべるぎい憲法ノ、國王ハ憲法ノ條規ニ依リテ行ハルヘキ行政權ヲ有スト云フカ如シ、國王ヲ以テ行政權ノ

首長ト爲シ、國會及裁判所ト相對立セシメタルナリ、此ハ我カ憲法ノ原則ニ非ス、根本ニ於テ統治權ハ立法モ司法モ法律全部天皇ノ有スル所ナルノミナラス、所謂ル行政權ヲノミ大權トスルニ非ス、大權トシテ行ヒ得ル範圍ハ、議會又ハ裁判所ノ參與ヲ以テ行フト爲セル事項ノ外、廣ク統治權ノ全部ニ及フ、一定ノ實質ヲ有スルモノニ非ルナリ、加之大權ハ天皇ノ權限ニ非ス、權限トハ官府カ主權ニ依リテ之ヲ行フコトヲ定メタル事務ノ範圍ナリ、天皇ニ權限ナシ、唯タ之ヲ行フノ方法ニ依リテ分チテ大權ト爲スノミ。

國王ハ臨座スレトモ政治セサルノ立憲說ニ於テハ、國王ハ行政權スラモ之ヲ有セサルナリ、國會及裁判所ニ對シテ、行政權ヲ有スル者ハ大臣ニシテ、國王ハ其ノ上ニ立チテ、内容ナキ中立權又ハ節制權ヲ有スルニ止マルモノト爲スヘシトセラレタリ、議院政治ノ行ハルル國ニ於ケ

ル國王又ハ大統領ハ實際何事ヲモ爲ササル地位ニ在リテ、行政權スラモ内閣又ハ議院ノ手ニ移レリ、我カ大權ハカカル内容ナキ名義上ノモノニ非ス、實質アル統治權ノ主タル部分ナリ。

憲法上ノ大權事項ハ左ノ如シ。

(一) 憲法改正ノ發案ハ必ス勅命ヲ以テセサルヘカラス、之ヲ裁可スルモ亦天皇ノ行フ所ナリ(第七十六條)。

(二) 天皇ハ法律ヲ裁可シ、其ノ公布及執行ヲ命ス(第六條)。

(三) 天皇ハ公共ノ安全ヲ保持シ、又ハ其ノ災厄ヲ避クル爲、緊急ノ必要ニ由リ、帝國議會閉會ノ場合ニ於テ、法律ニ代ルヘキ勅令ヲ發ス(第八條)。

(四) 天皇ハ法律ヲ執行スル爲メニ、又ハ公共ノ安寧秩序ヲ保持シ、及臣民ノ幸福ヲ増進スル爲メニ、必要ナル命令ヲ發シ、又ハ發セシム(第九

條)。

(五) 天皇ハ帝國議會ヲ召集シ、其ノ開會閉會停會及衆議院ノ解散ヲ命ス(第七條)、議會ノ會期ヲ延長シ(第四十二條)、臨時會ヲ召集シ、其ノ會期ヲ定メ(第四十三條)、解散後新ニ議員ヲ選舉スルコトヲ命スルハ(第四十五條)、皆大權事項ナリ。

(六) 天皇ハ貴族院ノ組織ヲ定ムルノ貴族院令ヲ定ム(第三十四條)。

(七) 天皇ハ行政各部ノ官制及文武官ノ俸給ヲ定メ、及文武官ヲ任免ス(第十條)、之ヲ官制大權ト稱ス、官制トハ行政各部ノ事務ヲ擔任施行スル官府ヲ設置シ、其ノ組織權限ヲ定ムル法規ナリ、官制ハ法規タル性質ヲ有ス、諸國ノ憲法ハ、凡ソ法規ヲ定ムルハ法律ヲ以テスヘシト爲スカ故ニ、官制ヲ法規ナリトスルトキハ、法律ヲ以テ定ムルコトヲ要スルモノト爲ササルヘカラス、故ニ其ノ法規ナルヤ否ヤノ論喧ヒスシ、然レト

モ、我カ憲法ニ於テハ、何レニ決スルモ同一ニシテ、天皇ノ大權ニ屬シ、法律ヲ以テ定ムヘカラサルノ事項ナリ、文武官ノ俸給ヲ定メ、之ヲ任免スルモ、亦大權ニ屬ス、法律ヲ以テ定ムヘカラサルナリ、文武官ハ廣ク一切ノ官職ヲ奉スル官吏ヲ包含シ、例外アルコトナキナリ、國務大臣ヲ任免スルハ、天皇ノ大權タルハ、我カ立憲政體運用ノ中心ヲ成スモノニシテ、動カスヘカラサル所ナリトス。

法律ヲ以テ官制ヲ定ムルコトヲ得スト雖モ、法律カ一定ノ事項ヲ規定スルニ方リ、之ヲ一定ノ既設ノ行政官府ニ於テ施行スルモノトスルヲ妨ケス、カカル規定ハ特ニ官府ヲ設定シ、官府ノ權限ヲ定ムル官制大權ヲ侵犯スルモノト解スヘカラス、故ニカカル法律ノ規定アルモ、後ニ官制ヲ以テ、其ノ官府ヲ廢止シ、官府ノ名稱權限組織ヲ改ムルハ、毫モ東轉サルルコトナシ、法律ノ意志如何ニ從ヒ、或ハ他ノ官府ノ管掌ニ移ル

ヘク、或ハ名稱權限組織ヲ改ムルモ、其ノ官府ノ管掌ニ留マルヘク又之ヲ管掌スル官府ナキニ至ルコトアルヘシ、法律ニ主務官廳ト記シ、又ハ特ニ官廳ヲ指稱スルモ同一ナリ。

憲法第十條ハ、此ノ憲法又ハ他ノ法律ニ特例ヲ掲ケタルモノハ、各々其ノ條項ニ依ルト云ヘリ、若シ之ヲ解シテ、法律ヲ以テスルモ亦官制ヲ設クルヲ得ルノ意ナリトスレハ、官制大權ハ無意味ニ歸セン、憲法ハ裁判所及會計検査院ノ構成ハ法律ニ依ルノ意ナリトセリ、其ノ掲ケラレタルト云フヨリ解スレハ、憲法ニ於テ特例ヲ設ケ、又憲法發布ノ時ニ於テ、法律ニ特例ヲ掲ケタルモノハ、例外トスルノ意ナリト爲スヘシ。

(八) 天皇ハ陸海軍ヲ統帥ス(第十一條)之ヲ統帥大權ト稱ス、又第十二條ト合シテ軍事大權トモ云フ、統帥トハ陸海軍隊ニ對スル最高ノ指揮

命令ヲ云フ、帝國陸海軍ハ不可分ナル一體ヲ成セリ、唯一最高ノ指揮命令者アリテ、其ノ紀律ヲ保チ、其ノ活動アラシメサルヘカラス、天皇ハ大元帥トシテ、統帥ノ大權ヲ有スルコト、我カ建國以來ノ制度タリ、中世武門將軍ヲシテ兵權ヲ執ラシメタリト雖モ、明治維新ト共ニ又古制ニ復セリ、陸海軍ノ編制及常備兵額ヲ定ムルモ、亦天皇ノ大權ト定メラルル(第十二條)武官ヲ任免スルハ、天皇ノ大權タルコト、第十條ヲ定ムル所ナリ、諸國ノ憲法ハ概ネ國主又ハ大統領ヲ以テ軍隊總指揮權ヲ有スル者ト爲スヲ常トスト雖モ、軍隊ノ編制及常備兵額ヲ定ムルコトヲモ、天皇ノ大權タラシメタルハ、我カ憲法ノ一特色ナリ、蓋シ軍隊ノ編制及常備兵額ヲ定ムルコトハ、軍隊ノ統帥ト密接シテ離ルヘカラサル關係ヲ有スレハナリ、故ニ諸國ニ於テ、屢國王ノ統帥權ノ範圍ニ就テ爭ヲ生シタリ、假リニ軍隊ノ編制及常備兵額ヲ定ムルハ、之ヲ統帥ト區別スルコトヲ

得ルトスルモ、若シ之ヲ分離スレハ、統帥權ハ實際其ノ用ヲ爲ササルニ至ル、我カ憲法ハ特ニ陸海軍ノ編制及常備兵額ヲ定ムルコトヲモ、天皇ノ大權ト爲シ、統帥大權ヲ完カラシメタリ。

陸海軍ノ編制及常備兵額ヲ定ムルハ、殊ニ豫算ト密接ノ關係アリ、故ニ若シ之ヲ以テ天皇ノ大權ニ屬セストスレハ、編制及兵額ハ豫算ノ支配ノ下ニ居ルコトナリ、戰鬥力ノ效用ヲシテ十分ナラシムルコト能ハサルノ恐アルヘシ、憲法第十二條ヲ設ケラレタル實際上ノ理由ハ、主トシテ此ノ點ニ在リ、而シテ別ニ第六十七條アリ、憲法上ノ大權ニ基ツケル既定ノ歲出ハ、政府ノ同意ナクシテ之ヲ廢除削減スルコトヲ得サルモノト爲セルカ故ニ、統帥大權ノ效用初メテ完キコトヲ得ルナリ、我カ第十二條第六十七條ニ當ルノ規定ナキカ爲ニ、如何ニ困難ニ陥ルコトアルヤハ、ぶろしあノ有名ナル一八六二年ヨリ六六年ニ亘レル憲法

爭議ノ歴史ノ示ス所ナリ。

(九) 天皇ハ戰ヲ宣シ和ヲ媾シ、及諸般ノ條約ヲ締結ス(第十三條)之ヲ外交大權ト云フ、我カ憲法ハ外國ト條約ヲ締結スルハ、例外ナク、絶對的ニ天皇單獨ニ之ヲ行フモノト爲セリ。

條約ハ、主權ノ他國主權ニ對スル約束ナリ、其ノ法律上ノ拘束力ヲ有スルヤ否ヤハ、國際法ノ性質ニ關スル重要ナル問題ナリト雖モ、何レニ決スルトシテモ、國內ニ於ケル主權ノ命令ニ非ス、從テ、例ヘハ天皇カ外國ニ對シテ、官府又ハ臣民ヲシテ、或ル事ヲ爲サシムルコトヲ約束スルモ、官府又ハ臣民ニ對シテ、當然直接ニ何等ノ國法上ノ義務ヲ生スルモ、人ニ非サルナリ、一派ノ學者カ、國家ノ負ヘル義務ハ、其ノ分子タル者ニ對シテモ亦有效ナリト云ヘルハ、假令國家法人說ヲ採ルトシテモ、法律關係ヲ分析スルニ於テ精密ナリト云フヘカラス、各人ハ法人ヲ構成ス

ルモ、法人ノ他ニ對スル權利義務ニ對シテハ、法律上第三者ナレハナリ或ハ條約ノ國際法上ノ效力ト、國內法上ノ效力トヲ區別スル者アレトモ、條約ハ純粹ニ國際法上ノ現象ニシテ、國內法上ノ效力ナルモノハ、初メヨリ之ヲ有スルモノニ非ス、故ニ有效ナル條約ハ、國際法上ニモ國內法上ニモ有效ナラサルヘカラスト云フカ如キハ、條約ノ性質ヲ解セサルモノナリト云フヘシ、要スルニ、條約ハ純粹ニ外國ニ對スルモノニシテ、國內ニ對シテ全然無關係ナリ、故ニ天皇ノ外國ト條約ヲ締結シタル結果、之ヲ履行スルカ爲ニ、官府ノ行爲ヲ必要トスルコトアラハ、之ヲ命セサルヘカラス、臣民ニ對スル法規ヲ必要トスレハ、之ヲ制定セサルヘカラサルナリ、當然ニ直接ニ條約ヲ締結スルニ依リテ、此ノ效力ヲ生スルモノニ非ス、假令條約ヲ條約トシテ公布スルモ、國內ニ對スル命令タル效力ヲ生スルモノニ非ス、故ニ條約ヲ履行スルカ爲メニ、國內ニ對ス

ル一定ノ主權ノ行爲ヲ必要トスルトキハ、國內法ノ定ムル形式方法ニ依リテ、之ヲ定メサルヘカラス、故ニ例ヘハ、其ノ事タル法律ヲ要スル事項ニ當レハ、法律ノ形式ヲ以テ、之ヲ國內ニ命令セサルヘカラス、一定ノ費用ノ支出ヲ要スレハ、豫算ヲ以テ帝國議會ノ協賛ヲ經テ之ヲ定メサルヘカラス。

是ニ於テ、實際上避クヘカラサル困難ヲ見ルハ、之ヲ豫期セサルヘカラス、豫算ニ就テハ第六十七條アリテ、外國ニ向テ約束シタル所ヲ、豫算ノ關係上之ヲ履行スルコトヲ得サルノ困難ニ陥ルヲ避クヘキモ、法律ヲ要スル場合ニ、議會カ協賛ヲ與ヘスシテ、法律ノ成立ニ至ラサルトキハ、條約上ノ義務ヲ履行スルコトヲ得サル結果トナルヘシ、此ノ場合ニ、議會ハ協賛ヲ與フルノ義務アリト云フノ說アリト雖モ、憲法上又條約ノ性質上、何等ノ根據ヲモ發見スルコト能ハス、條約ハ國內ニ對シテハ、

何等ノ效力アルモノニ非ス、條約カ締結セララルモ、議會ハ之ト獨立ニ自由ニ、法律ニ對スル協賛ヲ拒否スルコトヲ得ヘシ、其ノ結果條約ノ不履行ニ陥ルモ、法理ノ解釋トシテ如何トモスヘカラサルナリ、諸國ノ憲法ハ、或ハ條約ノ締結ニハ、議會ノ同意ヲ要スルト爲スモノアリ、議會ノ同意ハ、條約ノ締結其ノモノノ要件ナルヤ、又ハ條約ノ内容ヲ國內ニ施行スル爲メニ必要ナル規定ヲ設クルカ爲メ、ニ議會ノ同意ヲ要スルモノナルカハ、諸國憲法ノ規定ノ文字ノ解釋上議論ノ分ルル所ナルモ、何レニ決スルトシテモ、外國ニ對スル條約カ、國內法ノ成立セサルカ爲メニ不履行ニ歸スルコトアルハ、之ヲ免ルルコトヲ得ス、此ノ困難ヲ避クルカ爲メニ、條約ハ締結ニ依リ同時ニ國內法タル效力ヲ生ストスルハ、條約ノ性質ニ於テ許ササル所ナルカ故ニ、實際問題トシテハ、豫メ議會ノ協賛ヲ經タル法律ノ成立シタル後ニ、條約ヲ締結スルヲ適當ナリトス

ヘシ、然レトモ、之ヲ憲法上ノ必要ナリト爲スコト能ハス、故ニ北あめりか合衆國ニ於ケルカ如ク、條約ハ國法ノ一部ヲ成スモノナリトスルノ規定ヲ設クルヲ、最モ便利ナリト爲スヘキカ。

(一〇) 天皇ハ戒嚴ヲ宣告ス(第十四條)之ヲ戒嚴大權ト云フ、戒嚴トハ戰時又ハ時變ニ際シ、全國又ハ一定ノ地域ヲ警戒スルカ爲メニ、司法權行政權ノ全部又ハ一部ヲ軍衙ノ手ニ移スコトヲ云フ、戒嚴ヲ宣告シタルトキハ、臣民ノ自由權ハ著シキ制限ヲ受クルヲ常トス、如何ナル場合ニ戒嚴ヲ宣告スルコトヲ得ルカ、如何ナル程度マテ、司法行政ノ權ハ軍衙ノ手ニ移リ、自由權ハ停止セラルルカ、憲法ハ之ヲ法律ヲ以テ豫メ定メ置クヘキモノト爲セリ(第十四條第二項)。

(一一) 天皇ハ爵位勳章及其ノ他ノ榮典ヲ授與ス(第十五條)之ヲ榮譽大權ト稱ス。

(一二) 天皇ハ大赦特赦減刑及復權ヲ命ス(第十六條)之ヲ恩赦大權ト云フ、既ニ宣告セラレタル刑罰ノ執行ヲ廢除シ、又ハ減刑スルハ、天皇ノ大權ト爲セルナリ、大赦トハ一定ノ種類ノ犯罪ニ對シ、全國一齊ニ既ニ宣告セラレタル刑罰ヲ廢除スルヲ云フ、特赦ハ特定ノ一人ニ對スルナリ、減刑ハ刑罰ヲ減等スルナリ、復權ハ刑罰トシテ剝奪セラレタル權利ヲ回復スルヲ云フ。

(一三) 公共ノ安全ヲ保持スル爲、緊急ノ需要アル場合ニ於テ、内外ノ情形ニ因リ、帝國議會ヲ召集スルコト能ハサルトキ、財政上必要ノ處分ヲ爲スハ大權ニ屬ス(第七十條)。

(一四) 戰時又ハ國家事變ノ場合ニ於テ、天皇ハ大權ヲ以テ、臣民ノ自由權ニ拘ハラサルノ行動ヲ執ルコトヲ得(第二十一條)之ヲ非常大權ト云フ、非常ノ場合ニ行ハルルノ大權ノ施行ナレハナリ、非常ノ場合ニ於

テ、天皇ハ必要ニ應ジ、憲法ノ自由權ノ規定ニ拘ハラズ、法律ニ依ルコトナク、又ハ一定ノ條件ニ願慮スルコトナク、之ヲ制限スルコトヲ得、自由權ニ關スル法律ノ規定モ、亦之ヲ停止スルコトヲ得ルモノト爲セルナリ、非常大權ノ施行ハ戒嚴ト異レリ、戒嚴ノ場合ノ如ク、司法行政ノ權ヲ軍衙ノ手ニ移スニ非ス、直ニ自由權ニ拘ハラサルノ大權ノ行動アルコトヲ得ルナリ。

憲法ニ於テ天皇ノ大權トシテ親裁シテ行ハルヘキコトヲ定ムルハ以上數箇條ナリト雖モ、皇室典範ニ於テ、天皇親裁ノ事項ト定メタルモノアリ、皇室ニ關スル政務ハ、悉ク天皇ノ行フ所ナルハ、一般政務ト異ルコトナシト雖モ、特ニ典範ニ於テ、勅命ヲ以テ定ムト爲セル事項ハ、天皇親裁シテ行ハサルヘカラサルコト、憲法上ノ大權事項ト異ルコトナシ、其ノ最モ著シキハ、皇室典範ノ改正ナリ(第六十二條)、憲法ハ特ニ皇室典

範ノ改正ハ帝國議會ノ議ヲ經ルヲ要セサル旨ヲ定ム(第七十四條)。

第三節 大權行動ノ形式

大權ノ行動ハ、法規ヲ定ムルモノアリ、處分タル内容ヲ有スルモノアリ、事實上ノ行動タルモノアリ、而シテ其ノ之ヲ發表スル形式ハ、一ニ天皇ノ自ラ定ムル所ニ依ル、而シテ公式令ハ其ノ形式ヲ定メテ、(一)帝國憲法ノ改正、(二)皇室典範ノ改正、(三)法律ノ裁可、(四)豫算ノ裁可、(五)條約ノ批准、(六)官記、(七)爵記、位記、勳記、(八)皇室令、(九)軍令、(一〇)勅令、(一一)詔書及勅書ト爲ス、大權行動ノ形式ハ、之ヲ以テ盡クルモノニ非ス、以上ハ文書ヲ以テスルモノノ形式タルノミ、文書ニ非スシテ、大權ノ行動アルコトアルハ、本ヨリ云フヲ俟タズ、憲法第五十五條ハ、文書ヲ以テスル大權ノ行動ハ、副署ヲ公式トスルコトヲ定ムルモ、大權ノ行動ハ、必ス文書ヲ以テ

セサルヘカラサルモノト爲スコトヲ得ス、此ノ形式ノ區別ニ依リ、一定ノ事項ハ一定ノ形式ヲ以テスルコトヲ定メタルモノハ、必ス其ノ形式ニ依ラサルヘカラス、彼此流用スルコトヲ得サルナリ、例ヘハ皇室典範ニ基ツク諸規則、宮内官制、其ノ他皇室ノ事務ニ關スルモノハ、必ス皇室令ヲ以テ定ムヘク、例ヘハ勅令ノ形式ヲ以テ定ムヘカラサルカ如シ、大權發表ノ諸形式ニ就テ、特殊ノ事項ヲ内容トセサルモノハ、勅令ト詔書及勅書ニシテ別段ノ形式ヲ定メサルノ大權ノ行動ハ、勅令又ハ詔書勅書ヲ以テ之ヲ發表スルモノトス。

勅令ニシテ法規ヲ定ムルモノハ、三種ト爲スヘシ、一ハ憲法第八條ノ勅令ナリ、二ハ第九條ノ勅令ナリ、三ハ廣ク大權事項ヲ定ムルノ勅令ナリ、稱シテ大權勅令ト爲スヘシ、軍令皇室令モ亦大權勅令ニ屬ス、之ヲ大權勅令ト云フハ、大權ヲ以テ定ムルノ意ニ非ス、此ノ意ニ於テハ他ノ二

種モ亦大權勅令ナリ、其ノ内容カ憲法上ノ大權事項ナルカ故ニ、大權勅令ト云フナリ、三種ノ勅令ハ、各々法律ニ對スル關係ニ於テ異レリ、第八條ノ勅令ハ法律ニ代ルノ勅令ナリ、法律ヲ廢止變更スレトモ、又法律ヲ以テ廢止變更セラル、第九條ノ勅令ハ法律ト同一ノ事項ヲ規定ス、其ノ形式的効力ニ於テ法律ニ劣リ、法律ヲ廢止變更スルコトヲ得ス、大權勅令ハ以上二種ノ勅令ト異リ、法律ヲ以テ定ムヘカラサルノ事項ヲ規定スルモノニシテ、法律ト其ノ領分ヲ異ニス、互ニ廢止變更スルコトヲ得ルノ關係ヲ生セサルナリ、若シ大權勅令ヲ以テ、法律ヲ要スル事項ヲ規定スレハ、憲法違反ナリ、又法律ヲ以テ、大權事項ヲ規定スレハ、憲法違反ナリ、互ニ相侵スヲ得ス。

第四節 大權中心ノ組織

以上述フル所ニ依リテ明カナルカ如ク、我カ憲法ノ定メタル政體ノ結構ハ、大權ヲ中心トスルニ在リ、天皇ハ主權者ニシテ、統治權ヲ總攬ス一切ノ統治ノ作用、天皇ヨリ出ツルハ云フヲ俟タサルノミナラス、憲法ヲ定メ、統治權ノ行使ハ憲法ノ條規ニ依リテ行ハルルモノトシ、三權分立ノ精神ニ則リ、獨立メ、官府ヲ設ケ、一定ノ統治ノ作用ハ必ス一定ノ官府ノ參與ヲ以テ行フモノト爲セリト雖モ、マタ天皇親裁專行ノ政務ノ範圍ヲ定メ、之ヲ以テ一切ノ統治ノ作用ノ中心ト爲セリ、帝國議會ハ立法ニ協賛ス、協賛ハ本ヨリ獨立ノ意志決定ニ依ル、然レトモ、議會ノ議決ヲ以テ、直ニ法律成立スルモノトセス、天皇之ヲ裁可スルニ於テ法律タリ、立法ハ議會ト天皇トノ共同ノ意志ニ依リテ成立スルニ非ス、天皇ノ大權ニ依リテ單獨ニ之ヲ裁可スルナリ、故ニ又之ヲ裁可セサルコトアリ、加之緊急ノ必要アルトキハ、議會ノ閉會中、法律ニ代ルヘキ勅令ヲ發

スルコト、憲法ノ認ムル所ナリ、殊ニ我カ憲法ハ、法規ヲ制定スルハ、悉ク法律ヲ以テスルコトヲ要スルモノトセス、法律ト相並ンテ、一般統治ノ目的ノ爲メニ、大權ニ依リ勅令ノ形式ヲ以テ、法規ヲ制定スルコトヲ得ルモノト爲セリ、又一定ノ事項ハ必ス法律ヲ以テ定ムヘシト爲スモ、戰時又ハ國家事變ノ場合ニ於テハ、之ニ拘ハラサル大權ノ行動アルモノト爲セリ、豫算ハ帝國議會ノ協賛ヲ經テ之ヲ定ム、然レトモ、豫算ヲ以テ收入支出ノ要件トスルニ非ス、租稅ハ永久ノ法律ニ依リテ入り來ルナリ、豫算ノ議定ハ大權ニ依リテ重大ナル制限ヲ受ケ、且ツ豫算不成立ナルトキハ、前年度ノ豫算ヲ施行スルモノトシ、議會ハ豫算ヲ議定セサルヲ以テ政務ノ進行ヲ妨クルコトヲ得サルナリ、且ツ豫算アルモ、緊急ノ需用アルニ方リテハ、大權ヲ以テ財政上必要ノ處分ヲ爲スコトヲ得ルモノト爲セリ、議會ハ憲法ヲ以テ認メラレタル權限ヲ有スルニ止リ、固

有ノ權能ヲ有スルモノニ非ス、其ノ組織モ、亦大權ノ監督ノ下ニ居ル、衆議院議員及貴族院議員ノ一部ハ、大權ノ意志ニ拘ハラシテ、其ノ地位ニ在ルモ、之ヲ召集シ、開會シ、閉會シ、停會スルハ、大權ノ行動ニシテ、大權ノ行動ナケレハ、議會ノ行動アルコトヲ得ス、又大權ハ何時ニテモ、衆議院議員ノ地位ヲ奪フノ解散ヲ行フコトヲ得、凡ソ文武官ヲ任免スルハ、天皇ノ大權ニシテ、一切ノ官吏大權ノ行動ヲ待タスシテ、其ノ地位ニ居ル者アルコトナシ、行政各部ノ官制ヲ定ムルハ、大權ニ屬シ、議會ノ容喙スルトコロニ非ス、司法權ハ天皇ノ名ニ於テ、獨立ノ裁判所之ヲ行フト雖モ、裁判官ヲ任免スルハ大權ノ行動タリ、既決ノ刑事判決ニ對シ、大權ヲ以テ之ヲ廢除スルコトヲ得、要スルニ、大權ハ諸般ノ統治作用ノ中心タル原動力ニシテ、一ニ歸シテ大權ノ行動ヲ待ツニ非サレハ、一切ノ統治ノ作用アルコトヲ得サルナリ。

憲法ハ又大權ヲ以テ、獨立ニシテ、官府ノ制肘ヲ受ケサルモノトセリ、之レ我カ國體上當然ナリト雖モ、政體ノ仕組ハ基礎ヲ是ニ採レリ、憲法上ノ大權事項ハ、天皇ノ親裁專行ヲ要件トスルノ事項トシテ、一切ノ官府ノ之ニ參與スルコトヲ禁ス、唯タ國務大臣ノ輔弼ト樞密顧問ノ諮詢ト之アリト雖モ、之ヲ以テ大權ノ行動ノ法律上ノ要件トスルモノニ非ス、國務大臣ハ輔弼ノ意見ヲ上ルモ、天皇之ヲ採用セスシテ、自由ノ行動アルコトヲ得ヘシ、意ニ合ハサレハ、國務大臣ヲ免スルモ、亦天皇大權ノ自由ナリ、大權ノ行動カ國務大臣ノ制肘ヲ受ケサルハ、結局任免ノ絶對的ニ天皇ノ手中ニ在ルコトニ存ス、之レ我カ憲法ノ大權獨立ノ主義ハ、大臣任免ノ自由全ク大權ニ在ルニ依リテ完タシト爲ス所以ナリ。

大權ハ統治ノ一切ノ作用ニ亘リテ之ヲ包括シ、統治ノ一部ノ作用ニ非サルナリ、一切ノ官府ノ組織活動ハ、大權ノ行動ニ待チ、立法モ司法モ

會ハ不信任ヲ決議シテ、大臣ヲ却クルコトヲ得、大臣任免ノ實權ハ議會ニ存ス、若シ議會ニ於テ、一政黨ヲ以テ過半數ヲ占ムルモノアルトキハ、大臣ハ其ノ政黨ノ代表者ヲ以テ之ニ充ツルコトナリ、二大政黨ノ並立スル場合ニハ、所謂政黨政治行ハル、此ノ如クナレハ、議會ハ立法ノミナラス、行政ノ全權ヲ掌握スルニ至ルヘク、三權分立ハ行ハレサルナリ、而シテ、此ノ如キ議院政治カ永續スルトキハ、逆マニ議會ハ政府ノ指揮ノ下ニ在ルノ專制政治トナルニ至ル、内閣ハ常ニ多數黨派ノ首領ノ占ムル所トナルカ故ニ、内閣ト議院トハ結合シテ離レズ、多數政黨ノ首領ハ、内閣總理大臣トナリ、其ノ部下ヲ以テ内閣ヲ組織ス、政黨ノ結束固ケレハ、議會ニ在ルノ多數政黨員ハ、全然政府ノ願使ニ從ヒ、政府ハ立法行政ノ全權ヲ握リテ、專制ノ政治行ハルルニ至ル、カカル政治ノ結構ハ、本來民主ヲ基礎トスルモノニシテ、固ヨリ我カ國體ト相容レズ、我カ立憲

政體ハ國體ヲ基礎トシ、大權ヲ中心トスルノ組織ニシテ、議院政治又ハ政黨政治ハ、我カ國體ト政體ノ下ニ於テ行ハルルノ餘地ヲ存セサルナリ。

大權ノ行動ナクシテ行ハルルコトナシ、憲法ヲ設ケ、統治權ハ憲法ニ依リテ行ハルルコトヲ定メ、官府ノ權限ヲ定メ、統治ノ形式ヲ定ムルモ、憲法ヲ改正スルハ大權ナリ。

諸國ニ行ハルル議院政治又ハ内閣政治ハ、我カ政體ノ結構ト全ク異レリ、議院政治ニ在リテハ、議會ハ立法ニ協賛スルニ止ラスシテ、自ラ立法者タリ、假令國王又ハ大統領ハ、議會ノ議決シタル法律ニ對シテ、之ヲ拒否スルノ權アリトスルモ、停止的ノ拒否タルニ止マルカ、又ハ之ヲ實行セス、實行スルヲ以テ一般ニ非立憲ナリト爲ス、而シテ、凡ソ法規ヲ定ムルハ、必ス法律ヲ以テスルコトヲ原則トシ、國王又ハ大統領ハ之ニ對シテ、僅ニ法律ヲ執行スルカ爲ニ命令ヲ發スルコトヲ得ルノミ、而シテ議會ハ如何ナルコトヲ定ムルモ、形式上法律トシテ有效ナリ、實質ニ於テ立法タルコトヲ要セス、又憲法ニ違反スルモ、裁判官ハ之ヲ適用セテ

ルヘカラス、豫算ハ議會カ政府ニ對スル財政ノ委任タル實質ヲ有シ、豫算ノ不成立ナルトキハ、政府ハ財政ヲ行フコト能ハス、又租稅ハ每年法律ヲ以テ之ヲ定ムルモノトシ、議會ハ何時ニテモ收入ノ源ヲ絶ツノ地位ニ在リ、之レ議院政治ノ行ハルル基礎ニシテ、若シ議會カ豫算殊ニ毎年ノ租稅ヲ拒絶スレハ、政府ハ實際政務ヲ行フコト能ハサルカ故ニ、其ノ職ヲ退カサルヘカラス、是ニ於テ國務大臣ハ、議會ノ多數ノ信任ヲ得サルトキハ、其ノ地位ニ留マルコト能ハス、假令國王大統領ハ、名義上大臣ヲ任免スルノ權ヲ有スルモ、議會ノ反對ニ拘ハラヌシテ、大臣ハ政務ヲ施行スルコト能ハサルカ故ニ、議會ノ反對アレハ、必ス其ノ地位ヲ去ラサルヘカラスシテ、國王又ハ大統領ハ之ヲ如何トモスヘカラス、實際上大臣ノ進退ハ、一ニ議會ノ意向ニ依ル、國王又ハ大統領ハ、唯タ名義上ノ任免ヲ爲スニ止リ、所謂臨座スレトモ政治セサルノ地位ニ居リ、議

會ハ不信任ヲ決議シテ、大臣ヲ却クルコトヲ得、大臣任免ノ實權ハ議會ニ存ス。若シ議會ニ於テ、一政黨ヲ以テ過半數ヲ占ムルモノアルトキハ、大臣ハ其ノ政黨ノ代表者ヲ以テ之ニ充ツルコトトナリ、二大政黨ノ並立ニル場合ニハ、所謂政黨政治行ハル、此ノ如クナレハ、議會ハ立法ノミナラス、行政ノ全權ヲ掌握スルニ至ルヘク、三權分立ハ行ハレサルナリ、而シテ、此ノ如キ議院政治カ永續スルトキハ、逆マニ議會ハ政府ノ指揮ノ下ニ在ルノ專制政治トナルニ至ル、内閣ハ常ニ多數黨派ノ首領ノ占ムル所トナルカ故ニ、内閣ト議院トハ結合シテ離レズ、多數政黨ノ首領ハ、内閣總理大臣トナリ、其ノ部下ヲ以テ内閣ヲ組織ス、政黨ノ結束固ケレハ、議會ニ在ルノ多數政黨員ハ、全然政府ノ隨使ニ從ヒ、政府ハ立法行政ノ全權ヲ握リテ、專制ノ政治行ハルルニ至ル、カカル政治ノ結構ハ、本來民主ヲ基礎トスルモノニシテ、固ヨリ我カ國體ト相容レズ、我カ立憲

政體ハ國體ヲ基礎トシ、大權ヲ中心トスルノ組織ニシテ、議院政治又ハ政黨政治ハ、我カ國體ト政體ノ下ニ於テ行ハルルノ餘地ヲ存セサルナリ。

第十三章 國務大臣

國務各大臣ハ天皇ヲ輔弼シ其ノ責ニ任ス(第五十五條)樞密顧問ハ天皇ノ諮詢ニ應ヘ、重要ノ國務ヲ審議ス(第五十六條)共ニ大權ノ施行ヲ翼成スルノ官府ナリ、國務大臣ハ同時ニ政府ヲ組織シ、行政權ヲ總ヘ行ヒ、帝國議會及裁判所ト對立ス、國務大臣ノ責任ハ、立憲政體ノ樞軸タル制度ノ一ニシテ、三權分立ノ組織ノ效果ヲ擧ケ、之ヲ調節スルノ作用ヲ爲ス。

第一節 國務大臣ノ組織

國務各大臣ハ天皇ヲ輔弼シ其ノ責ニ任ス(第五十五條)何人ヲ以テ此ノ官府ヲ組織スルカ、憲法ハ國務各大臣ト云ヘリ、國務大臣ハ數人ニシテ一人ニ非ス、然レトモ、憲法ノ特ニ國務各大臣ト云ヘルハ、數人ノ大臣

カ一個ノ合議體タル官府ヲ組織スルニ非ス、數人ノ各大臣立シテ皆同一ノ職務ヲ行フモノナリトスルナリ、之レ合議體ノ官府タル帝國議會及樞密院ト異ル所ナリ、いざりすニ於テハ、國務大臣ハ一個ノ合議體ヲ構成シ、決議ニ依リテ唯一ノ意思ヲ決定ス、之ヲ内閣ト云フ、故ニ國務大臣ハ内閣ナル一官府ノ構成員ニシテ、各自獨立ニ其ノ職務ヲ行フ者ニ非ス、之レいざりすニ於テ、議院政治又ハ内閣政治ノ行ハルルト相關聯スルモノニシテ、我カ憲法ハ此ノ制度ヲ採ラサルナリ、數人ノ大臣各々獨立ニ、其ノ職務ヲ行フトキハ、各自異レル意見ヲ以テ、天皇ヲ輔弼シ、其ノ間統一ナキニ至ルカ如シト雖モ、之レ正ニ憲法ノ希望シタル所ニシテ、各大臣皆己ノ信スル所ヲ盡シテ、天皇ヲ輔弼スルニ依リテ、輔弼ノ官府ヲ設クルノ目的ヲ完全ナラシムルナリ、各大臣ハ各自別様ノ意見ヲ以テ輔弼スルト雖モ、輔弼ハ法律上直接ニ決定ノ效力アル行爲ニ非

ス、之ヲ決定スル者ハ天皇ニシテ、各大臣ノ意見ニ就テ取捨採擇シ、之ヲ統一スルハ一ニ天皇ノ決定ニ存ス、大臣ノ意見ノ相違ハ、國務ノ統一ヲ妨クルモノニ非スシテ、天皇ノ聰明ヲ發キ奉ルノ、輔弼ノ實效ヲシテ最モ完全ナラシムル所以ナリ。

内閣ナル合議體ヲ以テ、輔弼ノ官府トスルト、各大臣獨立シテ輔弼スルモノトスルトノ、實際上ノ結果ニ於ケル差異ヲ考フルニ、内閣制度ハ君主ノ勢力ヲシテ輕カラシメ、内閣ヲシテ實權ヲ掌握セシムルニ至ルノ傾向アリ、各大臣各様ノ意見ヲ上ルハ、天皇自由ニ之ヲ選擇決定スルコトヲ得ヘキモ、内閣ニ於テ唯一ノ意見ヲ決定シテ採擇ヲ請フトキハ、假令法律上決定ノ權ハ天皇ニ在ルモ、事實上内閣ノ意見ヲ拒絶スルコト困難ナルヘシ、又各大臣ハ實際上内閣ニ於ケル多數ノ意見ニ直接服從シ、天皇ノ命令ニ直接服從スルニ非サル者トナルヘシ、いざりすニ於

テ内閣制度ノ行ハルルハ、實權ノ風ニ國王ヲ離レテ内閣ニ歸セル主ナル原因ノ一ナリ、内閣ノ制度ノ最モ完全ナルハ、各大臣ノ上ニ一人ノ首相アリテ、各大臣ヲ指揮監督シ、各大臣ハ一人ノ首相ノ意見ニ服從スルモノトセララルモノニシテ、いざりすニ於テ行ハルル所ナリ、此ノ如クナレハ、政治ノ實權ハ自ラ首相ニ歸スルニ至ル、我カ憲法ハ、國務各大臣ハ皆同一ノ地位ヲ有シ、皆天皇ニ直接シテ輔弼ノ職務ヲ行フモノト爲シ、特ニ舊時ノ太政大臣ノ如ク、各大臣ノ上班ニ居リ、各大臣ニ命令シ、各大臣ヲ代表シ、天皇ト各大臣トヲ仲介スルノ地位ニ在ル者ヲ認メス、明治十八年ノ内閣官制ハ、我カ憲法上ノ大臣制度ノ基礎トナレルモノニシテ、其ノ最モ主要ナル原則ノ一ハ、太政大臣ヲ廢シテ、各省大臣相並ヒテ、天皇ニ直屬スルノ、最高行政長官タル者ト爲セルニ在リ、内閣官制ハ内閣ナル者ヲ認メ、内閣總理大臣ナル官名ヲ設ケ、各大臣ノ首班トシテ

機務ヲ奏宣シ、行政各部ノ統一ヲ保持スル旨ヲ定ムト雖モ、内閣及内閣總理大臣ナル者ハ、國務大臣カ行政各部ノ長官タルノ地位職務ニ就テ存スル者ニシテ、國務大臣トシテノ地位職務ニ關スルモノニ非ス、輔弼ノ職務トスル所ニ關シ、閣議ニ於テ評議スルコトアルモ、唯々打テ合セ相談タルニ止マリ、多數ヲ以テ全體ノ唯一ノ意志ヲ決定シ、各大臣ヲ拘束スルノ効力アル議決ヲ爲スコトヲ得ル者ニ非ス、内閣總理大臣モ亦各大臣ノ上級官府トシテ、輔弼ノ職務トスル所ニ就テ、各大臣ヲ指揮命令スルノ、憲法上ノ權能アル者ニ非ス。

國務大臣ハ國務大臣トシテ任命セララルルニ非ス、内閣官制定ムル所ノ内閣總理大臣及各省大臣則チ國務大臣タリ、各省大臣ハ一定ノ主任事務ヲ有スル最高ノ行政官府ナリ、内閣總理大臣ハ又一一定ノ所管事務ヲ有シ、各省大臣ニ對シテモ、其ノ首班トシテ、一定ノ職權ヲ有スル行政

官府ナリ、此ノ行政各部ノ長官タル内閣總理大臣及各省大臣カ、當然同時ニ國務大臣タルヲ以テ、憲法上ノ大臣制度ト爲ス、國務大臣タル地位ト各省大臣タル地位トハ、概念上明ニ之ヲ區別セサルヘカラス、國務大臣ハ、天皇ヲ輔弼スルノ翼成官府ニシテ、各省大臣ハ命ヲ奉シテ行政事務ヲ外ニ向テ行使スルノ官府タリ、然レトモ、現在ニ於テ二者相兼ヌルハ、官制ニ本ツク偶然ノ結果ニ非ス、現行ノ官制ニ於テハ、各省大臣カ國務大臣ト相兼ヌルモノトスルノ明文ナシト雖モ、憲法ハ其ノ相兼ヌルコトヲ前提トシテ、諸種ノ規定ヲ設ケタリ、固ヨリ國務大臣カ翼成官府トシテ、内ニ在リテ國政ヲ參議スルト、發表官府トシテ、外ニ對シ命ニ依リ大權ヲ施行スルトハ、性質上之ヲ區別スヘク、從テ翼成ヲノミ職務トスル官府アリ、最高行政官府タル地位ヲノミ有スル官府アルコトヲ得ヘク、現ニ内閣總理大臣ハ、原則トシテ行政官府タラサルノ國務大臣ナ

リ、又内閣官制ハ、各省大臣ノ外、特旨ニ依リ國務大臣タル者アルヘキコトヲ認ムト雖モ、國務大臣ハ各省大臣ヲ以テ之レニ充ツルモノトスルハ、我カ憲法ノ原則トスル所ナリ、之レ明治十八年ノ内閣官制ノ定メタル所ニシテ、憲法ノ前提トセル大臣制度ナリ、十八年ノ内閣官制ハ、太政大臣各省卿ノ上級ニ居リ、獨リ天皇ニ直屬シテ、各省卿ヲ命令スルノ地位ニ在ルヲ廢シテ、各省大臣同列ニ最高行政長官タルノ主義ヲ定ムルト共ニ、從來ノ各省卿ノ外ニ參議アリテ、專ラ輔弼顧問ノ職務ヲ行フヲ廢シ、近世諸國ノ大臣制度ニ從テ、大臣制度ヲ定メ、各省長官直ニ入テ大政ニ參議スルノ主義ヲ執レリ、之レマタ憲法ノ主義ト爲セル所ニシテ、國務大臣ノ行動ヲ定ムル、同時ニ行政施行ノ任ニ在ルヲ眼中ニ置キ、各省大臣ニ就テ規定スル、マタ之レヲ輔弼ニ關聯セシム、憲法ハ隨處政府ナル文字ヲ用キ、主トシテ議會ニ對シ、國務大臣ヲ一括シ總稱スルノ名

稱ト爲ス、然レトモ、國務大臣ニシテ唯々天皇ヲ輔弼スルノ地位ニ在ルノミニシテ、同時ニ命ヲ奉シテ行政ヲ施行スルノ職務ヲ有スルノ各省大臣タラストスレハ、憲法ノ政府ニ就テ規定スルモノ、毫モ之ヲ解スルコト能ハサラントス、又天皇ヲ内ニ在リテ翼成スルノ國務大臣ハ、政府ノ外ニ在リトスルモ、亦憲法ニ云フ政府ノ意義ニ非サルハ明ナリ、憲法ノ政府ト云フハ、常ニ國務大臣カ同時ニ各省大臣タルコトヲ前提トスルモノナリ、サレハ假令例外トシテ、政務施行ノ職務ヲ有セサル、所謂ル無省大臣アルコトヲ得、又最高行政長官ニシテ、國務大臣タラサル者アリトスルモ、凡ソ大權ノ施行ハ天皇ニ直屬シテ政務ヲ分擔スル各省大臣ニ依リテ行ハレ、各省大臣ハ同時ニ内ニ在リテ國政ニ參議シ、意見ヲ上ルノ地位ニ在リトスルモノ、我カ憲法ノ國務大臣ノ地位ナリト爲ササルヘカラス、之レ獨リ我カ憲法ノ解釋タルノミナラス、一般ニ近世大

臣制度ノ特色トスル所ナリトス、近世ノ大臣制度ハ初メ革命時代ノふらんすニ於テ起リタル所ナリ、近世ノ大臣制度ノ前身ハ、何レノ國ニ於テモ存シタル、國王ノ周圍ニ居リテ、其ノ相談ニ與リタル最高官吏ノ一團タル顧問官ナリ、いざりすニ於ケルふりびい、かうんしる、ふらんすニ於ケルこんせいゆ、でた、どいつ諸國ニ於ケルげはいひらあとノ如シ、此ノ如キ一定ノ實質的職務ナキ顧問官ヲ國王ノ周圍ニ在ルノ制度ハ、責任ノ所在明白ナラス、行政ノ組織統一ヲ缺クヲ免レス、故ニふらんす革命ノ初ヨリ、行政權ヲ強大ナラシムルノ企圖行ハレタルト共ニ、漸ク一定ノ事務ヲ分擔スル大臣ヲ置クニ至レリ、一七九九年、最高顧問ノ下ニ、五人乃至七人ノ行政各部ノ最高官府タル大臣ヲ置キ、合議制ヲ改メテ單獨制ト爲シ、行政事務ノ實質ニ依リテ分擔ヲ定メ、各行政ノ最高官府タルノ地位ニ居リ、一切ノ政務ハ原則トシテ、此レ等大臣ヲ通過スルニ

非テレハ發表セラレス、凡テノ官府ハ大臣ニ從屬セサルナキノ制度ヲ定メタリ、之レ即チ中央集權ノ制度ナリ、事務分掌ノ制度ナリ、又官局政治ノ組織ナリ、之レふらんすニ初マリ、今日ニ至ルマテ諸國ニ行ハルル大臣制度ノ原則ナリトス、一八〇八年ノ有名ナルすたゐん、はるでん、へるぐノ行政改革ニ依リテ、ぶろしあニ行ハレ、南部どいつ諸國ハ、十九世紀ノ初ヨリ、憲法ト共ニふらんす式ノ大臣制度ヲ採用セリ、他ノ諸國皆同シ、其ノ最モ遅レタルハいざりすニシテ、近頃ニ至リテ、大ニ事務分掌ノ大臣制度ヲ採用スルニ至レリ、一時事務分掌ノ大臣制度ハ、立憲政體ヲ行フニ必要ナル事項ナリトセラレタリ、蓋シ君主ノ顧問タルノミニシテ、自ラ決定實行スル權能ナキ者ニ對シテ、議會ニ對スル責任ヲ論スルコトヲ得スト見タレハナリ、此ハ必ラスシモ、然ラス、現ニいざりすニ於テハ、長ク事務分掌ノ大臣制度行ハレサリシト雖モ、大臣ノ議會ニ

對スル責任ハ夙ニ發達セリ、然レトモ此ノ見解ハ或ル程度マテ大臣制度ヲ廣布セシメタル一原因ナリ、此ノ沿革ニ本ツキ、今日諸國ニ於テ、大臣ハ同時ニ行政各部ノ最高長官タルヲ以テ、一般ノ原則ト爲スニ至レリ、我カ國ニ於テモ、略々之レト沿革ヲ同シクシテ、現在ノ大臣制度ニ至レルナリ。

第二節 國務大臣ノ職務

國務各大臣ノ職務ハ、天皇ヲ輔弼スルニ在リ、輔弼ハ顧問參議ト云フカ如シ、意見ヲ上リ、天皇ノ聰明ヲ啓キ奉ルコトヲ云フ、國務大臣ハ同時ニ各省大臣タルカ故ニ、國務大臣ハ内ニ在リテ天皇ヲ翼成スルト共ニ外ニ對シテ勅命ヲ宣奉シ、政務ヲ施行スルノ地位ニ在リト雖モ、輔弼ハ内ニ在リテ天皇ヲ翼贊シ奉ルコトヲノミ稱ス、外ニ對シテ大權ヲ奉行

スルノ職務ハ、憲法上ノ國務大臣ノ職務ニ非サルナリ。

輔弼ハ其ノ含蓄スル所頗ル廣ク、一切ノ手段ニ依リ知慮ヲ盡シテ天皇ノ聰明ヲ啓キ奉ルコトヲ云フ、一定ノ形式アルニ非サルナリ、御前ニ出テテ一定ノ意見ヲ奏上スルコトヲノミ輔弼ト云フニ非ス、或ハ門ヲ閉チテ出テス、敢テ一言ヲ發セサルモ、亦輔弼ト爲ス、ハキ場合アラン、大臣ハ不斷ニ輔弼シツツアルモノト爲スヘシ、凡テ事實上ノ行爲不行爲ニシテ、法律上一定ノ形式アル行爲ニ非サルナリ、サレハ等シク翼成官府タリ、其ノ職務ハ内ニ在リテ天皇ノ意志ノ成立ヲ翼成スルニ在ルモ、國務大臣ノ輔弼ハ帝國議會ノ協贊ト異レリ、協贊ハ一定ノ形式定マリ、此ノ形式ニ依ルニ非サレハ協贊ト爲サス、從テ天皇ノ法律ヲ制定スルハ協贊ヲ經タルコトヲ要件トシ、協贊ナケレハ法律ノ裁可アルコトヲ得スト雖モ、天皇大權ノ行使ハ、輔弼ノ有無ヲ要件トセス、一定ノ具體的

ノ形式ナキカ故ニ、固ヨリ何ヲ以テ輔弼アリタリトスヘキヤヲ定ムヘカラサルヲ其ノ性質ト爲ス。

國務大臣カ天皇ヲ輔弼スルハ、自己ノ判斷ニ本ツキ、自由獨立ナル意志ニ由ル、天皇ノ命ヲ承ケテ、輔弼ノ意見ヲ定ムルニ非サルナリ、凡ソ一定ノ職務アル者ハ、天皇又ハ上級ニ置カレタル者ノ命ヲ承ケテ、之ヲ行フコト原則タリ、國務大臣カ各省ノ事務ニ就テ、政治ヲ施行スルモ、亦勅命ヲ宣奉スルナリ、之ニ反シ、輔弼ハ輔弼ノ任ニ在ルコト、本ヨリ勅命ニ由ルト雖モ、其ノ内容ニ就テハ、全然自己ノ自由獨立ナル判斷ニ本ツクモノトス、故ニ憲法ハ此ノ意ヲ明カニシテ、大臣ハ輔弼ノ責ニ任スルコトヲ定ム、凡ソ責任ハ自己ノ自由獨立ナル意思ニ本ツクノ行爲ニ就テ存ス、サレハ自己ノ職務ニ屬スル事項ヲ行フト雖モ、上級ニ居ル者ノ命令ニ依リ、自己ノ自由獨立ナル判斷ニ本ツカスシテ、其ノ事ヲ行ヒシナ

ラハ、其ノ結果ニ對スル責任ハ、之ヲ命シタル者ニ歸スヘク、之ヲ行ヒタル者ニ歸セス、國務大臣ノ天皇ヲ輔弼スルハ、他人ノ命ヲ承ケテ、其ノ指揮ニ從テ意見ヲ定ムルニ非ス、自己ノ自由獨立ナル意思ニ本ツクカ故ニ、當然其ノ結果ニ就テ責ニ任セサルヘカラス、責ニ任スルト云フハ、輔弼ハ自由獨立ナル意思ニ本ツクモノタルコトヲ云フニ等シ、國務大臣ハ自己ニ出ツル輔弼行爲ノ法不法當不當ニ對シ、之ヲ自己ノ行爲トシテ責任ヲ負ハサルヘカラサルナリ。

國務大臣カ天皇ヲ輔弼スルハ、自己ノ自由獨立ナル意見ニ本ツクト雖モ、法律上一定ノ形式ナク、一定ノ效果アルモノニ非ス、天皇統治ノ行動ハ輔弼ヲ待テ行ハルルコトアリ、國務大臣之ヲ知ラサルニ發動スルコトアリ、輔弼ノ有無ハ外形上之ヲ知ルコトヲ得サレトモ、假令之ヲ知ルコトヲ得ルトスルモ、天皇ノ行爲ノ成立スルノ要件ニ非ス、又固ヨリ

大臣ノ上ル所ノ意見ハ、天皇ヲ拘束スルモノニ非ス。天皇ハ大臣ノ意見ニ反對シテ、特定ノ行爲ヲ爲スコトヲ得ヘシ、之レ協贊ト異ル所ナリ、又固ヨリ統治ノ行爲ハ、天皇ト大臣トノ共同行爲ニ非ス。大臣ノ輔弼ハ内ニ隠レテ外ニ表ハレズ、國務大臣カ各省大臣トシテ大權ヲ施行スルハ輔弼ニ非ス。天皇ノ命ヲ奉シテ之ヲ行フナリ、故ニ輔弼ノ關係ニ於テ上リタル自己ノ意見ト異リタル勅命ヲ奉行スル場合ハ、固ヨリ之アルコトヲ得、輔弼スルト奉行スルトハ、固ヨリ關係ナシ、輔弼ハ自由ノ意見ニ由ル外ニ大權ヲ施行スルハ、勅命ヲ奉行スルナリ、必ス勅命ニ從テ之ヲ行ハサルヘカラス。大臣ノ自由ノ意見ニ本ツキテ輔弼シ、之ト異リタル勅命ハ之ヲ奉行スルノ義務ナシトスレハ、天皇ハ大臣ノ意見ト異リタルノ行爲ヲ爲スコトヲ得サルニ至リ、輔弼ハ天皇ヲ強制スルノ效力ヲ有スルト爲スノ結果ト爲ル、之レ大臣ヲ以テ主權者ト爲スナリ、我カ憲

法ノ精神ニ非ス、故ニ各省大臣ノ大權ヲ施行スルハ、自己ノ輔弼ニ本ツクニ非スシテ、輔弼トハ無關係ニ天皇ノ勅命ヲ奉行スルナリ。

國務大臣ノ輔弼ノ範圍ハ、一切ノ國務ノ範圍ナリ、唯タ我カ國法ノ制タル、皇室典範ヲ以テ、憲法ト相對立スルノ根本法ト爲シ、皇室典範ノ系統ニ屬スルノ事務ハ、之ヲ一般國務ト區別シ、之ヲ憲法ノ系統ニ屬スルノ事務ト區別ス、皇室ノ事務ハ各省大臣ノ外ニ別ニ宮内大臣ヲ置キテ、之ヲ管掌セシメ、宮内大臣ハ之ヲ國務大臣ト爲サス、サレハ憲法上國務ト稱スルハ、實質上ノ意義ニ於ケル國務、即チ皇室典範ノ系統ニ屬スル事務ヲモ包含スルモノニ非スシテ、之ヲ除外スルモノナリ、國務大臣ノ輔弼ノ範圍ニ屬スル國務ハ、此ノ範圍ノ國務ナリ、然レトモ、此ノ範圍ニ屬スル國務ト雖モ、之ヲ國務大臣ノ輔弼ノ範圍ニ屬セスト爲スヘキモノアリ、蓋シ國務大臣ノ同時ニ各省大臣タルハ、憲法ノ大臣制度ニシテ、

各省大臣ハ政府ヲ構成シ、其ノ施行スル所ハ、國務大臣ノ輔弼シ、其ノ責ニ任スルノ範圍タルモ、若シ官制上各省大臣ノ權限ニ屬セサルノ事項ヲ設クルコトアレハ、之ニ對シテ國務大臣ハ責ニ任シ、輔弼スルコトヲ得サルヘキカ故ニ、國務大臣ノ輔弼ノ範圍ハ、當然各省大臣ノ權限ノ範圍ト同一ニシテ、之ヨリ狹カルヘカラス、又廣カルヘカラサルナリ、其ノ著シキハ陸海軍ノ統帥ノ事務ナリ、陸海軍ノ統帥ハ各省大臣ノ管轄シ奉行スル所ニ非ス、現行官制ニ依レハ、陸海軍大臣ハ或ル範圍ニ於テ、陸海軍ノ統帥ニ關スル事務ヲ掌ルト雖モ、陸海軍大臣ハ各省大臣中特殊ノ地位ヲ有シ、一般軍事行政ノ外、特ニ統帥ノ事務ニ就テ、之ニ關與スル者トセラル、故ニ内閣官制ノ事ノ軍機軍令ニ關スルモノハ、陸海軍大臣ヨリ内閣總理大臣ニ報告スレハ足り、之ヲ閣議ニ付スヘカラサルモノトスルハ、國務大臣ノ輔弼ノ範圍外ニ在リトスレハナリ、要スルニ、國務

大臣ノ輔弼ノ範圍ハ、實質上ノ意義ニ於ケル國務ノ全範圍ニ非スシテ、各省大臣ノ管掌スル事務ノ範圍ナリ。

國務各大臣ハ、右述フルカ如キ意義ニ於ケル國務ノ全範圍ニ亘リテ、輔弼ノ職務ヲ有ス、輔弼ノ職務ニ就テハ、各大臣ノ間、事務ノ分掌アルコトナシ、各省大臣トシテノ主任ノ事務ト相關スルコトナク、各大臣ハ對等ニ、國務ノ全範圍ニ就テ、天皇ニ進言スルコトヲ得、内閣總理大臣モ、亦國務大臣トシテハ、他ノ各大臣ト異ルコトナシ。

第三節 國務大臣ノ責任

國務大臣ハ自己ノ獨立自由ノ判斷ニ本ツキテ輔弼スル者ニシテ、其ノ責ニ任ス、輔弼ノ法不法當不當ニ付テ法律上ノ效果ヲ定ムルモノアレハ、大臣之ヲ受ケサルヘカラス、之ニ反シ、各省大臣ノ勅命ヲ奉行スル

ハ、自己ノ判断ニ本ツクモノニ非ス、若シ奉行其ノ途ヲ謬リテ、權限ヲ超
 エ、法規ニ違反シ、又ハ消極的ニ之ヲ怠リ行ハサルトキハ、一般官吏ト同
 シク其ノ法定ノ效果ヲ負ハサルヘカラサレトモ、勅令ノ内容自體ニ就
 テハ、若シ法律上ノ效果ノ定マルモノアレハ、之ヲ受クヘキハ天皇ナリ、
 然ルニ、天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス、一切ノ法律上ノ責ニ任セス、故
 ニ主權ノ行爲ニ付テハ、何人モ責ニ任スル者ナキノ理ナリ、之レ憲法上
 各省大臣ハ同時ニ國務大臣タルノ制度ノ存スル重要ナル理由ニシテ
 之ヲ立憲政體ノ骨子ト爲ス所以ナリ、天皇ノ行爲ニ付テハ、何人モ責ニ
 任スルモノナシ、各省大臣モ亦命ヲ奉シテ之ヲ行フノミ、然レトモ、命ヲ
 奉シテ行フノ各省大臣ハ、同時ニ國務大臣ナリ、國務大臣ハ知慮ヲ盡シ
 テ、天皇ヲ輔弼シ、主權ノ行爲ノ適法正當ナラシムコトヲ期セサルヘカラ
 ス、若シ主權ノ行爲憲法其ノ他ノ法規ニ反シ、又ハ不當ナル結果ヲ生ス

ルコトアラハ、之レ輔弼ノ當ヲ得ス、又ハ尙ホ足ラサルノ罪ナリ、輔弼ノ
 結果ハ國務大臣其ノ責ニ任セサルヘカラス、各省大臣トシテ奉行スル
 所ハ、各省大臣トシテ責ナキモ、若シ不法不當ナルコトアラハ、自己ノ國
 務大臣タル資格ニ於テ、輔弼ノ當ヲ得ス、又ハ尙ホ足ラサルノ責ニ任セ
 サルヘカラス、サレハ各省大臣ノ事ヲ行フ、自己ノ輔弼ノ責ヲ願ミ、輔弼
 ノ職務ヲ盡サンコトヲ思ハサルヘカラス、又國務大臣ノ天皇ニ意見ヲ
 上ル、自己ノ大政ヲ施行スルノ責己ニ歸スルコトヲ忘ルル能ハス、是ニ
 於テ國務大臣ノ輔弼ハ、憲法上最モ重要ナル作用ヲ爲スナリ。

故ニ國務大臣ハ、神聖不可侵ナル天皇ニ代テ責ニ任スルモノニ非ス、
 天皇ノ行爲ニ付テハ、何人モ責ニ任スル者ナシ、自己ノ意志ニ出テタル
 ニ非サル行爲ニ付テ、責ヲ負フト云フハ、責任ノ法理ニ反ス、國務大臣ハ
 主權ノ行爲ニ付テ責ニ任スルニ非ス、自己ノ行爲タル輔弼ノ責ニ任ス

ルナリ、國務大臣ヲ以テ主權ノ行爲ニ付テ責任ニ任スト爲スハ、主權ノ行爲ハ天皇ノ行爲ニ非ス、又ハ少クモ天皇ト大臣トノ共同ノ行爲ナリト爲スナリ、之レ我カ國體ニ非ス、主權ノ行爲ハ、單純ニ天皇御一人ノ自由獨立ノ意志ニ本ツクノ行爲ナリ、國王ハ空虛ノ地位ニシテ、臨座スレトモ政治セス、何事ヲモ爲ササルノ無爲王ニシテ、唯タ中立ノ權力ヲ有スルノミ、惡ヲモ爲サス又善ヲモ爲サス、行政權ハ所謂ル大臣權ニシテ、立法權司法權ニ對シ、主權ノ行爲ハ大臣ノ行爲ナリ、其ノ責任ニ任セサルヘカラストスルハ、我カ天皇ト大臣トノ地位ニ非ス、天皇ノ主權者タルコト、毫モ動搖スルコトナクシテ、之ヲ奉行スルノ各省大臣カ、國務大臣トシテ、輔弼ノ責ヲ免ルヘカラサルノ、我カ大臣制度ノ妙用ヲ深ク味フヘシ。

國務大臣ハ輔弼ノ責任ニ任ス、然レトモ、輔弼ハ外ニ表ハレス、輔弼ノ權

限ヲ超エ、法規ニ違反シ、又ハ之ヲ怠ルトキハ、天皇之ヲ責問スルコトアルハ固ヨリナリト雖モ、外ニ表ハレテ、輔弼ノ當ヲ得ス、又ハ尙ホ足ラサルノ明ナルニ至ルハ、各省大臣トシテ勅命ヲ奉行スルニ於テス、故ニ國務大臣ノ責任ヲ追及スルハ、施政ノ法不法當不當ニ存ス、責任ヲ負フハ輔弼ノ責任ニシテ、之ヲ明ニ區別セサルヘカラスト雖モ、國務大臣ハ各省大臣トシテ行フ所ノ法不法當不當ヲ自己ノ輔弼ニ出ツルモノトシテ責任ヲ負ハサルヘカラス、故ニ大臣ハ施政ノ法不法當不當ニ付テ、議會ニ於テ辯明セサルヘカラス、天皇ノ懲戒ヲ受ケサルヘカラス、命ヲ奉シテ之ヲ行ヒタルコトヲ理由トシテ、責任ヲ免ルルコトヲ得ス。

憲法ノ國務大臣カ輔弼ノ責任ニ任スルコトヲ規定スルハ、輔弼ノ國務大臣ノ自由獨立ナル裁斷ニ依ルコトヲ示シタルモノナリ、天皇統治ノ行爲ニ就テ責任ニ任スルニ非スト雖モ、之ヲ輔弼スルノ不法不當又ハ足

ヲサルハ、自己ニ原因存スルナリ、命ヲ奉ジテ、各省大臣トシテ行フ所ハ、其ノ本ツク所マダ輔弼ニ存ス、天皇ハ大臣ノ進言ニ從ハサルヘカラス、ルニ非ス、天皇ハ大臣ノ意見ヲ用キサルコトヲ得ルハ言ヲ俟タスト雖モ、而カモ大臣ハ君命ニ藉口シテ、其ノ責ヲ免ルルコト能ハサルナリ、故ニ統治權ノ行使ニ就テ、國民ノ輿論之ヲ非ナリトスルコトアリ、議會ニ於テ之ヲ糾問スルコトアリ、國務大臣ハ凡テ之ニ對シテ、之ヲ己ニ出ツルモノニ非ストシテ、回避スルコトヲ得サルナリ、凡テ之ヲ大臣ノ輔弼ノ過マレル、又ハ足ラサルニ歸スルモノ、憲法ノ責ニ任スト爲スノ意ナリ、後世歴史ノ指彈モ之ヲ避クヘカラス、又國法上一定ノ結果ヲ定メ、制裁ヲ課スルモノトスルトキハ、必ス之ヲ受ケサルヘカラス、自己ノ意見ト異リ、又ハ自己ノ知ラサル所ナルノ故ヲ以テ、之ヲ免ルルコト能ハサルナリ。

故ニ若シ國法ニ於テ、大臣ヲ彈劾スルノ制度ヲ設クルトキハ、大臣ハ之ヲ受ケサルヘカラス、民事上、刑事上、又ハ懲戒法上ノ制裁ヲ定ムルアレハ、又之ヲ免ルルコトヲ得ス、然レトモ、此ノ如キ制裁ノ規定ナキモ、大臣ノ責任ハ、立憲政體ノ運用上十分ノ意義ヲ有シ、其ノ責ニ任スルコトヲ規定スルノミニテ、完全ニ其ノ目的ヲ達スルコトヲ得ヘク、制裁ノ規定ナキカ故ニ、之ヲ不完全ナル法ナリト爲スヘキニ非ス、加之統治ノ行爲ニ就テ、大臣輔弼ノ責ヲ問フハ、刑罰ヲ課シ、又ハ懲戒處分ヲ加フルニ依リテ、其ノ目的ヲ達スルコトヲ得ルモノニ非スシテ、却テ其ノ事ニ不適當ナリ、之レ諸國ニ於テ憲法上大臣彈劾ノ制度ヲ設クルモ、從來殆ント之ヲ實行シタルコトナキ、所以ニシテ、大臣ニシテ其ノ職ヲ辭スレハ、其レ以上之ヲ追窮スルノ必要モナク、又其ノ實際上ノ效果モナキモノトセラル、故ニ大臣ノ責任ハ、主トシテ議會ニ於テ、質問上奏法律案豫算

案ノ修正否決其ノ他各種ノ方法ニ依リテ、其ノ輔弼ニ對シ、即チ其ノ表ハルル所ニ就テ云ヘハ、統治ノ行爲ニ對シテ批評ヲ加ヘ、以テ、國務大臣ニ對スル議會ノ監督ノ作用ヲ行ハントスルニ就テ存スト爲スヘシ、若シ議會ニ於テ質問ヲ受ケタルトキハ、自己ノ意見ニ反シ、又ハ知ラサル所ナルノ理由ヲ以テ辯明スルコトヲ得ス、彈劾ヲ上奏スルトキハ、之ニ對シテ適當ノ處置ヲ執ラサルヘカラサルナリ。

大臣ノ責ニ任スルハ、其ノ職ヲ辭スルノ意ニ非サルハ云フマテモナシ、大臣ハ天皇ノ任免スル所ニシテ、自己ノ意志ニ依リ、自由ニ退官シ得ヘキニ非ス、天皇之ヲ免官セラレハ、本ヨリ其ノ地位ヲ去ルヘク、事情ニ依リ、天皇ハ議會ノ措置ヲ參酌シテ、免官ヲ命セラルルコトアルヘキモ、免官ヲ命セラレスシテ、其ノ事ノ是正ヲ督勵セラルルコトモ、亦之アラシ、其ノ責ニ任スルハ同一ナリ、辭職ヲ以テ、一切ノ過失怠慢ヲ抹消ス

ヘシトスルハ、決シテ責任ヲ全ウスル所以ニ非ス、其ノ唯一ノ方法ニ非サルナリ。

國務大臣ノ責任ハ法律上ノ責任ナルカ、又ハ政治上又ハ道德上ノ責任ナルカラ問題トスルコト行ハルレトモ、國務大臣ノ責任ヲ憲法ニ規定スルハ、固ヨリ法律上ノ責任ナリ、制裁ヲ課シ、彈劾制度ヲ定メサルモ輔弼ニ就テ、其ノ自己ニ出ツルコトヲ回避スヘカラス、議會ニ於ケル質問ニ對シテ辯明スヘク、其ノ他議會ノ監督ノ作用ヲ受ケサルヘカラサルハ、法律上責ニ任スルモノニシテ、單純ニ政治上又ハ道德上ノ關係ニ非サルナリ。

從テ國務大臣ノ責任ハ何人ニ對スルカノ問題モ、亦意義ナシト云フヘシ、輔弼ヲ以テ自己ニ出ツルモノトシ、其ノ責ニ任スルハ、凡テノ人ニ對ス、責任ノ性質上何人ニ對スルト云フコトアラサルナリ、通常大臣ノ

責任ハ何人ニ對スルカノ問題ハ、之ト異リ、何人カ其ノ責任ヲ問フモノトスルカニ在ルモノノ如シ、然ランニハ、之レ全然別個ノ問題ニシテ、大臣ノ責任ノ性質ヲ論スルニ非ス、之ヲ問フノ制度論ナリ、大臣ノ責任ヲ問フハ、天皇ハ大臣ヲ任免シ、之ヲ監督スルノ地位ニ在ルカ故ニ、直接ニ天皇ナルコト云フマテモナシ、然レトモ、憲法ニ於テ、議會ニ一定ノ方法ニ依リ、大臣ヲ監督スルノ作用ヲ爲スコトヲ認メラレハ、議會ハ之ヲ責問スルコトヲ得ヘク、裁判所ニ大臣訴追ノ權能ヲ與ヘラルレハ、裁判所ハ之ヲ判決スヘキノミ。

國務大臣ノ責任ハ、輔弼ノ責任ナリ、故ニ其ノ責ニ任スルノ範圍ハ輔弼ノ範圍ナラサルヘカラス、政府ノ職務權能ノ外ニ亘リテ、責任アルコトアリ得ヘカラス。

國務大臣ハ合議體トシテ輔弼スルニ非ス、其ノ責任モ各自之ヲ負フ

ヘク、合同シ、又ハ聯帶シテ、責ニ任スルニ非ス、天皇若シ大臣ヲ過誤ノ故ヲ以テ免官セラレントスレハ、各大臣ヲ免官セラルルノミ、全員同時ナラサルヘカラスナルノ、法律上ノ拘束アルコトナシ、然レトモ、國務大臣ハ主任ノ事務アル者ニ非ス、各、皆國務ノ全範圍ニ就テ輔弼ノ責ニ任ス、其ノ主任ノ事務ニ屬セサルノ理由ヲ以テ、責ヲ免ルルコト能ハス、故ニ凡ソ責ノ問フヘキアラハ、各大臣ハ皆殘ラス責任アルヲ其ノ性質トス、合同シ、又ハ聯帶スルニ非サルモ、各大臣ハ全員同一ノ責任ヲ負ハサルヘカラサルナリ。

第四節 國務大臣ノ副署

憲法第五十五條第二項ハ規定シテ曰ク、凡テ法律勅令其ノ他國務ニ關ル詔勅ハ國務大臣ノ副署ヲ要スト、之ヲ以テ文書ヲ以テ發セラル

ル天皇ノ大權ノ行使ノ方式ト爲ス、凡ソ天皇ノ大權行使ノ爲ニ發セラ
 ルル文書ハ、御名ヲ署シ、御璽ヲ鈐セラル、大臣カ之ニ副ヘテ名ヲ署スル
 ヲ副署ト云フ、憲法ニ從ヒ公式令ハ、天皇ノ發セララル諸種ノ文書ノ形
 式ヲ定メタリ、大臣ノ副署ハ之ヲ公正ノ効力アル文書トシテ認メシム
 ル形式上ノ要件ニシテ、之ヲ缺クモノハ、臣民ニ對シテ、法律タリ、勅令タ
 リ、其ノ他所定ノ効力アル文書ニ非ス、之ヲ適用施行スルノ官府ハ、之ヲ
 適用施行スルコトヲ要セス、又之ヲ適用施行スルコトヲ得サルモノト
 ス。

副署ノ意義ハ、天皇カ發セララル大權施行ノ文書ノ公式タルニ止マ
 レリ、輔弼ト關係ナク、又責任ト關係ナシ、輔弼ハ一定ノ形式定マルモノ
 ニ非ス、之ヲ證明スルコトヲ得ス、大臣ハ不斷ニ輔弼ス、特ニ或ル場合ニ
 之ヲ證明スルコトヲ要セサルナリ、從テ大臣カ副署シタルトキハ、輔弼

シタルモノトシテ責任アリ、副署ナキトキハ責任ナシト爲ス、ヘカラス、
 副署セサル場合ト雖モ、輔弼ノ當ヲ得サルハ大臣ノ責任ナリ、副署ハ大
 臣ノ職務ナリ、命セラレハ之ヲ拒ムコトヲ得ス、責任ノ原因ト爲スヘ
 カラサルナリ、各省大臣トシテ勅命ヲ奉行スルモ、亦副署ト關係ナシ、副
 署セサル事項ト雖モ、自己ノ職務ニ屬シ、又特ニ之ヲ命セラレハ、之ヲ
 行ハサルヘカラス。

然レトモ、副署ノ制度ヲ設ケラレタルノ主旨ヲ按スルニ、國務大臣ト
 各省大臣トハ同一人ヲ以テ之ニ任シ、以テ責任ノ歸着スル所ヲ定メタ
 ルノ主旨ヲ、更ニ十分ナラシムルニ在リ、國務大臣トシテ輔弼スル所ハ、
 其ノ奉行スル所ナリ、各省大臣トシテ奉行スル所ハ、其ノ輔弼スル所ナ
 リ、其ノ責ヲ免ルヘカラスト雖モ、輔弼ハ大臣自由ノ意見ニ依ルモ、之ヲ
 採用スルト否トハ一ニ天皇ノ自由ナリ、輔弼ハ天皇ノ行爲ノ要件ニ非

ス、而シテ之ヲ命セラルレハ、大臣必ス之ヲ奉行セサルヘカラス、今若シ天皇ノ法律命令其ノ他國務ニ關ルノ詔勅ヲ發セラルルニ方リ、必ス大臣ノ副署ヲ必要トセラルルトキハ、一人ノ大臣モ之ヲ知ルコトナクシテ、此レ等ノ文書ヲ發セラルルコトナキヲ期スヘシ、少クトモ、此ノ場合ニ輔弼ノ機會ヲ得、意見ヲ上リ、聰明ヲ啓キ奉ラシムルコトヲ期セラルルモノ、副署ノ制度ノ主旨ナリ、然レトモ、固ヨリ副署ハ大臣ノ自由ニ非ス、副署ヲ命セラレタルトキハ之ヲ拒ムコトヲ得ス、副署ハ天皇ニ同意ヲ與ヘ、又ハ天皇ノ行爲ヲ許可スルニ非ス、意見ヲ上ルト雖モ、採用セラルルコトナク、尙ホ副署ヲ命セラルレハ、辭職ヲ請フカ、又ハ副署セサルヘカラス、辭職モ亦自由ニ非ス、許サレサレハ留マリテ副署セサルヘカラス、副署ハ天皇大權ノ施行ヲ阻止スルノ力ナシ、之ヲ拒ミテ、大權ノ發動アルコトヲ得サラシムルコトヲ得ルモノニ非ス、法理上副署ト輔弼ト

奉行ト、從テ責任ト、何等ノ關係ナシ、副署ノ實際上ノ作用ヲ法ノ規定ト爲シ、天皇ト大臣トノ地位ヲ轉倒スヘカラス。

副署ハ一人ノ大臣之ヲ爲セハ、文書ノ公式ヲ具フルニ於テ足レリ、一人ノ大臣ハ如何ナル大臣ニテモ可ナリ、其ノ事項ヲ管轄スルノ主任大臣タルコトヲ要セサルナリ、公式令ハ大臣副署ノ細則ヲ定ムルモ、憲法上之ヲ必要トスルニ非ス、國務大臣ハ副署セサルモ、輔弼ノ責ニ任セサルヘカラス、主任ノ事務ニ非ス、我之ニ副署セサルノ理由ヲ以テ、責任ヲ免ルルコトヲ得ス。

天皇大權ノ施行ハ文書ノ形式ヲ以テセサルコトアルヘシ、此ノ場合ニハ本ヨリ副署ナシ、其ノ寫シ又ハ覺書ヲ發表セラルルモ副署ヲ要セス、文書ヲ以テ發スル場合ト雖モ右ニ述ヘタル各省大臣管掌ノ事務ニ屬セサルモノハ副署ヲ要セス、憲法ノ國務ト云フハ各省大臣ニ屬スル

ノ政務ヲ云フナリ、故ニ宮中ノ事務ノ如キ、陸海軍ノ統帥ニ關スル命令ノ如キハ副署ヲ要セス、副署ノ範圍ハ輔弼及責任ノ範圍ト同一ナラサルヘカラス。

第五節 行政權及政府

立法權ハ帝國議會ノ協賛ヲ以テ之ヲ行ヒ、司法權ハ天皇ノ名ニ於テ、裁判所之ヲ行フ、一定ノ事項ハ天皇之ヲ大權トシテ行フモノトス、憲法ニ於テ、特ニ官府ヲ設ケテ行フモノトスルノ事項ハ、此ノ以外ニ行政裁判及會計検査アリ、之ヲ憲法ノ定メタル統治權行使ノ組織ト爲ス。

然レトモ、統治權ノ行使ハ之ヲ以テ全範圍ヲ盡クスモノニ非ス、最モ廣キ範圍ニ亘リテ、國家ノ存在スル所以ヲ實現スルカ爲メニ、各般ノ行動存セサルヘカラス、且ツ立法權ハ法規ヲ定ムルノミ、之ヲ施行スルノ

作用ナカルヘカラス、裁判ノ判決ヲ執行シ、其ノ行動ヲ全タカラシムルノ各種ノ行爲モ亦必要ナリ、大權ノ命ヲ奉シ、之ヲ執行スルノ行動モ亦之アラサルヘカラスナリ、天皇ハ凡テ此レ等ノ事項ヲ執行スルカ爲メニ、數多ノ官府ヲ設ク、此ノ官府ハ憲法第十條ニ所謂ル行政各部ノ官制ニ依リテ設クル所ニシテ、凡テ之ヲ行政官府ト云ヒ、之ニ依リテ行ハルルノ統治ノ作用ヲ概括シテ行政權ト爲ス。

我カ憲法上行政權ハ、行政官府ノ行フ所ノ統治ノ作用ナリ、故ニ其ノ内容ハ必スシモ實質上ノ行政作用ノミナラス、立法及裁判モ亦包含セラル、内容ノ錯雜セル、廣汎ナル政務ノ範圍タリ。

行政權ヲ行フノ行政官府ハ、數多アリト雖トモ、悉ク皆系統的階段ヲ形成シ、組織統一セリ、其ノ最上級ニ居リテ、全行政ヲ統一スル者ヲ各省大臣ト爲シ、各省大臣ノ下ニ、上下ノ秩序整然タル段階ヲ形成シテ最下

級ニ至ル、各省大臣ハ各々主管ノ行政事務ヲ有シ、其ノ範圍ニ於テ最上級ノ官府タリ、各省大臣ハ内閣官制ノ定ムル所ニ依リ、内閣ヲ組織シ、一定ノ事項ハ閣議ヲ經テ之ヲ決定セサルヘカラス、各大臣ノ首班トシテ内閣總理大臣アリ、行政各部ノ統一ヲ保持スルヲ其ノ任トス、内閣總理大臣及各省大臣ハ大權ノ命令ヲ奉行ス、行政官府ノ行動ハ凡テ大權ノ命令ニ出ツ、内閣總理大臣及各省大臣ハ唯一ノ大權ノ命令ヲ奉シテ、自ラ之ヲ施行シ、又諸般ノ下級官府ヲシテ之ヲ施行セシム、此ノ全體ノ組織ヲ行政各部ノ官制ト爲ス、大權ノ下ニ内閣總理大臣及各省大臣ヲ最上級官府トシテ一團ヲ成セル行政官府ヲ總括シテ政府ト云フ、天皇ノ命ハ内閣總理大臣及各省大臣ヲ通セスシテ直接ニ下級官府ニ到ルコトナク、下級官府ハ内閣總理大臣及各省大臣ノ直接又ハ間接ノ命令ナクシテ行政スルコトナシ、故ニ最上級ニ居リ、天皇ノ命ヲ奉スルノ内閣

總理大臣及各省大臣ヲ一體トシテ、之ヲ特ニ政府ト云フモ、結局異ルコトナシ、故ニ内閣ヲ政府ト云ヒ、直接ニ天皇ト云フ代リニ、政府ト云フ場合モアリ、然レトモ、憲法ノ政府ト云フハ、此ノ行政官府ノ最上級ニ居ルノ内閣總理大臣及各省大臣カ、同時ニ國務大臣トシテ天皇ヲ輔弼シ、憲法ノ組織上、議會ト對立スルコトヲ前提トシテ、國務大臣ト各省大臣ト相兼スルノ一體ヲ指稱スルハ、前ニ説キタル所ノ如シ。

行政權其ノモノニ就テハ、憲法ハ、行政各部ノ官制ヲ定ムルハ大權事項タルコトヲ規定スルノミ、其ノ他特ニ規定スル所アルナシ、唯タ政府ノ首ニ居ルノ各省大臣カ、國務大臣トシテ、輔弼ノ責ニ任シ、其ノ各省大臣トシテ奉行スルノ事項ニ就テ、責ヲ免ルルコトナキノ關係ニ於テ、之ヲ政府トシテ、三權分立ノ組織ニ於ケル、重要ナル地位ヲ規定スルノミ。

第六節 政府ト帝國議會トノ關係

國務大臣ハ天皇ヲ輔弼スルヲ以テ其ノ職務トスルノ翼成官府ナリ然レトモ、同時ニ行政各部ノ最上級ニ居ルノ各省大臣ニシテ、命ヲ奉シテ之ヲ行フノ發表官府タリ、政府ハ輔弼ノ責任ヲ負ヒ、大權ノ命ヲ奉シテ之ヲ行フノ國務大臣ト、各省大臣ト相象ヌルノ大臣ノ全體ニシテ、以テ帝國議會ニ對立ス。

政府ト議會トハ相對立シテ、其ノ職務權限ヲ異ニシ、憲法ノ政體ノ組織ニ於テ、分離シテ其ノ職務權限ヲ行フ、又上下ノ關係ヲ有スル者ニ非ス、然レトモ、三權分立ハ、三權ヲ擔任スルノ官府各々分立シテ、其ノ間何等ノ關係ヲ有セサルモノトスルノ組織ニ非ス、互ニ監督節制シ、依テ以テ互ニ平衡シ、中庸ヲ得セシムルノ組織ナリ、政府ト議會トハ、相互ニ監

督節制スルノ作用ヲ爲スノ機能ヲ附與セラレ。

帝國議會ヲ召集シ、之ヲ開閉シ、停會ヲ命シ、衆議院ヲ解散スルハ、大權ニ屬ス、停會ト解散トハ、議會ノ過失ト無節制トヲ監督スルノ方法ニシテ、マタ政局ヲ打開疏通スル所以ノ重大ナル作用ヲ爲スモノタリ、國務大臣ハ其ノ輔弼ノ職務ニ依リ、上奏シテ之ヲ請ヒ奉リ、以テ議會ニ對スル天皇ノ監督ヲ翼成シ、間接ニ議會ヲ監督節制スルノ地位ニ在リ、又大權ハ議會ノ議決シタル法律ヲ裁可シ又ハ裁可セサルコトヲ得、法律ニ代ハルヘキ緊急勅令ヲ發シ、豫算ヲ裁可セシテ、前年度ノ豫算ヲ施行シ、議會ヲ召集セスシテ、財政上緊急ノ處分ヲ行フコトヲ得ルモ、又大權ニ屬ス、國務大臣ハ凡テ大權ノ發動ヲ奏請シ奉ルコトヲ得ルノ權限ヲ有ス、取捨採擇ノ決定ハ一ニ天皇ニ在リト雖モ、實際上國務大臣ノ議會ヲ監督節制シ、其ノ爲サント欲スル所ヲ爲サシメサルコトヲ得ルノ、立

憲政體ノ運用上重大ナル作用ヲ爲スノ地位ニ在ル者ナリ。

而シテ、大權ノ命ヲ奉シテ、之ヲ施行スル者ハ、國務大臣タル各省大臣ナリ、帝國議會ハ翼成官府ニシテ、直接ニ外ニ向テ其ノ意志ヲ行使スルコトヲ得ル者ニ非ス、凡テ大權ニ歸一集中シ、大權ノ之ヲ決定スルコトナケレハ、統治權ノ行動トシテ成立スルコト能ハサルナリ、而シテ之ヲ施行スルハ政府タル各省大臣ナリ、議會ノ議決シタル法律ハ天皇之ヲ裁可シ、政府ニ命シテ之ヲ公布シ執行セシム、豫算モ亦同シ、議院ハ積極的ニ法律案ヲ提出スルノ權アリ、上奏建議ヲ爲スコトヲ得ルモ、外ニ對シテ、天皇ノ統治權ヲ行使スルハ一ニ政府ノ權能ニ屬ス。

然レトモ、帝國議會ハ、政府ニ對シテ、政府ヲ監督節制スルノ、更ニ重大ナル作用ヲ爲スノ職權限ヲ附與セラレ、固ヨリ議會ハ政府ノ上級官府ニ非ス、國務大臣ヲ任免シ、政府ヲ監督スルハ一ニ大權ニ存スト雖モ、

議會ハ諸種ノ方法ニ依リ、天皇ノ政府ヲ監督スルヲ翼成スルノ權能ヲ有ス、法律豫算ハ議會ノ協贊ヲ經サルヘカラス、豫算ノ協贊ハ主トシテ、議會ヲシテ政府ヲ監督節制セシムルノ目的ヲ有スルハ、前ニ之ヲ説ケリ、政府ハ議會ノ議決ヲ經タル豫算ヲ超エテ、支出ヲ爲スコトヲ得ス、必要ノ政務ノ、法令官制ノ之ヲ行フコトヲ認ムルモノト雖モ、豫算ニ掣肘セラレテ、事實屢之ヲ行フコトヲ得サルコトアリ、法律ニ代ルノ勅令ハ議會ノ承諾ヲ求ムルコトヲ要シ、若シ承諾ヲ得サルトキハ、政府ハ將來ニ向テ其ノ效力ヲ失フコトヲ公布セサルヘカラス、豫算ノ款項ニ超過シ、又ハ豫算外ノ支出ヲ爲シタルトキハ、後日議會ノ承諾ヲ受ケサルヘカラス、財政上ノ緊急處分ヲ爲シタルトキ亦同シ、而シテ、議院ハ廣ク政府ノ行動ニ就テ、天皇ニ上奏シ、政府ニ建議シ、人民ヨリ呈出スル請願書ヲ受ケテ之ヲ政府ニ傳達スルノ權能アリ、議會ハ此レ等ノ方法ニ依リ、

政府ノ行動ヲ批評シ、將來ニ向テ之ヲ戒飭シ、積極的希望ヲ、述ヘテ、國務ノ執行ヲ動かスコトヲ得、又議會ハ質問ノ方法ニ依リテ、政府ノ措置ヲ摘發非難シ、反省ヲ促カシ、政府ヲシテ事實上何等カノ處置ヲ執ラサルヘカラサルノ重大ナル結果ヲ生セシムルコトヲ得、又議院法ニ定ムル所ノ質問ノ方法ニ依リ、政府ノ答辯ニ對シテ不満足ナルカ、又ハ答辯ヲ得サルトキハ、政府ニ建議シテ、政府ヲシテ自ラ其ノ地位ニ對シ、重大ナル考慮ヲ爲サシムルコトヲ得。

之レ國務大臣ノ責任ナルモノハ、主トシテ議會ニ對スル責任ナリト爲ス所以ナリ、國務大臣ヲ監督スル者ハ固ヨリ天皇ナリト雖モ、憲法ハ天皇カ國務大臣ヲ監督スルヲ翼成スル重要ナル權能ヲ議會ニ附與シタレハナリ、唯タ國務大臣ノ責任ハ、議會ノ糾問彈劾ヲ受クレハ、其ノ職ヲ辭スルコトヲ云フニ非ス、大臣ヲ任免スルハ天皇タリ、議會ノ意向ニ

本ツキ、大臣ノ免官ヲ考慮セラルル場合モ之レアラシ、然レトモ、議會ノ監督作用ハ、直接ニ大臣ニ對シ、大臣ハ議會ノ決議ニ依リテ、直ニ退官スヘキモノトスルハ、我カ天皇ノ地位ト相容レスシテ、固ヨリ我カ憲法上ノ議會ノ權能ニ非サルナリ。

議會ノ政府ヲ監督スルノ作用ハ、之ヲ限度トシ、此レ以上ニ出ツヘカラス、政府ト議會ト相監督節制スルハ、立憲政體ノ妙諦ニシテ、政府ト議會ト分立シ、相對等ナルニ依リテ、能ク此ノ目的ヲ達スルコトヲ得ルナリ、天皇ノ大權、議會ト政府ノ上ニ在リ、政府ト議會トハ、ニ對等ニシテ他ヲ凌駕シテ專制スルコトヲ得サルハ、我カ憲法ノ特色トシ、妙用トスル所ニシテ、大權ヲ離レテ、議會政府ヲ動かシ、大臣ノ地位ヲ左右スルコトヲ得ルニ至レハ、大權中心ノ制ヲ破壞シ、累ヲ我カ國體ニ及ホスノミナラス、三權分立ノ節制ノ作用モ亦空シカラントス、

いざりすヲ初トシテ、西洋諸國ニ行ハルル議院政治又ハ政黨政治或ハ内閣政治ナルモノハ、政府ハ議會殊ニ下院ニ於ケル多數ニ依リテ進退スルモノト爲シ、議會ニ於テ多數ヲ占メタル政黨ノ代表者カ、國務大臣トシテ政府ヲ組織スルノ結構ニシテ、之レ前ニ説キタルカ如ク、國王ノ名義ヲ存スルモ、實權ヲ議會ニ存スルモノト爲シ、以テ民主共和ノ主義ヲ實行セントシ、國王ノ大臣ヲ奪テ、議會ノ大臣タラシメントスルノ目的ニ出ラタルモノナリ、初期ノ立憲説ニ於テハ、國王ヲ以テ空位ヲ擁スルモノトシ、大臣ヲ實權ノ存スル所ト爲スヲ以テ、立憲政治ト爲セリ、此ハ今日ニ至ルマテ、一派ノ自由主義者ノ立憲説ノ根柢トスル所ニシテ、初メ此ノ説ヲ代表シタルハ、ふらんす人コンすたんナリ、コンすたんハ國權ヲ分チテ、立法權、司法權及ヒ行政權又ハ大臣權ト爲シ、政權ヲ實行スル者ハ大臣ニシテ、國王ハ其ノ上ニ在リテ、ちゑいるノ所謂ル「臨座

スレトモ政治セス、何事ヲモ爲サス、無爲王タリ、唯々大臣ト國會トノ衝突シタル場合ニ、之ヲ調和スル權能ヲ有スルノミト爲セリ、之レ大體ニ於テいざりすノ議院政治又ハ内閣政治ノ實行シタル所ナリ、蓋シ此ノ如ク國王ヲ無爲ノ空位ニ置クハ、大臣ヲシテ國王ノ任免スル所タラシメス、議會殊ニ下院ノ意志ニ依リテ、進退スル者ト爲シ、國王ハ之ニ容喙スルコトヲ得ス、多數政黨又ハ團結ノ首領カ國務大臣トシテ、施政ノ局ニ當ル者トスルニ由レハナリ、政黨ノ組織鞏固ニシテ、其ノ首領カ國務大臣ト爲リ、政黨ハ首領ノ指揮ニ從フコト確定スルトキハ、所謂ル内閣政治行ハルルニ至ル、カカル政治ハ、いざりすニ於テ早ク運用ノ組織發達シ、ふらんすヲ經テ、諸國ニ傳ハレル所ナリ、議院政治又ハ内閣政治ニ於テ、大臣ノ地位ハ、大體ニ於テ、大臣ハ國王ノ顧問タル性質ヲ有セスシテ、施政ノ局ニ當ル者タリトセラル、而シテ大臣ハ假令形式上君主ノ任

免スル所ナルモ、實際ニ於テ、國會ノ意向ニ從テ進退シ、君主ハ之ニ反對シテ、隨意ニ大臣ヲ黜陟スルコトヲ得ス、大臣ハ一個ノ合議體タル内閣ヲ構成シ、又ハ一人ノ内閣總理大臣ノ下ニ統一シ、大臣ハ施政ノ法不法當不當ニ對シテ、國會ニ對シ責任ヲ有ス、從テ大臣ハ議員ト相兼ネ、又ハ議院ニ出席シテ答辯説明ヲ爲スノ權能アル者トス、而シテ議會ノ解散ナケレハ、議院政治ハ行ハレサルカ故ニ、大臣ハ國會解散ノ權ヲ有セザルヘカラス、租稅ハ毎年之ヲ承諾スルモノトセサレハ、國會ハ大臣ヲ壓迫スルコト能ハサルカ故ニ、租稅ハ毎年之ヲ承諾スルノ規定ナカルヘカラス、少クトモ豫算ハ議會ノ政府ニ對スル財政ノ委任ニシテ、豫算ナケレハ、政府ハ收入支出シ、政務ヲ行フコトヲ得サルモノトセラレ、又兩院對等ナルハ、議院政治ヲ圓滑ナラシメサルカ故ニ、上院ハ權能ニ於テ下院ニ劣ルモノナラサルヘカラス、亦議院政治ノ行ハルルノ條件

ナリ、いざりすニ於テハ其ノ初メすちゆあると時代ニ至ルマテ、國王ノ顧問タル最高官吏トシテハ、樞密顧問アリ、すちゆあると諸王ノ時ニ至リテ、樞密顧問ノ内ヨリ、特ニ國王ノ顧問ニ任スル數人ヲ拔キテ、セクレット・カビネット 秘密内閣ヲ構成スルノ慣例ヲ生シタリ、後漸ク國會ト國王トノ衝突ヲ調和スルカ爲メニ、國會ノ内ヨリ國王ノ顧問タル者ヲ取ラントスルノ企圖ヲ生シタリ、一六八八年ノ革命ノ後ハ、内閣ヲ以テ確定ノ組織ト爲シ、之ヲ構成スル者ノ一部ハ、國會ニ於テ多數ヲ占メタル黨派ノ有力者ヲ以テ任スルニ至レリ、内閣制度ハはのべる王朝ニ至テ確立シ、内閣ハ國王ヲ壓倒シテ、施政ノ實權ヲ握ルニ至レリ、ぢよるぢ第一世ハ英語ヲ解セス、又いざりすノ政治ニ就テ利害興味ヲ感セサリシカ故ニ、内閣ハ從來見タルコトナキ獨立ノ地位ヲ國王ニ對シテ有スルニ至レリ、サレハいざりすノ議院政治ハ、一ハ全ク偶然ナル原因ニ依リテ發達シタルモノニシ

ヲ實際ニ統治者タラサル國王ヲ戴キタルコト、其ノ主要ナル原因タリシハ、議院政治ヲ論スル者ノ忘ルヘカラサル要點ナリ、之ヨリ數年ノ間尙ホ内閣ハ一團トシテ其ノ勢力ヲ確立スルコト能ハサリシカ、一七八二年のるすノ内閣カ全員辭職シタルヨリ、内閣ハ同一意見ヲ有シテ、議會ノ信任ヲ有スル者ヲ以テ組織スル、有力ナル一團ト爲ルニ至レリ、一七八三年びつとノ内閣ヲ組織スルヤ、下院ヲ解散シテ、新議院ニ於テ多數ヲ占メ、其ノ地位ニ留マリ、議院政治ノ原則ヲ確立セリ、之ヨリ漸クいざりすノ議院政治ハ發達シテ、議院ノ多數ヲ占メタル政黨ノ首領ハ、之ヲ代表シテ内閣ヲ組織シ、議院ニ於ケル不信任投票ニ依リテ進退スルモノトナレリ、元來いざりすノ國會ハ、官吏カ不法ヲ爲シタルトキハ、之ヲ彈劾スルノ權能ヲ有ス、然レトモ、議院政治ノ行ハルルニ至レハ、大臣ハ之ヲ彈劾スルコトヲ要セス、不信任ノ決議ハ大臣ヲ退カシムルニ足

リ、彈劾ハ大臣ニ對スル一種ノ刑事訴訟ニシテ、大臣カ不法ヲ行ヒタルトキニ非サレハ之ヲ行フコトヲ得サルニ反シ、不信任決議ハ政策其ノ當ヲ過レルノ故ヲ以テモ亦爲サルコトヲ得ヘキカ故ニ、彈劾アルモ未タ議院政治ハ完全ニ行ハルルト爲サス、政府ハ國會ノ不信任投票ニ依リテ、進退スヘキモノト爲スニ至レリ、今日ニ於テハ、不信任投票スラモ之ヲ必要トセス、一タヒ解散ヲ行ヒ、總選舉ニ於テ反對黨カ多數ヲ占ムレハ、内閣ハ直ニ辭職スルヲ慣例トスルニ至レリ、此ノ如クナルニ至レハ、之ヲ内閣政治ノ完全ナルモノトスヘシ、而シテ、内閣ハ一ノ合議體ヲ成シ、首相之ヲ指揮統一シ、一黨多數ヲ占ムレハ、其ノ首領ハ首相トナリ、議員中ヨリ他ノ内閣員ヲ選任シ、連帶シテ議會ニ對シ責任ヲ負ヒ、多數ヲ失ヘハ、全員袂ヲ連ネテ辭職ス、此ノ間ニ在リテ、國王ハ所謂臨座スレトモ政治セス、假令名義上大臣ハ國王ノ署名ヲ以テ任命セララル

トモ之ヲ左右スルノ實權ナキ者トセラレ、此ノいざりすニ於ケル議院政治ハ、未ダ其ノ發達ノ圓熟セサルトキヨリ、大陸ニ於テ之ヲ模範トシテ提唱スル者アリ、こんすたん等ヲ經テ、諸國ノ憲法及學說ニ於テ、立憲政治ニ於ケル大臣ノ特別ナル地位ハ、國會ニ對シテ責任ヲ負フニ在リトセラレ、ルニ至レルナリ、もんですきゆうカイざりすノ政治組織ヲ以テ三權分立ナリト爲セルハ、其ノ誤謬ノ最モ大ナルモノニシテ、議院政治ニ於テハ、三權ハ分立セスシテ、立法ト行政トハ議院又ハ内閣ノ手ニ合一スルナリ、故ニもんですきゆうノ主義ニ從テ、最モ嚴格ニ三權分立ノ組織ヲ定メタル北あめりか合衆國ノ憲法ノ如キニ在リテハ、大臣ハ議員ト相象スルコトヲ得サルモノトシ、大臣ノ國會ニ對スル責任ナルモノヲ認メス、あめりかニハ責任大臣ナル者存セサルナリ、一七九一年ノふらんす憲法モ、大臣ノ議員タルヘカラサルコトヲ定メタリ、然レト

モ、之ヲ前ニ西洋立憲ノ特徴トシテ説キタルカ如ク、三權分立ヲ曖昧ニスルモ、寧ロ國王ヲ有名無實ト爲シ、國會主權ノ政治ヲ行ハントスルニ傾キ、大臣ハ國會ニ對シテ責任ヲ有スヘキ者タルヲ、説キテ最モ影響アリシハ、こんすたんニシテ、之ヨリ以後諸國ノ憲法ニ於テ、立憲政體ノ要點トシテ認ムルニ至レルナリ、諸國ノ規定各、異レリト雖モ、通シテ之ヲ云ヘハ、大臣ハ政務ノ施行ノ全局ニ當ル者ニシテ、凡ソ國王ノ政治上ノ行爲ハ大臣カ之ニ同意承認シタルコトヲ明カニシ、責任ノ歸スル所ヲ示スカ爲メニ、大臣ノ署名ヲ要ス、之ヲこんどら、しぐねちゆるト云フ、こんどら、しぐねちゆるハ、副署ニ非ス、國王ニ對抗シテ其ノ名ヲ署スルノ義ナリ、國王ハ無爲ニシテ、從テ無責任ノ地位ニ居ルカ故ニ、之ニ同意シタル大臣ハ、副署ニ本ツキテ、政治上ノ行爲ニ對シテ責任ヲ任セサルヘカラス、大臣ハ若シ國王ノ行爲ヲ非ナリトシ、之ニ對シテ責任ヲ取ルコ

トヲ欲セサルナラハ、副署ヲ爲スヘカラス、サレハ大臣ハ副署ヲ拒絕スルコトヲ得ルナリ、大臣ノ責任ハ國會ニ對スル責任ニシテ、國會ハ其ノ責任ヲ糾弾スルカ爲メニ、大臣ヲ彈劾スル權能ヲ有ス、又質問不信任投票其ノ他ノ方法ニ依リテ、大臣ノ責任ヲ追窮スルコトヲ得、不信任投票ヲ受ケタル大臣ハ、其ノ地位ヲ退カサルヘカラス、之レ議院政治ニ於ケル大臣責任ノ意義ニシテ、更ニ進ンテ、單純ニ多數ヲ失ヘルノ事實ニ依リ、大臣ハ速決シテ辭職セサルヘカラサルモノトセラルルニ至レルナリ。

我カ國務大臣ノ地位ノ、議院政治又ハ政黨政治或ハ内閣政治ニ於ケルト、全ク異レルハ、最早ヤ論議スルコトヲ要セサルナリ、屢述フルカ如ク、西洋立憲ノ由來ニ本ツキ、其ノ發達ニ徴シテ、其ノ趣旨トスル所、國王ヲシテ、有名無實ナル無爲無權力ノ地位ニ在ラントスルニ在ルヲ知ル

ヘク、從テ大臣ハ政府ノ上座ニ居リ、庶政ヲ指揮實行スルノ地位ニ居ル者トスルカ故ニ、之ヲ國王ノ意志ニ依リテ進退スル者トスレハ、此ノ目的ヲ達スルコトヲ得サルナリ、議院政治ハ大臣ヲ議院ノ大臣ト爲シ、議院又ハ政黨カ施政ノ全權ヲ握ルノ組織タル所以ナリ、之レ西洋立憲ノ由來ヨリスレハ、必ス到ラサルヘカラサル所ニシテ、國王ノ形體ヲ留メテ、民主ノ實ヲ貫カントスレハ、彼ニ在テ本ヨリ之ヲ理想トスルヲ當然トス、然レトモ、之ヲ我ニ移シ行フヘカラサルハ言フ俟タサル所ナリ、大臣ヲ議院ノ大臣ト爲シ、其ノ進退ヲ議院ノ意志ニ依ルモノトスルハ、我カ國體ノ基礎ヲ改メサレハ、行フヘカラサル所タリ、天皇ヲ有名無實ナラシメントスルハ、一時ノ憲法運用ノ問題ニ非スシテ、事國體ヲ破壊スルノ根本ニ關ス、我カ國務大臣ノ天皇ノ大臣タルハ、決シテ之ヲ動かスヘカラス、一切ノ官吏ト同シク、天皇ノ任免スル所ニシテ、絶對的ニ他ノ

意志ノ介入ヲ容ルササルナリ、大臣任免ノ大權ハ、我カ憲法運用ノ中心骨子ヲ成スモノニシテ、苟クモ之ヲ動かサハ、憲法ノ全組織ヲ覆ヘシ、國體ノ基礎ヲ動搖スルニ至ル、議院ノ多數ヲ得タルト否トハ、大臣ノ地位ニ關スル所アルヘカラス、天皇ノ大權ハ自由ニシテ、議院ニ多數ヲ得タル者ヲ大臣トシテ任命セラルルコトアルヘク、又然ラサル場合モアラシ、一ニ大權ノ隨意ニシテ、議院ノ多數ヲ以テ、獨立ノ大權ヲ左右スルコトヲ許ルサス、若シ一步モ之ヲ動かサハ、主權ハ事實上議院ニ移ルカ、又ハ大臣ニ移ルニ至ランノミ、憲法ノ運用上、事ヲ慎重ニスヘキハ一ナラスト雖モ、之ヲ最モ慎ムヘシト爲スヘク、憲法ノ運用ハ縱橫無碍ナルヘク、權メテ廣キ伸縮ノ範圍ヲ有スト雖モ、大臣任免ノ大權ハ、我カ立憲政體ノ性質ヲ一變シ、國體ヲ動搖スルニ至ルノ限界ニシテ、如何ノ自由ナル運用モ此ノ一線ヲ超ユルコトヲ許スヘカラサルナリ、議院ニ於テ不

信任ヲ決議シ之ヲ上奏スルハ、我カ國ニ於テモ、從來履行ハレタル所ニシテ、其ノ政治上ノ結果ノ重大ナルハ、前ニ述ヘタルカ如クニシテ、議會ノ政府ヲ監督スルノ作用ハ、十分ニ發揮セラレサルヘカラサルモ、之ニ由リテ、天皇ハ大臣ヲ免官スヘク、又ハ大臣ハ辭職ヲ乞ハサルヘカラサルノ法律上ノ拘束ヲ生スルモノニ非スト爲ササルヘカラサルハ、殿ニ之ヲ守リテ、苟クモ侵犯スルコトアルヘカラサルナリ。

從テ、我カ國務大臣ハ天皇ヲ輔弼スルノミ、各省大臣トシテ施政ノ局ニ當ルモ、命ヲ奉シテ之ヲ行フノミ、輔弼ヲ以テ天皇ヲ強キ、又ハ天皇ト共同シテ統治權ヲ行使スルニ非ス、況ンヤ天皇ヲ無爲ノ空位トシテ、自ラ事ヲ用ユルオヤ、輔弼ノ責ニ任スルコトヲ規定スルハ、其ノ自由獨立ノ意見ニ本ツクコトヲ示スノミ、無責任ノ天皇ニ代ハリテ、統治ノ行爲其ノモノニ就テ責ニ任スルニ非ス、其ノ責任ハ性質上當然議會ニ對ス

ル責任ナリト爲スコトヲ得ス、輔弼ハ共同シテ内閣ノ議決ヲ以テスルニ非ス、責任モ亦各大臣ニ存シ、聯帶シテ之ヲ負フモノニ非ス、從來内閣交迭ト稱シ、又ハ内閣組織ト云ヒ、大臣ハ連袂シテ、同時ニ任命セラレ、同時ニ免官セラレコトヲ慣例トスルモ、事實上ノ便不便ハ別論トシテ、我カ憲法ノ大臣制度トシテ、法律上必ス然ラサルヘカラサルニ非ス、又我カ憲法上副署ハ責任ト相關スルコトナシ、副署ハ之ヲ拒ムコトヲ得ス、若シ之ヲ拒ムコトヲ得テ副署セサルモ、輔弼ノ責任ヲ免レズ、命ニ依リ已ムヲ得ス、副署スルモ、亦責任ノ存スルアルハ即チ一ナリ。

第十四章 樞密顧問

樞密顧問ハ天皇ノ諮詢ニ應ヘ、重要ノ國務ヲ審議ス(第五十六條)樞密顧問ハ翼成官府ナリ、然レトモ、其ノ職務ヲ行フ態様ニ於テ國務大臣ト異ル所アリ、樞密顧問ハ天皇ノ諮詢ニ答フルモノニシテ、自ラ進ンテ天皇ヲ輔弼スルモノニ非ス、天皇ノ諮詢ナキニ意見ヲ上ルハ、其ノ職務ニ非ス、又樞密顧問ハ國務ヲ審議スル者ニシテ、各自意見ヲ上申スル者ニ非ス。

而シテ樞密顧問ト國務大臣トノ最も重要ナル差異ニシテ、從テ其ノ憲法上ノ意義ヲシテ大ニ異ルモノアラシムルハ、國務大臣ハ同時ニ大政施行ノ任ニ當ルノ政府ヲ組織シ、輔弼ノ責ニ任スルト異リ、樞密顧問ハ單純ナル諮詢顧問ノ官府タルニ在リ。

樞密顧問ノ權限ニ屬スル事項ハ、憲法ハ唯タ重要ナル國務ト云フノ
 ミニシテ、之ヲ列事限定セス、樞密院官制ハ一定ノ事項ヲ掲クト雖モ、之
 ヲ限定スル意義ヲ有スルモノニ非ス、又天皇ハ、一定ノ事項ニ就テハ、必
 ス樞密院ニ諮詢シ其ノ議決ヲ經サルヘカラサルノ拘束アルコトナシ
 唯タ皇室典範ニ定ムル皇位繼承ノ順序ヲ換フルカ如キハ、必ス樞密顧
 問ノ議ヲ經サルヘカラス。

樞密顧問ノ會議、及事務取扱ノ方法等ハ、樞密院官制ノ定ムル所ニ依
 ル。

諸國ノ沿革ニ徵スルニ、往時、國王ノ周圍ニ在リテ、國王ノ最高顧問タ
 ル官府ハ、何レノ國ニ在リテモ存在セリト雖モ、大臣制度ノ發達スルト
 共ニ、漸次其ノ意義ヲ失ヒ、假令其ノ名ヲ存スルトモ、實際何事ヲモ爲サ
 サル者タルニ至レリ、然ルニ、我カ國ニ在リテハ、國務大臣ノ制度ヲ定メ

ラルルト共ニ、新ニ樞密顧問ヲ置キ、憲法ニ於テ國務大臣ト相並ンテ、大
 權翼成ノ官府ト爲ス、憲法ノ樞密顧問ニ期スル所、極メテ重大ナルモノ
 アルヲ察セサルヘカラス、憲法ノ運用ハ、之ヲ實際ノ經驗ニ徵スルニ、動
 モスレハ其ノ方ヲ誤マリ、時ニ中庸ヲ失フコトアラントス、憲法ノ樞密
 顧問ヲ設クル、政府ト相對立シ、議會ト政府ト或ハ連衡シ、或ハ衝突シ、時
 ニ政務ヲ豐斷シ、時ニ國事ノ進行ヲ妨クルコトアラントスルニ對シ、之
 ヲ節制監督スルノ作用ヲ行ハシメントスルニ在ルヲ疑ハス、樞密院官
 制ニ其ノ權限ヲ定ムル、憲法ノ疑義ヲ定ムルヲ其ノ首ニ置クノ偶然ナ
 ラサルヲ知ル、樞密顧問ハ、政府及議會ノ上ニ超然トシテ、憲法ノ所期ヲ
 全クスルヲ期セサルヘカラス、政府ト議會ト相結托シ、非ヲ遂ケントス
 ルコトアルモ亦保スヘカラサルハ、立憲政體ノ已ムヲ得サルノ傾向ナ
 リ、樞密顧問ハ其ノ間ニ獨立シ、國家ノ根柢トシテ、最高顧問ノ重責ヲ盡

クシ大權ノ藩屏タルノ實ヲ舉ケサルヘカラサルナリ。

七〇四

新稿
憲法述義

大日本帝國憲法重要資料

天壤無窮之神勅

葦原千五百秋之瑞穗之國。是吾子孫可王之地也。宜爾皇孫就而治焉行矣。實祚之隆。當與天壤無窮者矣。

檀原宮經始之勅語

己未年。三月辛酉朔丁卯^(七)。下令曰。自我東征於茲六年矣。賴以皇天之威。凶徒就戮。雖邊土未清。餘妖尙梗。而中洲之地無復風塵。誠宜恢廓皇都規摹大壯。而今運屬此屯蒙民心朴素。巢棲穴住習俗。惟常。夫大人立制。義必隨時。苟有利民。何妨聖造且當披拂山林。經營宮室而。恭臨寶位。以鎮元々。上則答乾靈授國之德。下則弘皇孫養正之心。然後兼六合。以開都掩八紘而爲宇。不亦可乎。觀夫畝傍山東南檀原地者蓋國之塊區乎。可治之。

明治王政復古ノ大號令

慶應三年十二月九日

德川内府從前御委任ノ大政返上。將軍職辭退之兩條。今般斷然被開食候。抑癸丑以來未曾有ノ國難。先帝頻年。被惱宸襟候。御次第。衆庶所知ニ候。依之被決叡慮。王政復古。國威挽回ノ御基本被爲立候間。自今攝關幕府等廢絶。即今假ニ總裁議定參與ノ三職ヲ置キ。萬機可被爲行。諸事神武創業ノ始ニ原キ。精神武辨堂上地下ノ別ナク。至當ノ公議ヲ竭シ。天下ト休戚ヲ同ク可被遊。叡慮ニ付。各勉勵。舊來驕惰ノ汚習ヲ洗ヒ。盡忠報國ノ誠ヲ以テ可致奉公候事。

五ヶ條ノ御誓文

慶應四年(明治元年)戊辰三月十四日

- 一 廣ク會議ヲ興シ。萬機公論ニ決スヘシ。
 - 一 上下心ヲ一ニシテ。盛ニ經綸ヲ行フヘシ。
 - 一 官武一途。庶民ニ至ルマテ。各其志ヲ遂ケ。人心ヲシテ倦マサ
ラシメン事ヲ要ス。
 - 一 舊來ノ陋習ヲ破リ。天地ノ公道ニ基クヘシ。
 - 一 智識ヲ世界ニ求メ。大ニ皇基ヲ振起スヘシ
- 我國未會有ノ變革ヲ爲サントシ。朕躬ヲ以テ衆ニ先ンシ。天地神
明ニ誓ヒ。大ニ斯國是ヲ定メ。萬民保全ノ道ヲ立ントス。衆亦此旨
趣ニ基キ協心努力セヨ。

億兆安撫。國威宣布ノ御宸翰

慶應四年(明治元年)戊辰三月十四日

朕幼弱ヲ以テ。辨ニ大統ヲ紹キ。爾來何ヲ以テ萬國ニ對立シ。列
祖ニ事ヘ奉ランヤト。朝夕恐懼ニ堪ヘサル也。竊ニ考ルニ。中葉朝
廷衰テヨリ。武家權ヲ專ラニシ。表ハ朝廷ヲ推尊シテ。實ハ敬シテ
是ヲ遠ケ。億兆ノ父母トシテ。絶エテ赤子ノ情ヲ知ル事能ハサルヤ
ウ計リナシ。遂ニ億兆ノ君タルモ。唯名ノミニ成リ果。其力爲ニ今
日朝廷ノ尊重ハ。古ニ倍セシカ如クニテ。朝威ハ倍衰ヘ。上下相離
ルル事霄壤ノ如シ。カカル形勢ニテ。何ヲ以テ天下ニ君臨センヤ。
今般朝政一新ノ時ニ膺リ。天下億兆。一人モ其處ヲ得サル時ハ。皆
朕カ罪ナレハ。今日ノ事。朕自身骨ヲ勞シ。心志ヲ苦メ。艱難ノ

先ニ立。古 列祖ノ盡ナセ給ヒシ蹤ヲ履ミ。治蹟ヲ勤メテコソ。始
テ天職ヲ奉シテ。億兆ノ君タル所ニ背カサルヘシ。往昔列祖萬機ヲ
親ラシ。不臣ノモノアレハ。自ラ將トシテ之ヲ征シ玉ヒ。朝廷ノ政
總テ簡易ニシテ。如此尊重ナラサルユヘ。君臣相親ミテ。上下相愛
シ。德澤天下ニ洽ク。國威海外ニ輝キシナリ。然ルニ近來宇内大ニ
開ケ。各國四方ニ相雄飛スルノ時ニ當リ。獨リ我國ノミ世界ノ形勢
ニ疎ク。舊習ヲ固守シ。一新ノ効ヲ計ラス。朕徒ラニ九重中ニ安居
シ。一日ノ安キヲ儉ミ。百年ノ憂ヲ忘ルル時ハ。遂ニ各國ノ凌侮ヲ
受ケ。上ハ列聖ヲ辱メ奉リ。下ハ億兆ヲ苦シメン事ヲ恐ル。故ニ
朕茲ニ百官諸侯ト廣ク相警ヒ。列祖ノ御偉業ヲ繼述シ。一身ノ艱難
辛苦ヲ問ス。親ラ四方ヲ經營シ。汝億兆ヲ安撫シ。遂ニハ萬里ノ波
濤ヲ拓開シ。國威ヲ四方ニ宣布シ。天下ヲ富岳ノ安キニ置ン事ヲ欲

六

ス。汝億兆舊來ノ陋習ニ慣レ。尊重ノミヲ朝廷ノ事トナシ。神州ノ
危急ヲ知ラス。朕一度ヒ足ヲ舉クレハ。非常ニ驚キ。種々ノ疑惑ヲ
生シ。萬口紛紜トシテ。朕カ志ヲナササラシムル時ハ。是 朕ヲシ
テ君タル道ヲ失ハシムルノミナラス。從テ列祖ノ天下ヲ失ハシムル
ナリ。汝億兆能々。朕カ志ヲ體認シ。相率テ私見ヲ去リ。公議ヲ採
リ。朕カ業ヲ助テ。神州ヲ保全シ。列聖ノ神靈ヲ慰シ奉ラシメハ。
生前ノ幸甚ナラン。

國會開設ノ勅諭

明治十四年十月十二日

朕祖宗二千五百有餘年ノ鴻緒ヲ嗣キ。中古紐ヲ解クノ乾綱ヲ振張シ。大政ノ統一ヲ總攬シ。又夙ニ立憲ノ政體ヲ立テ。後世子孫繼クヘキノ業ヲ爲サンコトヲ期ス。嚮ニ明治八年ニ。元老院ヲ設ケ。十一年ニ府縣會ヲ開カシム。此皆漸次基ヲ創メ。序ニ循テ歩ヲ進ムルノ道ニ由ルニ非サルハ莫シ。爾有衆亦。朕カ心ヲ諒トセン。願ミルニ立國ノ體。國各宜キヲ殊ニス。非常ノ事業。實ニ輕舉ニ便ナラズ我祖。我宗。照臨シテ上ニ在リ。遺烈ヲ揚ゲ。洪謨ヲ弘メ。古今ヲ變通シ。斷ジテ之ヲ行フ。責。朕カ躬ニ在リ。將ニ明治二十三年ヲ期シ。議員ヲ召シ國會ヲ開キ。以テ。朕ガ初志ヲ成サントス。今

在廷臣僚ニ命ジ。假スニ時日ヲ以テシ。經書ノ責ニ當ラシム。其組織權限ニ至リテハ。朕親ラ衷ヲ裁シ。時ニ及テ公布スル所アラムトス。

朕惟フニ。人心進ムニ偏シテ。時運速ナルヲ競フ。浮言相動カシ。竟ニ大計ヲ遺ル。是レ宜シク今ニ及テ。謨訓ヲ明徹ニシ。朝野臣民ニ公示スヘシ。若シ仍ホ故ヲニ躁急ヲ爭ヒ。事變ヲ煽シ。國安ヲ害スル者アラハ。處スルニ國典ヲ以テスヘシ。特ニ茲ニ言明シ。爾有衆ニ諭ス。

大日本帝國憲法

告 文

皇朕レ謹ミ畏ミ

皇祖

皇宗ノ神靈ニ語ケ白サク皇朕レ天壤無窮ノ宏謨ニ循ヒ惟神ノ寶祚ヲ承繼シ舊圖ヲ保持シテ敢テ失墜スルコト無シ願ミルニ世局ノ進運ニ膺リ人文ノ發達ニ隨ヒ宜ク

皇祖

皇宗ノ遺訓ヲ明徴ニシ典憲ヲ成立シ條章ヲ昭示シ内ハ以テ子孫ノ率由スル所ト爲シ外ハ以テ臣民翼贊ノ道ヲ廣メ永遠ニ遵行セシメ益々國家ノ丕基ヲ鞏固ニシ八州民生ノ慶福ヲ増進スヘシ茲ニ皇室典範及憲法ヲ制定ス惟フニ此レ皆

皇祖

皇宗ノ後裔ニ貽シタマヘル統治ノ洪範ヲ紹述スルニ外ナラス而シテ朕カ躬ニ逮テ時ト
俱ニ舉行スルコトヲ得ルハ洵ニ

皇祖

皇宗及我カ

皇考ノ威靈ニ倚籍スルニ由ラサルハ無シ皇朕レ仰テ

皇祖

皇宗及

皇考ノ神祐ヲ禱リ併セテ朕カ現在及將來ニ臣民ニ率先シ此ノ憲章ヲ履行シテ愆ラサ
ムコトヲ誓フ庶幾クハ
神靈此レヲ鑑ミタマヘ

憲法發布勅語

朕國家ノ隆昌ト臣民ノ慶福トヲ以テ中心ノ欣榮トシ朕カ祖宗ニ承クルノ大權ニ依リ現

在及將來ノ臣民ニ對シ此ノ不磨ノ大典ヲ宣布ス

惟フニ我カ祖我カ宗ハ我カ臣民祖先ノ協力輔翼ニ倚リ我カ帝國ヲ肇造シ以テ無窮ニ垂
レタリ此レ我カ神聖ナル祖宗ノ威徳ト竝ニ臣民ノ忠實勇武ニシテ國ヲ愛シ公ニ殉ヒ以
テ此ノ光輝アル國史ノ成跡ヲ貽シタルナリ朕我カ臣民ハ即チ祖宗ノ忠良ナル臣民ノ子
孫ナルヲ回想シ其ノ朕カ意ヲ奉體シ朕カ事ヲ獎勵シ相與ニ和衷協同シ益々我カ帝國ノ
光榮ヲ中外ニ宣揚シ祖宗ノ遺業ヲ永久ニ鞏固ナラシムルノ希望ヲ同クシ此ノ負擔ヲ分
ツニ堪フルコトヲ疑ハサルナリ

朕祖宗ノ遺烈ヲ承ケ萬世一系ノ帝位ヲ踐ミ朕カ親愛スル所ノ臣民ハ即チ朕カ祖宗ノ惠
撫慈養シタマヒシ所ノ臣民ナルヲ念ヒ其ノ康福ヲ増進シ其ノ懿徳良能ヲ發達セシメム
コトヲ願ヒ又其ノ翼贊ニ依リ與ニ俱ニ國家ノ進運ヲ扶持セムコトヲ望ミ乃チ明治十四

年十月十二日ノ詔命ヲ履踐シ茲ニ大憲ヲ制定シ朕カ率由スル所ヲ示シ朕カ後嗣及臣民及臣民ノ子孫タル者ヲシテ永遠ニ循行スル所ヲ知ラシム
國家統治ノ大權ハ朕カ之ヲ祖宗ニ承ケテ之ヲ子孫ニ傳フル所ナリ朕及朕カ子孫ハ將來此ノ憲法ノ條章ニ循ヒ之ヲ行フコトヲ愆ラサルヘシ
朕ハ我カ臣民ノ權利及財產ノ安全ヲ貴重シ及之ヲ保護シ此ノ憲法及法律ノ範圍内ニ於テ其ノ享有ヲ完全ナラシムヘキコトヲ宣言ス
帝國議會ハ明治二十三年ヲ以テ之ヲ召集シ議會開會ノ時ヲ以テ此ノ憲法ヲシテ有效ナラシムルノ期トスヘシ
將來若此ノ憲法ノ或ル條章ヲ改定スルノ必要ナル時宜ヲ見ルニ至ラハ朕及朕カ繼統ノ子孫ハ發議ノ權ヲ執リ之ヲ議會ニ付シ議會ハ此ノ憲法ニ定メタル要件ニ依リ之ヲ議決スルノ外朕カ子孫及臣民ハ敢テ之カ紛更ヲ試ミルコトヲ得サルヘシ
朕カ在廷ノ大臣ハ朕カ爲ニ此ノ憲法ヲ施行スルノ責ニ任スヘク朕カ現在及將來ノ臣民

ハ此ノ憲法ニ對シ永遠ニ從順ノ義務ヲ負フヘシ

大日本帝國憲法

第一章 天皇

- 第一條 大日本帝國ハ萬世一系ノ天皇之ヲ統治ス
- 第二條 皇位ハ皇室典範ノ定ムル所ニ依リ皇男子孫之ヲ繼承ス
- 第三條 天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス
- 第四條 天皇ハ國ノ元首ニシテ統治權ヲ總攬シ此ノ憲法ノ條規ニ依リ之ヲ行フ
- 第五條 天皇ハ帝國議會ノ協贊ヲ以テ立法權ヲ行フ
- 第六條 天皇ハ法律ヲ裁可シ其ノ公布及執行ヲ命ス
- 第七條 天皇ハ帝國議會ヲ召集シ其ノ開會閉會停會及衆議院ノ解散ヲ命ス
- 第八條 天皇ハ公共ノ安全ヲ保持シ又ハ其ノ災厄ヲ避クル爲緊急ノ必要ニ由リ帝國議

會閉會ノ場合ニ於テ法律ニ代ルヘキ勅令ヲ發ス

此ノ勅令ハ次ノ會期ニ於テ帝國議會ニ提出スヘシ若議會ニ於テ承諾セサルトキハ政府ハ將來ニ向テ其ノ效力ヲ失フコトヲ公布スヘシ

第九條 天皇ハ法律ヲ執行スル爲ニ又ハ公共ノ安寧秩序ヲ保持シ及臣民ノ幸福ヲ増進スル爲ニ必要ナル命令ヲ發シ又ハ發セシム但命令ヲ以テ法律ヲ變更スルコトヲ得ス

第十條 天皇ハ行政各部ノ官制及文武官ノ俸給ヲ定メ及文武官ヲ任免ス但シ此ノ憲法又ハ他ノ法律ニ特例ヲ掲ケタルモノハ各々其ノ條項ニ依ル

第十一條 天皇ハ陸海軍ヲ統帥ス

第十二條 天皇ハ陸海軍ノ編制及常備兵額ヲ定ム

第十三條 天皇ハ戰ヲ宣シ和ヲ講シ及諸般ノ條約ヲ締結ス

第十四條 天皇ハ戒嚴ヲ宣告ス

戒嚴ノ要件及效力ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

- 第十五條 天皇ハ爵位勳章及其ノ他ノ榮典ヲ授與ス
- 第十六條 天皇ハ大赦特赦減刑及復權ヲ命ス
- 第十七條 攝政ヲ置クハ皇室典範ノ定ムル所ニ依ル
- 攝政ハ天皇ノ名ニ於テ大權ヲ行フ

第二章 臣民權利義務

第十八條 日本臣民タルノ要件ハ法律ノ定ムル所ニ依ル

第十九條 日本臣民ハ法律命令ノ定ムル所ノ資格ニ應シ均ク文武官ニ任セラレ及其ノ他ノ公務ニ就クコトヲ得

第二十條 日本臣民ハ法律ノ定ムル所ニ從ヒ兵役ノ義務ヲ有ス

第二十一條 日本臣民ハ法律ノ定ムル所ニ從ヒ納税ノ義務ヲ有ス

第二十二條 日本臣民ハ法律ノ範圍内ニ於テ居住及移轉ノ自由ヲ有ス

第二十三條 日本臣民ハ法律ニ依ルニ非スシテ逮捕監禁審問處罰ヲ受クルコトナシ

第二十四條 日本臣民ハ法律ニ定メタル裁判官ノ裁判ヲ受クルノ權ヲ奪ハル、コトナシ

第二十五條 日本臣民ハ法律ニ定メタル場合ヲ除ク外其ノ許諾ナクシテ住所ニ侵入セラレ及搜索セラレ、コトナシ

第二十六條 日本臣民ハ法律ニ定メタル場合ヲ除ク外信書ノ秘密ヲ侵サル、コトナシ

第二十七條 日本臣民ハ其ノ所有權ヲ侵サル、コトナシ

公益ノ爲必要ナル處分ハ法律ノ定ムル所ニ依ル

第二十八條 日本臣民ハ安寧秩序ヲ妨ケス及臣民タルノ義務ニ背カサル限ニ於テ信教ノ自由ヲ有ス

第二十九條 日本臣民ハ法律ノ範圍内ニ於テ言論著作印行集會及結社ノ自由ヲ有ス

第三十條 日本臣民ハ相當ノ敬禮ヲ守リ別ニ定ムル所ノ規定ニ從ヒ請願ヲ爲スコトヲ得

第三十一條 本章ニ掲ケタル條規ハ戰時又ハ國家事變ノ場合ニ於テ天皇大權ノ施行ヲ妨クルコトナシ

第三十二條 本章ニ掲ケタル條規ハ陸海軍ノ法令又ハ紀律ニ牴觸セサルモノニ限り軍人ニ準行ス

第三章 帝國議會

第三十三條 帝國議會ハ貴族院衆議院ノ兩院ヲ以テ成立ス

第三十四條 貴族院ハ貴族院令ノ定ムル所ニ依リ皇族華族及勅任セラレタル議員ヲ以テ組織ス

テ組織ス

第三十五條 衆議院ハ選舉法ノ定ムル所ニ依リ公選セラレタル議員ヲ以テ組織ス

第三十六條 何人モ同時ニ兩議院ノ議員タルコトヲ得ス

第三十七條 凡テ法律ハ帝國議會ノ協賛ヲ經ルヲ要ス

第三十八條 兩議院ハ政府ノ提出スル法律案ヲ議決シ及各々法律案ヲ提出スルコトヲ

得

第三十九條 兩議院ノ一ニ於テ否決シタル法律案ハ同會期中ニ於テ再ヒ提出スルコトヲ得ス

第四十條 兩議院ハ法律又ハ其ノ他ノ事件ニ付各々其ノ意見ヲ政府ニ建議スルコトヲ得但シ其ノ採納ヲ得サルモノハ同會期中ニ於テ再ヒ建議スルコトヲ得ス

第四十一條 帝國議會ハ毎年之ヲ召集ス

第四十二條 帝國議會ハ三箇月ヲ以テ會期トス必要アル場合ニ於テハ勅命ヲ以テ之ヲ延長スルコトアルヘシ

第四十三條 臨時緊急ノ必要アル場合ニ於テ常會ノ外臨時會ヲ召集スヘシ
臨時會ノ會期ヲ定ムルハ勅命ニ依ル

第四十四條 帝國議會ノ開會閉會會期ノ延長及停會ハ兩院同時ニ之ヲ行フヘシ
衆議院解散ヲ命セラレタルトキハ貴族院ハ同時ニ停會セラルヘシ

第四十五條 衆議院解散ヲ命セラレタルトキハ勅命ヲ以テ新ニ議員ヲ選舉セシメ解散ノ日ヨリ五箇月以内ニ之ヲ召集スヘシ

第四十六條 兩議院ハ各々其ノ總議員三分ノ一以上出席スルニ非サレハ議事ヲ開キ議決ヲ爲スコトヲ得ス

第四十七條 兩議院ノ議事ハ過半數ヲ以テ決ス可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

第四十八條 兩議院ノ會議ハ公開ス但シ政府ノ要求又ハ其ノ院ノ決議ニ依リ秘密會ト爲スコトヲ得

第四十九條 兩議院ハ各々天皇ニ上奏スルコトヲ得

第五十條 兩議院ハ臣民ヨリ呈出スル請願書ヲ受クルコトヲ得

第五十一條 兩議院ハ此ノ憲法及議院法ニ掲クルモノ、外内部ノ整理ニ必要ナル諸規則ヲ定ムルコトヲ得

第五十二條 兩議院ノ議員ハ議院ニ於テ發言シタル意見及表決ニ付院外ニ於テ責ヲ負フコトナシ但シ議員自ラ其ノ言論ヲ演說刊行筆記又ハ其ノ他ノ方法ヲ以テ公布シルトキハ一般ノ法律ニ依リ處分セララルヘシ

第五十三條 兩議院ノ議員ハ現行犯罪又ハ内亂外患ニ關ル罪ヲ除ク外會期中其ノ院ノ許諾ナクシテ逮捕セラル、コトナシ

第五十四條 國務大臣及政府委員ハ何時タリトモ各議院ニ出席シ及發言スルコトヲ得

第四章 國務大臣及樞密顧問

第五十五條 國務各大臣ハ天皇ヲ輔弼シ其ノ責ニ任ス

凡テ法律勅令其ノ他國務ニ關ル詔勅ハ國務大臣ノ副署ヲ要ス

第五十六條 樞密顧問ハ樞密院官制ノ定ムル所ニ依リ天皇ノ諮詢ニ應ヘ重要ノ國務ヲ審議ス

第五章 司法

第五十七條 司法權ハ天皇ノ名ニ於テ法律ニ依リ裁判所之ヲ行フ
裁判所ノ構成ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第五十八條 裁判官ハ法律ニ定メタル資格ヲ具フル者ヲ以テ之ニ任ス

裁判官ハ刑法ノ宣告又ハ懲戒ノ處分ニ由ルノ外其ノ職ヲ免セラル、コトナシ
懲戒ノ條規ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第五十九條 裁判ノ對審判決ハ之ヲ公開ス但シ安寧秩序又ハ風俗ヲ害スルノ虞アルトキハ法律ニ依リ又ハ裁判所ノ決議ヲ以テ對審ノ公開ヲ停ムルコトヲ得

第六十條 特別裁判所ノ管轄ニ屬スヘキモノハ別ニ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第六十一條 行政官廳ノ違法處分ニ由リ權利ヲ傷害セラレタリトスルノ訴訟ニシテ別ニ法律ヲ以テ定メタル行政裁判所ノ裁判ニ屬スヘキモノハ司法裁判所ニ於テ受理スルノ限ニ在ラス

第六章 會計

第六十二條 新ニ租稅ヲ課シ及稅率ヲ變更スルハ法律ヲ以テ之ヲ定ムヘシ
但シ報償ニ屬スル行政上ノ手数料及其ノ他ノ收納金ハ前項ノ限ニ在ラス
國債ヲ起シ及豫算ニ定メタルモノヲ除ク外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲ爲スハ帝國
議會ノ協贊ヲ經ヘシ

第六十三條 現行ノ租稅ハ更ニ法律ヲ以テ之ヲ改メサル限ハ舊ニ依リ之ヲ徵收ス

第六十四條 國家ノ歲出歲入ハ毎年豫算ヲ以テ帝國議會ノ協贊ヲ經ヘシ

豫算ノ款項ニ超過シ又ハ豫算ノ外ニ生シタル支出アルトキハ後日帝國議會ノ承諾ヲ
求ムルヲ要ス

第六十五條 豫算ハ前ニ衆議院ニ提出スヘシ

第六十六條 皇室經費ハ現在ノ定額ニ依リ毎年國庫ヨリ之ヲ支出シ將來増額ヲ要スル
場合ヲ除ク外國議會ノ協贊ヲ要セス

第六十七條 憲法上ノ大權ニ基ツケル既定ノ歲出及法律ノ結果ニ由リ又ハ法律上政府

ノ義務ニ屬スル歲出ハ政府ノ同意ナクシテ帝國議會之ヲ廢除シ又ハ削減スルコトヲ
得ス

第六十八條 特別ノ須要ニ因リ政府ハ豫メ年限ヲ定メ繼續費トシテ帝國議會ノ協贊ヲ
求ムルコトヲ得

第六十九條 避クヘカラサル豫算ノ不足ヲ補フ爲ニ又ハ豫算ノ外ニ生シタル必要ノ費
用ニ充ツル爲ニ豫備費ヲ設クヘシ

第七十條 公共ノ安全ヲ保持スル爲緊急ノ需用アル場合ニ於テ内外ノ情形ニ因リ政府
ハ帝國議會ヲ召集スルコト能ハサルトキハ勅令ニ依リ財政上必要ノ處分ヲ爲スコト
ヲ得

前項ノ場合ニ於テハ次ノ會期ニ於テ帝國議會ニ提出シ其ノ承諾ヲ求ムルヲ要ス

第七十一條 帝國議會ニ於テ豫算ヲ議定セス又ハ豫算成立ニ至ラサルトキハ政府ハ前
年度ノ豫算ヲ施行スヘシ

第七十二條 國家ノ歲出歲入ノ決算ハ會計検査院之ヲ検査確定シ政府ハ其ノ検査報告ト俱ニ之ヲ帝國議會ニ提出スヘシ
會計検査院ノ組織及職權ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第七章 補 則

第七十三條 將來此ノ憲法ノ條項ヲ改正スルノ必要アルトキハ勅命ヲ以テ議案ヲ帝國議會ノ議ニ付スヘシ

此ノ場合ニ於テ兩議院ハ各々其ノ總員三分ノ二以上出席スルニ非サレハ議事ヲ開クコトヲ得ス

出席議員三分ノ二以上ノ多數ヲ得ルニ非サレハ改正ノ議決ヲ爲スコトヲ得ス

第七十四條 皇室典範ノ改正ハ帝國議會ノ議ヲ經ルヲ要セス

皇室典範ヲ以テ此ノ憲法ノ條規ヲ變更スルコトヲ得ス

第七十五條 憲法及皇室典範ハ攝政ヲ置クノ間之ヲ變更スルコトヲ得ス

第七十六條 法律規則命令又ハ何等ノ名稱ヲ用キタルニ拘ラス此ノ憲法ニ矛盾セサル現行ノ法令ハ總テ遵守ノ效力ヲ有ス

歲出上政府ノ義務ニ係ル現在ノ契約又ハ命令ハ總テ第六十七條ノ例ニ依ル

皇室典範

二八

明治二十二年二月十一日

天祐ヲ享有シタル我カ日本帝國ノ寶祚ハ萬世一系歷代繼承シ以テ朕カ躬ニ至ル惟一祖宗肇國ノ初大憲一タヒ定マリ昭ナルコト日星ノ如シ今ノ時ニ當リ宜ク遺訓ヲ明徴ニシ皇家ノ成典ヲ制立シ以テ丕基ヲ永遠ニ鞏固ニスヘシ茲ニ樞密顧問ノ諮詢ヲ經皇室典範ヲ裁定シ朕カ後嗣及子孫ヲシテ遵守スル所アラシム

皇室典範

第一章 皇位繼承

- 第一條 大日本國皇位ハ祖宗ノ皇統ニシテ男系ノ男子之ヲ繼承ス
- 第二條 皇位ハ皇長子ニ傳フ
- 第三條 皇長子在ラサルトキハ皇長孫ニ傳フ皇長子及其ノ子孫皆在ラサルトキハ皇次

子及其ノ子孫ニ傳フ以下皆之ニ例ス

第四條 皇子孫ノ皇位ヲ繼承スルハ嫡出ヲ先ニス皇庶子孫ノ皇位ヲ繼承スルハ皇嫡子孫皆在ラサルトキニ限ル

第五條 皇子孫皆在ラサルトキハ皇兄弟及其ノ子孫ニ傳フ

第六條 皇兄弟及其ノ子孫皆在ラサルトキハ皇伯叔父及其ノ子孫ニ傳フ

第七條 皇伯叔父及其ノ子孫皆在ラサルトキハ其ノ以上ニ於テ最近親ノ皇族ニ傳フ

第八條 皇兄弟以上ハ同等内ニ於テ嫡ヲ先ニシ庶ヲ後ニシ長ヲ先ニシ幼ヲ後ニス

第九條 皇嗣精神若ハ身體ノ不治ノ重患アリ又ハ重大ノ事故アルトキハ皇族會議及樞密顧問ニ諮詢シ前數條ニ依リ繼承ノ順序ヲ換フルコトヲ得

第二章 踐祚即位

- 第十條 天皇崩スルトキハ皇嗣即チ踐祚シ祖宗ノ神器ヲ承ク
- 第十一條 即位ノ禮及大嘗祭ハ京都ニ於テ之ヲ行フ

第十二條 踐祚ノ後元號ヲ建テ一世ノ間ニ再ヒ改メサルコト明治元年ノ定制ニ從フ

第三章 成年立后立太子

第十三條 天皇及皇太子皇太孫ハ滿十八年ヲ以テ成年トス

第十四條 前條ノ外ノ皇族ハ滿二十年ヲ以テ成年トス

第十五條 儲嗣タル皇子ヲ皇太子トス皇太子在ラサルトキハ儲嗣タル皇孫ヲ皇太孫トス

ス

第十六條 皇后皇太子皇太孫ヲ立ツルトキハ詔書ヲ以テ之ヲ公布ス

第四章 敬稱

第十七條 天皇太皇太后皇太后皇后ノ敬稱ハ陛下トス

第十八條 皇太子皇太子妃皇太孫皇太孫妃親王妃内親王王妃女王ノ敬稱ハ殿下トス

トス

第五章 攝政

第十九條 天皇未タ成年ニ達セサルトキハ攝政ヲ置ク

天皇久キニ亘ルノ故障ニ由リ大政ヲ親ラスルコト能ハサルトキハ皇族會議及樞密顧問ノ議ヲ經テ攝政ヲ置ク

第二十條 攝政ハ成年ニ達シタル皇太子又ハ皇太孫之ニ任ス

第二十一條 皇太子皇太孫アラサルカ又ハ未タ成年ニ達セサルトキハ左ノ順序ニ依リ攝政ニ任ス

第一 親王及王

第二 皇后

第三 皇太后

第四 太皇太后

第五 内親王及女王

第二十二條 皇族男子ノ攝政ニ任スルハ皇位繼承ノ順序ニ從フ其ノ女子ニ於ケルモ亦

之ニ準ス

第二十三條 皇族女子ノ攝政ニ任スルハ配偶アラサル者ニ限ル

第二十四條 最近親ノ皇族未タ成年ニ達セサル由又ハ其ノ他ノ事故ニ由リ他ノ皇族攝政ニ任シタルトキハ後來最近親ノ皇族成年ニ達シ又ハ其ノ事故既ニ除クト雖皇太子及皇太孫ニ對スルノ外其ノ任ヲ讓ルコトナシ

第二十五條 攝政又ハ攝政タルヘキ者精神若ハ身體ノ重患アリ又ハ重大ノ事故アルトキハ皇族會議及樞密顧問ノ議ヲ經テ其ノ順序ヲ換フルコトヲ得

第六章 太 傅

第二十六條 天皇未タ成年ニ達セサルトキハ太傅ヲ置キ保育ヲ掌ラシム

第二十七條 先帝遺命ヲ以テ太傅ヲ任セサリシトキハ攝政ヨリ皇族會議及樞密顧問ニ諮詢シ之ヲ選任ス

第二十八條 太傅ハ攝政及其ノ子孫之ニ任スルコトヲ得ス

第二十九條 攝政ハ皇族會議及樞密顧問ニ諮詢シタル後ニ非ツレハ太傅ヲ退職セシムルコトヲ得ス

第七章 皇 族

第三十條 皇族ト稱フルハ太皇太后皇太后皇后皇太子皇太子妃皇太孫皇太孫妃親王親王妃内親王王王妃女王ヲ謂フ

第三十一條 皇子ヨリ皇太孫ニ至ルマテハ男ヲ親王女王ヲ内親王トシ五世以下ハ男ヲ王女ヲ女王トス

第三十二條 天皇支系ヨリ入テ大統ヲ承クルトキハ皇兄弟姉妹ノ女王王タル者ニ特ニ親王内親王ノ號ヲ宣賜ス

第三十三條 皇族ノ誕生命名婚嫁薨去ハ宮内大臣之ヲ公告ス

第三十四條 皇統譜及前條ニ關ル記録ハ圖書寮ニ於テ尙藏ス

第三十五條 皇族ハ天皇之ヲ監督ス

第三十六條 攝政在任ノ時ハ前條ノ事ヲ攝行ス

第三十七條 皇族男女幼年ニシテ父ナキ者ハ宮内ノ官寮ニ命シ保育ヲ掌ラシム事宜ニ依リ天皇ハ其ノ父母ノ選舉セル後見人ヲ認可シ又ハ之ヲ勅選スヘシ

第三十八條 皇族ノ後見人ハ成年以上ノ皇族ニ限ル

第三十九條 皇族ノ婚嫁ハ同族又ハ勅旨ニ由リ特ニ認許セラレタル華族ニ限ル

第四十條 皇族ノ婚嫁ハ勅許ニ由ル

第四十一條 皇族ノ婚嫁ヲ許可スルノ勅書ハ宮内大臣之ニ副署ス

第四十二條 皇族ハ養子ヲ爲スコトヲ得ス

第四十三條 皇族國疆ノ外ニ旅行セムトスルトキハ勅許ヲ請フヘシ

第四十四條 皇族女子ノ臣籍ニ嫁シタル者ハ皇族ノ列ニ在ラス但シ特旨ニ依リ仍内親王女王ヲ稱ヲ有セシムルコトアルヘシ

第八章 世傳御料

第四十五條 土地物件ノ世傳御料ト定メタルモノハ分割讓與スルコトヲ得ス

第四十六條 世傳御料ニ編入スル土地物件ハ樞密顧問ニ諮詢シ勅書ヲ以テ之ヲ定メ宮内大臣之ヲ公告ス

第九章 皇室經費

第四十七條 皇室諸般ノ經費ハ特ニ常額ヲ定メ國庫ヨリ支出セシム

第四十八條 皇室經費ノ豫算決算検査及其ノ他ノ規則ハ皇室會計法ノ定ムル所ニ依ル

第十章 皇族訴訟及懲戒

第四十九條 皇族相互ノ民事ノ訴訟ハ勅旨ニ依リ宮内省ニ於テ裁判員ヲ命シ裁判セシメ勅裁ヲ經テ之ヲ執行ス

第五十條 人民ヨリ皇族ニ對スル民事ノ訴訟ハ東京控訴院ニ於テ之ヲ裁判ス但シ皇族ハ代人ヲ以テ訴訟ニ當ラシメ自ラ認廷ニ出ルヲ要セス

第五十一條 皇族ハ勅許ヲ得ルニ非ズレハ勾引シ又ハ裁判所ニ召喚スルコトヲ得ス

第五十二條 皇族其ノ品位ヲ辱ムルノ所行アリ又ハ皇室ニ對シ忠順ヲ缺クトキハ勅旨ヲ以テ之ヲ懲戒シ其ノ重キ者ハ皇族特權ノ一部又ハ全部ヲ停止シ若ハ剝奪スヘシ

第五十三條 皇族遺產ノ所行アルトキハ勅旨ヲ以テ遺產ノ禁ヲ宣告シ其ノ管財者ヲ任スヘシ

第五十四條 前二條ハ皇族會議ニ諮詢シタル後之ヲ勅裁ス

第十一章 皇族會議

第五十五條 皇族會議ハ成年以上ノ皇族男子ヲ以テ組織シ内大臣樞密院議長宮内大臣司法大臣大審院長ヲ以テ參列セシム

第五十六條 天皇ハ皇族會議ニ親臨シ又ハ皇族中ノ一員ニ命シテ議長タラシム

第十二章 補 則

第五十七條 現在ノ皇族五世以下親王ノ號ヲ宣賜シタル者ハ舊ニ依ル

第五十八條 皇位繼承ノ順序ハ總テ實系ニ依ル現在皇養子皇猶子又ハ他ノ繼嗣タルノ

故ヲ以テ之ヲ混スルコトナシ

第五十九條 親王内親王王女王ノ品位ハ之ヲ廢ス

第六十條 親王ノ家格及其ノ他此ノ典範ニ抵觸スル例規ハ總テ之ヲ廢ス

第六十一條 皇族ノ財產歲費及諸規則ハ別ニ之ヲ定ムヘシ

第六十二條 將來此ノ典範ノ條項ヲ改正シ又ハ増補スヘキノ必要アルニ當テハ皇族會議及樞密顧問ニ諮詢シテ之ヲ勅定スヘシ

皇室典範増補

明治四十年二月十一日

御告文

皇朕レ謹ミ畏ミ

皇祖

皇宗ノ神靈ニ告ケ白サク皇室典範ハ

皇祖

皇宗ノ遺範ヲ明徹ニシ天壤無窮ノ宏基ヲ鞏固ニスル所以ニシテ紹述以來茲ニ十有九年

皇朕レ我カ諸昆ト俱ニ之ヲ欽遵シテ敢テ遠越スルコトナシ今ヤ國祚倍々昌隆ニシテ

皇祖

皇宗ノ威靈廻ク四裔ニ顯赫タルノ時ニ膺リ進運ヲ照察シ成典ヲ増益シ以テ尊嚴保維ノ

國ヲ廓ニシ子孫率由ノ道ヲ裕ニスルハ亦

皇祖

皇宗聖謨ノ存スル所ニ外ナラス皇朕レ茲ニ皇室典範増補ヲ制定シ仰テ

皇祖

皇宗ノ神祐ヲ禱リ永遠ニ履行シテ愆ラサラムコトヲ誓フ庶幾クハ

神靈此ヲ監ミタマヘ

天祐ヲ享有シタル我カ日本帝國皇家ノ成典ハ祖宗ノ洪範ヲ紹述シテ敢テ違フコトアル
ナシ而シテ人文ノ發展ハ寰宇ノ進運ニ隨ヒ制度ノ燦備ハ條章ノ増廣ヲ必トス是ノ時ニ
當リ朕ハ祖宗ノ不基ヲ永遠ニ鞏固ニスル所以ノ良圖ヲ惟ヒ且憲章ニ由テ以テ皇族ノ分
義ヲ昭ニセムコトヲ欲シ茲ニ皇族會議及樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ皇室典範増補ヲ裁定シ

朕カ子孫及臣民ヲシテ之ニ率由シテ愆ルコトナキヲ期セシム
皇室典範増補

第一條 王ハ勅旨又ハ情願ニ依リ家名ヲ賜ヒ華族ニ列セシムルコトアルヘシ

第二條 王ハ勅許ニ依リ華族ノ家督相続人トナリ又ハ家督相続ノ目的ヲ以テ華族ノ養子トナルコトヲ得

第三條 前二條ニ依リ臣籍ニ入りタル者ノ妻直系卑屬及其ノ妻ハ其ノ家ニ入ル但シ他ノ皇族ニ嫁シタル女子及其ノ直系卑屬ハ此ノ限ニ在ラス

第四條 特權ヲ剝奪セラレタル皇族ハ勅旨ニ由リ臣籍ニ降スコトアルヘシ

前項ニ依リ臣籍ニ降サレタル者ノ妻ハ其ノ家ニ入ル

第五條 第一條第二條第四條ノ場合ニ於テハ皇族會議及樞密顧問ノ諮詢ヲ經ヘシ

第六條 皇族ノ臣籍ニ入りタル者ハ皇族ニ復スルコトヲ得ス

第七條 皇族ノ身位其ノ他ノ權義ニ關スル規程ハ此ノ典範ニ定メタルモノノ外別ニ之

ヲ定ム

皇族ト人民トニ涉ル事項ニシテ各々適用スヘキ法律ヲ異ニスルトキハ前項ノ規程ニ依ル

第八條 法律命令中皇族ニ適用スヘキモノトシタル規定ハ此ノ典範又ハ之ニ基ツキ發スル規則ニ別段ノ條規ナキトキニ限り之ヲ適用ス

皇室典範增補

大正七年十一月二十八日

朕惟フニ祖宗ノ遺範ヲ紹述シ時ニ隨ヒ宜ヲ制シ以テ國ノ進展ニ順應スルハ皇考ノ宏
 謨ニシテ朕ノ率循スル所ナリ今ヤ皇家ノ成典ヲ増廣スルノ要ヲ認メ皇族會議及樞密
 閣ノ諮詢ヲ經テ皇室典範增補ヲ裁定シ茲ニ之ヲ公布セシム
 皇族女子ハ王族又ハ公族ニ嫁スルコトヲ得

大日本帝國憲法重要資料

日本出版會會員書號第一三七〇七號

大正十三年七月六日 新稿 初版 印刷
 大正十三年七月十日 新稿 初版 印刷
 大正十四年八月五日 增補改訂四版印刷發行
 昭和十九年三月一日 第十六版印刷
 昭和十九年三月五日 第十六版發行(五〇〇〇部)

新稿憲法述義書及版奥付
 定價金參圓九拾五錢
 特別行爲稅金貳拾八錢
 相續額金貳拾八錢
 實價金四圓貳拾參錢

著者 上 杉 慎 吉

發行者 江 草 四 郎

印刷者(東京二二六) 龜 谷 良 一

(出版會京認)
251161號

著作權所有



發行所

書肆 有 斐 閣

關

配給元

東京都神田區淺草町二丁目九番地

日本出版配給株式會社

東京都神田區神保町二丁目十七番地
 本 店 電話九段三二二・三二三
 振替口座東京三三三・三三三
 本 支 店 東京市本郷區大正門前
 電話小石川一九二〇番

東京 日東印刷株式會社 本廠

11-90-11





